

海老名運動公園再整備計画

基本計画書（改定）

令和 7 年 5 月

海老名市 市民協働部 文化スポーツ課

海老名運動公園再整備計画 基本計画書(改定)

目 次

第1章 再整備計画改定の目的	1
1. 再整備計画改定の目的	1
第2章 対象地の位置及び現況施設の概要	2
1. 位置および範囲	2
2. 対象施設の概要	3
第3章 現況、上位関連計画の把握	5
1. 自然環境・社会環境の概況	5
1-1 自然環境の概況	5
1-2 社会環境の概況	7
2. 計画地の法規制	11
3. 上位・関連計画	12
3-1 第3期スポーツ基本計画(R4.3.25 スポーツ庁)	13
3-2 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)(R2.12 内閣府)	13
3-3 スポーツ施設のストック適正化ガイドライン(H31.4 一部改訂スポーツ庁)	14
3-4 新かながわランドデザイン基本構想(R6.3 神奈川県)	14
3-5 神奈川県スポーツ推進計画(R5.3 見直し版 神奈川県)	15
3-6 えびな未来創造プラン 2020(R6.3 改定 海老名市)	16
3-7 海老名市かがやき持続総合戦略(R7.4 改定 海老名市)	18
3-8 海老名市都市マスタープラン(R5.7 一部改訂 海老名市)	18
3-9 海老名市緑の基本計画(R2.3 海老名市)	18
3-10 海老名市立地適正化計画(防災指針)(R6.3 改定 海老名市)	19
3-11 海老名市スポーツ推進計画(R6.5 海老名市)	20
3-12 海老名市公共施設再編(適正化)計画(R6.2 改定 海老名市)	22
3-13 海老名市個別施設計画(文化スポーツ施設(スポーツ施設))(R6.2 海老名市)	22
3-14 海老名市公園施設長寿命化計画(R6.3 海老名市)	24
3-15 海老名市スポーツ施設の今後の方向性(R6.7 海老名市)	29
3-16 さがみグリーンライン自転車道の計画(神奈川県)	31

3-17 海老名市地域防災計画(R5.2 海老名市)	31
3-18 海老名市国民保護計画(H30.11 海老名市)	32
3-19 海老名市景観基本計画(H20.5 海老名市)	33
3-20 海老名運動公園再整備基本計画(H30.3 海老名市) 参考	34
4. 計画地の現況景観	35
5. 計画地の利用・管理状況	39
6. 市内の類似施設の状況	40
 第4章 現計画における問題点の抽出及び課題の整理	41
1. 問題点の抽出	41
2. 課題の整理	47
2-1 計画地における解決すべき課題	47
2-2 関係機関及び指定管理者からみた管理運営上の問題点及び課題	50
2-3 3案の再整備計画立案における問題点と課題	52
 第5章 再整備計画における条件の整理・分析	53
1. 再整備計画における条件の整理	53
1-1 計画条件の整理(比較検討案(3案)における整備の方向性について)	53
1-2 社会資本整備総合交付金の補助要件について	56
1-3 比較検討の設定	57
2. 導入施設及び施設配置計画(3案の比較検討)	63
2-1 導入施設の種類・機能・規模	63
2-2 施設配置計画(案)	69
2-3 概算工事費算出	77
3. 計画案の設定	79
3-1 比較計画案の評価	79
3-2 計画案の設定	81
 第6章 整備方針の再設定	83
1. 計画の基本的な考え方	83
2. 整備方針の再設定	84

第7章 再整備計画(改定) 86

1. 動線計画.....	86
2. 施設配置計画	91
3. 造成計画の考え方	102
4. 雨水排水計画の考え方	103
5. 施設計画	105
5-1 各施設の整備方針、規模、仕様等	105
5-2 規模検討	117
6. 供給処理計画について	122
6-1 供給処理計画の考え方	122
7. 植栽計画について.....	123
7-1 植栽計画の考え方	123

第8章 事業工程計画と概算工事費 124

1. 事業工程計画.....	124
2. 概算工事費	125

第9章 今後の課題..... 126

参考資料..... 128

第1章 再整備計画改定の目的

1. 再整備計画改定の目的

令和6年5月、海老名市（以下、「本市」という。）は、国のスポーツ基本法、スポーツ基本計画及び県のスポーツ推進計画に基づき、「海老名市スポーツ推進計画」を策定しました。同推進計画は、誰もがスポーツで「ともに」「つながる」楽しさを感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指し、様々な人・組織が「あつまり」「ともに」スポーツを楽しめる「場づくり」等を提供することとしている。

本市の公共施設の多くは、高度経済成長期に集中的に建設しており、全体の約7割が築30年以上経過している状況にあり、運動公園も例外ではなく、野球場（築40年超）をはじめその他施設の老朽化は顕著である。しかし、従来の「海老名運動公園再整備計画」（平成30年3月策定）は新型コロナウイルス感染症の影響や、公共施設再編計画の改定等の要因により、再整備に着手できないまま現在を迎えている。また、その内容においては野球場の改修やスケートボードパークの新設など、一部の施設の検討に限定されており公園全体の長寿命化につながるものではない。

このような、将来的な人口減少が見込まれ、社会経済情勢や公共施設を取り巻く市民ニーズは刻一刻と変化している。更に今後見込まれる新たなニーズへの対応も必要となる。

こうした状況を受け、本市では「海老名市公共施設再編（適正化）計画」（平成29年3月策定・令和6年2月改定）や「海老名市個別施設計画」（令和4年3月策定・令和6年8月改定）を策定し、当面進めていくべき施設の方向性を示す基本指針として、令和6年7月に「海老名市スポーツ施設の今後の方向性」を策定した。

以上の経緯を踏まえ、来園者が安全にそして安心して利用できる運動公園を目指し、「海老名運動公園再整備計画」を改定する。

なお、本計画は最小限の再整備方針を示すものであり、パブリックコメント、各種団体等からの意見を踏まえ、さらには様々な状況の変化に対応するべく、具体的な整備内容、工程、工事費等については、今後着手する詳細計画の中で検討していくものとする。

第2章 対象地の位置及び現況施設の概要

1. 位置および範囲

対象地の位置：神奈川県海老名市社家 4032-1

対象地の範囲：海老名運動公園全域（面積：17.52ha）



図 2.1 海老名運動公園の位置

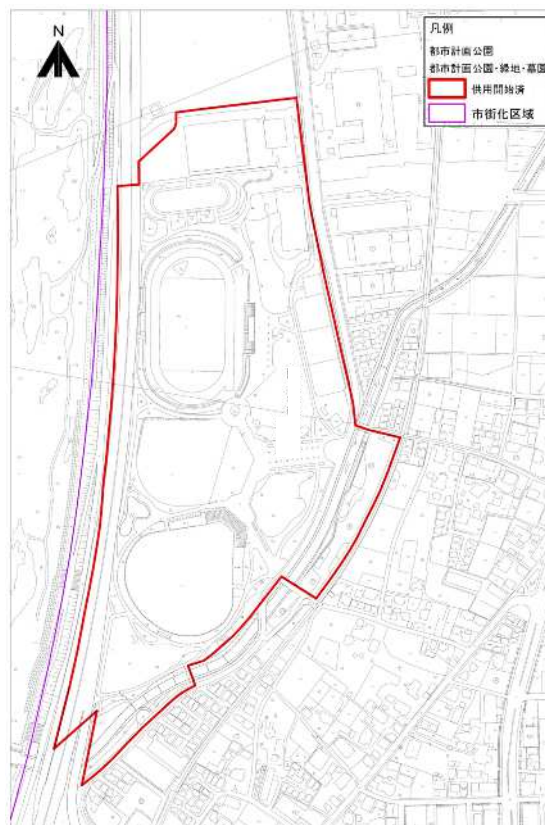


図 2.2 海老名運動公園の範囲

2. 対象施設の概要

再整備の検討対象とする主な施設は、以下に示すとおりであり、各施設の規模等は都市公園台帳の数値を使用することとする。

表 2.1 施設の規模

No.	施設・機能	規 模
①	総合体育館	7,502.52 ㎡※
②	野球場	17,885.12 ㎡※ ○屋内設備:ダッグアウト、通路、ホール、物入れ、廊下 (鉄筋コンクリート造) ○内野スタンド:2,142.08 ㎡(建築面積 827.32 ㎡) ○スコアボード、給水ポンプ室
③	陸上競技場	24,581.66 ㎡※
④	屋内プール	8,653.54 ㎡※
⑤	テニスコート	4,595.66 ㎡(2,481.13 ㎡、2,114.53 ㎡)※
⑥	クラブハウス	822.41 ㎡※
⑦	多目的広場	12,778.52 ㎡※
⑧	修景池	909.97 ㎡※
⑨	冒険広場	7,109.91 ㎡※
⑩	芝生広場	7,837.69 ㎡※
⑪	疎林広場	4,315.47 ㎡※
⑫	自由広場	1,982.11 ㎡※
⑬	駐車場	12,648.23 ㎡ (6,079.47 ㎡、4,577.98 ㎡、1,990.78 ㎡)※
⑭	駐輪場	436.15 ㎡(20.08 ㎡、416.07 ㎡)(現在なし:455.50 ㎡)※
-	その他(園路・広場)	63,161.04 ㎡
合計面積		175,220 ㎡※

※海老名運動公園都市公園台帳より

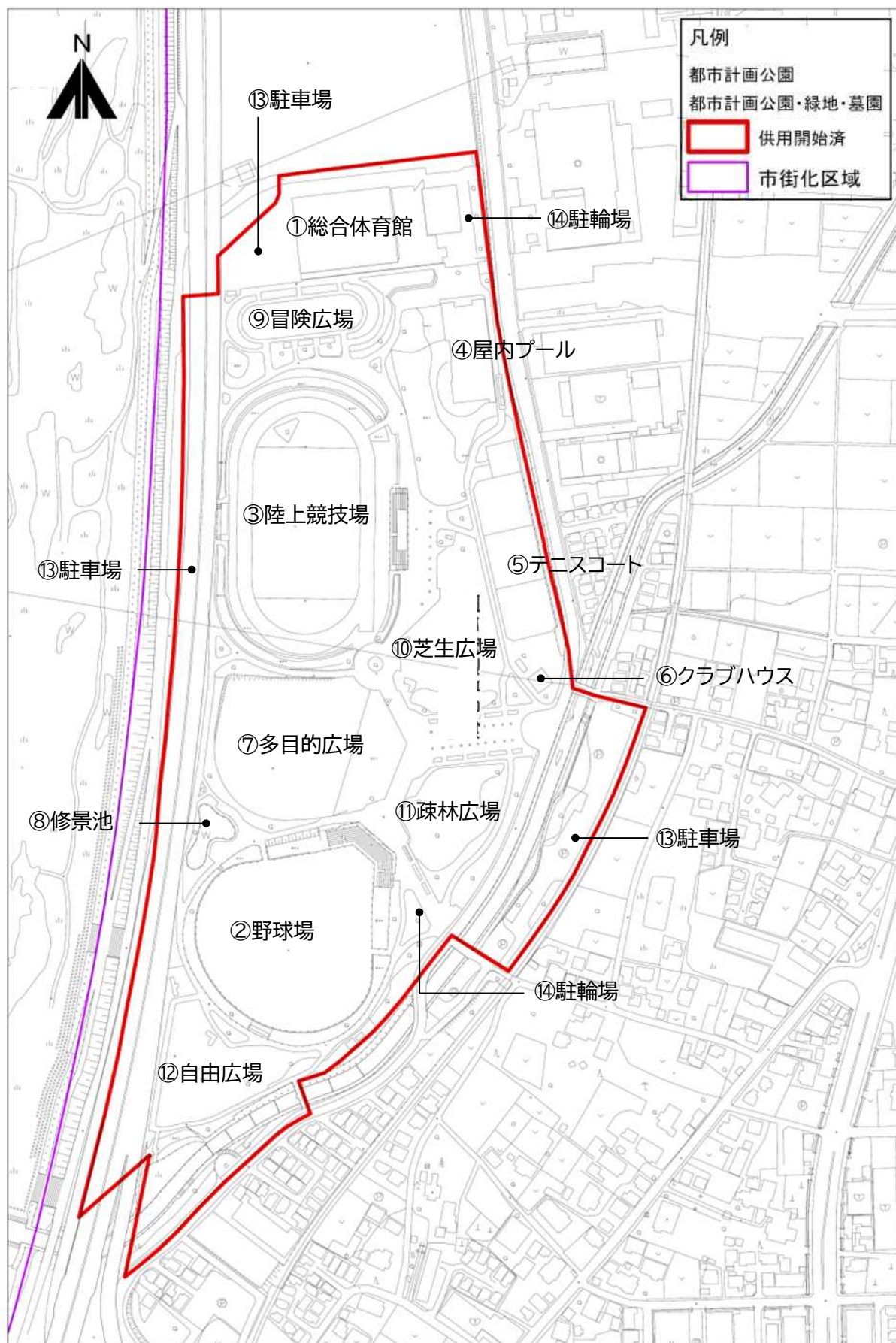


図 2.3 海老名運動公園の主な施設等

第3章 現況、上位関連計画の把握

1. 自然環境・社会環境の概況

計画地及び周辺地域における自然環境及び社会環境の概況を整理する。

1-1 自然環境の概況

1-1-1 地形・地質

海老名運動公園の敷地は、相模川の河川敷であったが、昭和 56 年以降の相模川河川堤防の造成工事に伴う埋め立ての盛土工により造成されたものである。

このため、昭和 45 年度～昭和 54 年度に調査が行われた国土庁による土地分類基礎調査の地形分類図によると、計画対象地は「低地：自然堤防・砂州・砂丘」の分類となっている。

同じく、同土地分類基礎調査の表層地質図によると、未固結堆積物（礫）と表示されており、河川敷の地形であったことがうかがえる。

1-1-2 気象

本市の気温は概ね温暖で、令和 6 年の平均気温は 17.5℃である。

令和 6 年の月別気温についてみると、最高気温は 37.6℃（7 月）、最低気温は -2.4℃（1 月）である。

1-1-3 植生

環境省第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査植生調査 1/2 万 5 千 現存植生図によると、海老名運動公園の敷地の植生は、「ゴルフ場・芝地」及び「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」の群落区分となっている。芝生広場や野球場、陸上競技場の芝地は、「ゴルフ場・芝地」の区分に相当するので、海老名運動公園の現状を表しているといえる。



図 3.1 海老名市運動公園周辺の植栽状況(撮影日:上写真 2007 年 10 月 21 日(平成 19 年)、
下写真 2019 年 6 月 17 日(令和元年)

出典:国土地理院地図(空中写真閲覧サービス)

1-2 社会環境の概況

1-2-1 人口・世帯数

令和7年4月1日時点の本市の人口は、141,488人、世帯数は63,613世帯である。

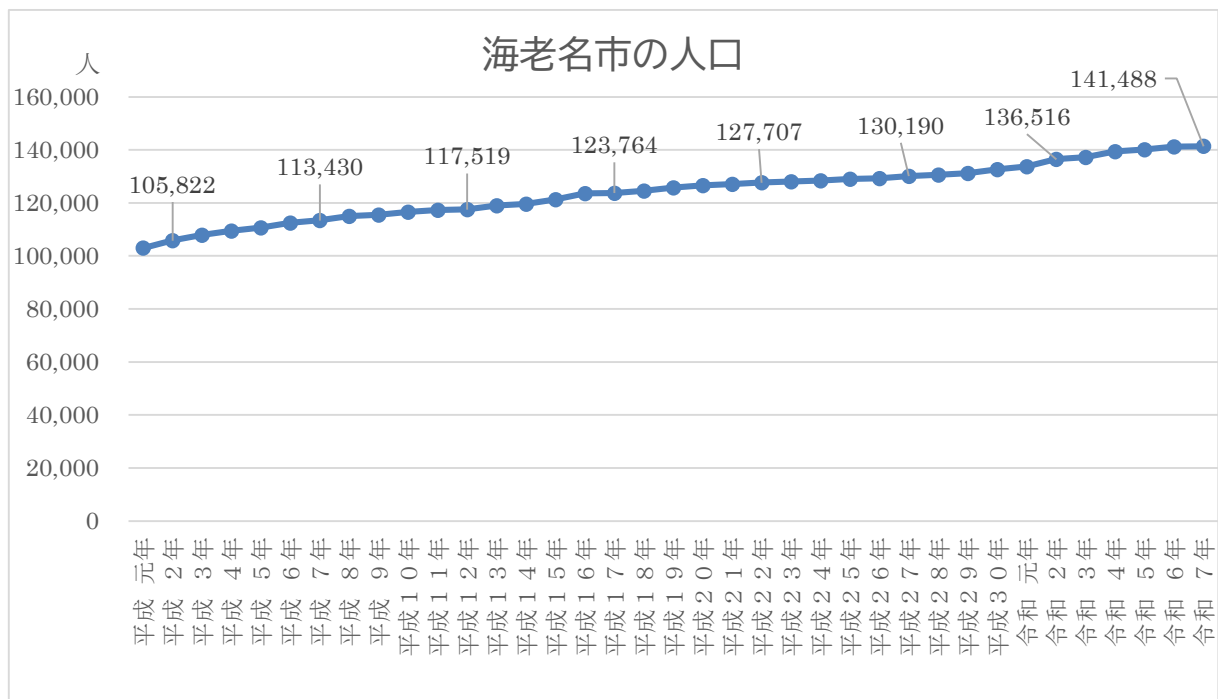
平成元年からの人口増減についてみると、増加傾向を示している。

表 3.1 本市の世帯・人口

		令和7年4月1日
世帯	世帯数	63,613世帯
人口	総数	141,488人
	男	70,975人
	女	70,513人

注)この数値は直近の国勢調査の確定数を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加減して推計した。

出典:海老名市公式ホームページ



注) 1. 国勢調査の確定数及び直近の国勢調査の確定数を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加減して推計した。

図 3.2 本市の人口統計

出典:海老名市公式ホームページ

1-2-2 土地利用

計画地の北側は「その他の空地」である。

北東側は、「工業用地」である。南東側は、「住宅用地」「畑地」である。

平成 27 年から令和 2 年では計画地東側の「畑地」が「運輸施設用地」へ変更されている。

1-2-3 用途地域

第 1 種住居地域、準防火地域、工業地域に指定されている。

1-2-4 防災拠点

計画地は、「令和2年度神奈川県都市計画基礎調査(R3)」において、「防災拠点」に位置づけられている

また、「海老名市地域防災計画」(令和5年2月海老名市防災会議)において、避難場所等(海老名運動公園・海老名運動公園貫抜川駐車場)として、「応急仮設住宅等建設予定地」に指定されている。

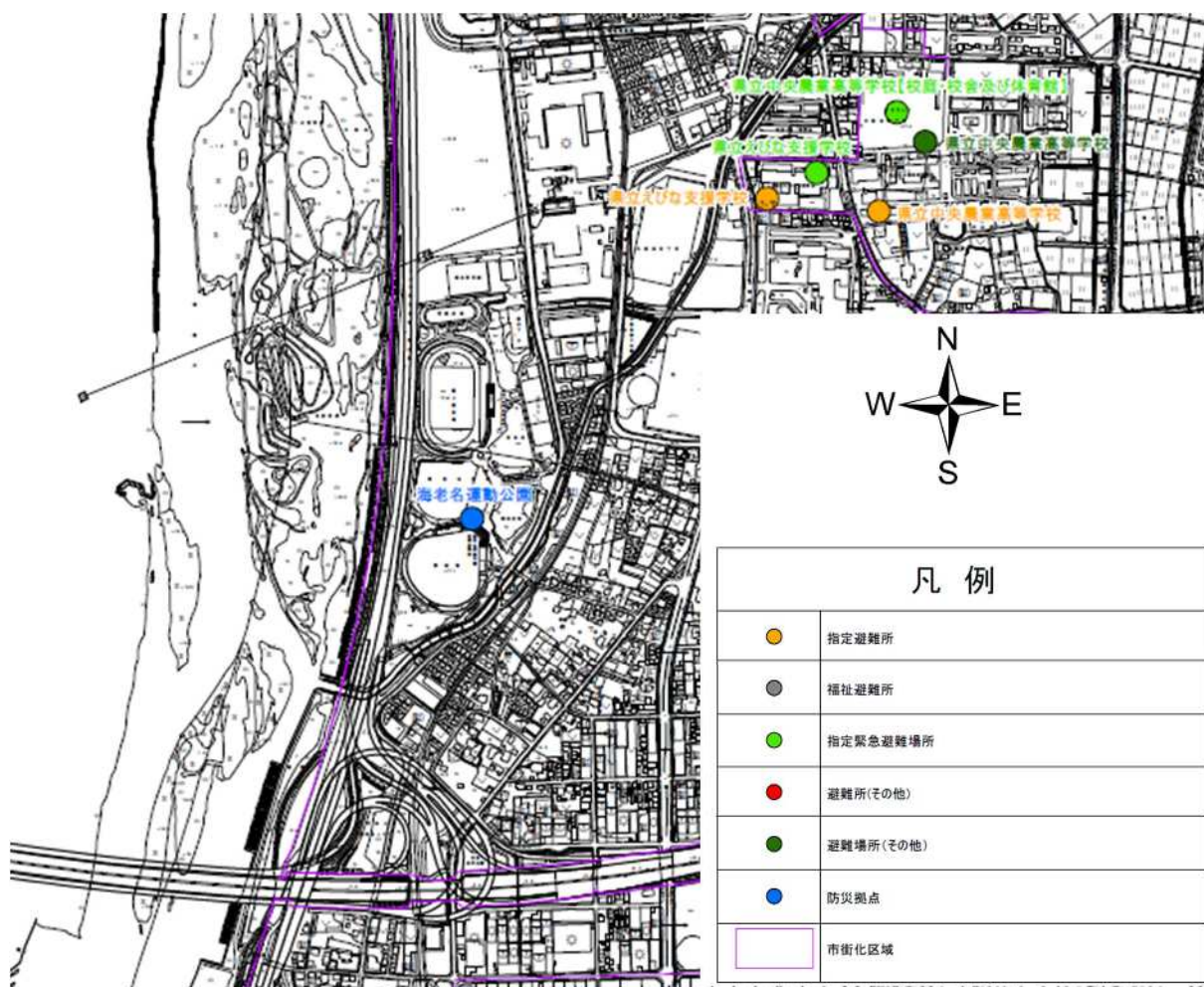


図 3.3 避難所・避難場所・防災拠点位置図

出典: 令和2年度神奈川県都市計画基礎調査(R3)

【防災拠点】

- ・ 広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設や応急復旧活動の拠点の意味で用いることが多い。

出典：首都圏広域防災拠点整備協議会「首都圏広域防災拠点整備基本構想」(平成13年8月27日)

1-2-5 浸水想定状況

■海老名市洪水ハザードマップ

- ・海老名市洪水ハザードマップは神奈川県が作成したものであり、「相模川」が洪水を起こした場合の浸水の目安と家屋倒壊等氾濫想定区域を示したものである。

洪水とは……河川の氾濫又は堤防の決壊により発生する浸水

内水とは……排水施設的能力不足や河川の水位上昇によって雨水が排水できなかった場合に発生する浸水

【計画地】

- ・「浸水した場合に予想される水深」：3.0～5.0m未満の区域→修景池、貫抜川沿い
：0.5～3.0m未満の区域→公園全域
- ・「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」→疎林広場と野球場の一部を除く公園全域

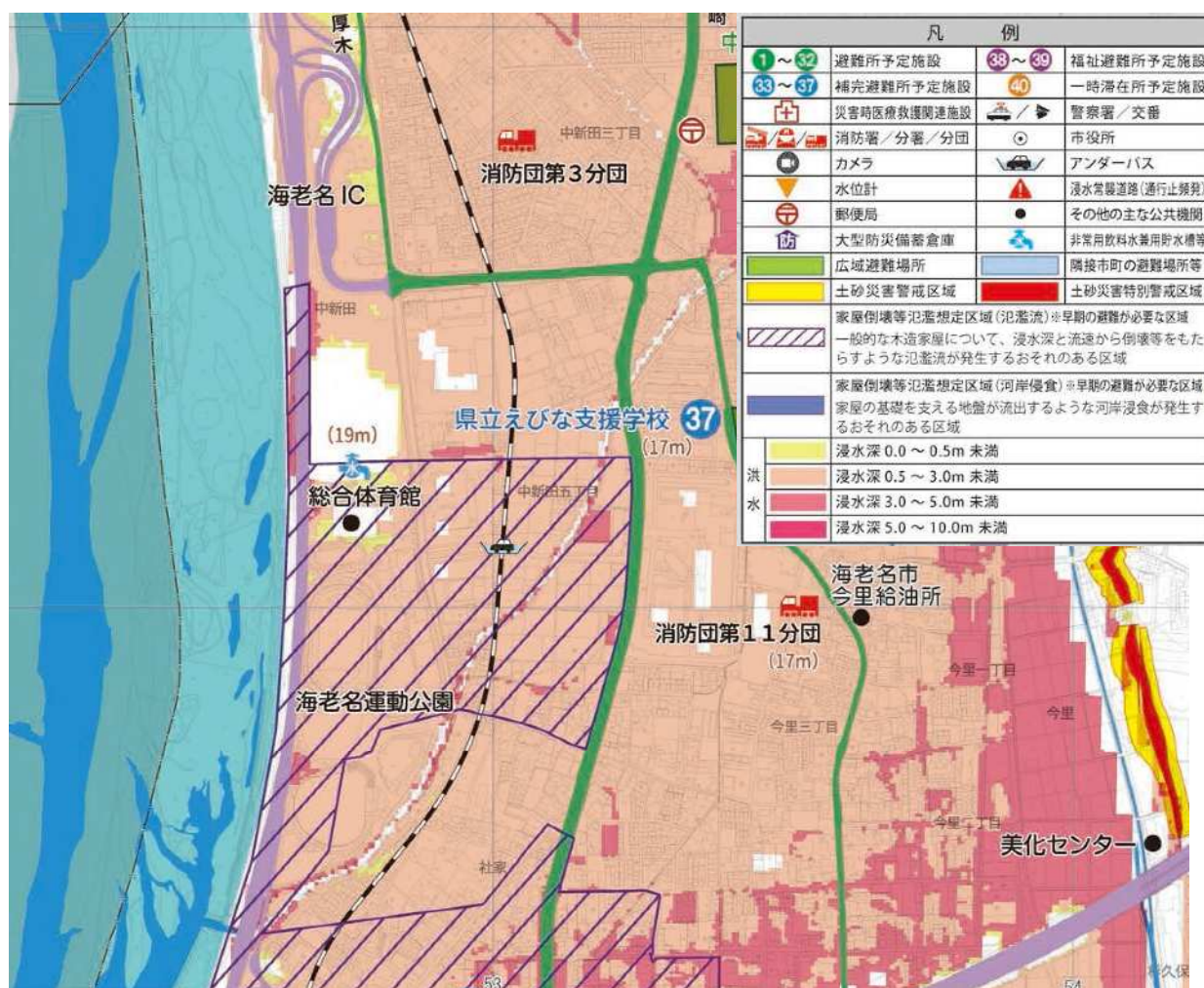


図 3.4 海老名市洪水ハザードマップ(相模川洪水浸水想定区域)

出典:海老名市防災ガイドブック(令和 6 年 3 月改定)

2. 計画地の法規制

計画地に係る法規制は以下のとおりである。

表 3.2 法規制一覧

	法令・規制等・関連計画	要否	適用状況	業務対象地
1	都市公園法	○	都市公園	海老名運動公園
2	河川法(河川保全区域)	○	s59.11.20(直近):河川法第 24 条、第 26 条及び第 27 条第 1 項に基づく許可申請提出 s60.2.18 河川法許可:(自転車置き場他)	・計画地は相模川左岸にある。(出典:「海老名運動公園都市公園台帳」(海老名市))
3	海岸法(海岸保全区域)	×	該当しない	—
4	自然公園法	×	該当しない	—
5	神奈川県立自然公園条例	×	該当しない	—
6	首都圏近郊緑地保全法	×	該当しない	—
7	土壤汚染対策法	×	該当しない	—
8	景観法・海老名市景観条例に基づく届出制度【市全域(景観まちづくり地区以外)】	○	市全域	
9	森林法	×	該当しない	—
10	都市計画法	○	都市計画公園	
		○	市街化区域に該当	第一種住居地域 準防火地域 工業地域
11	風致地区	×	該当しない	—
12	建築基準法	○	建築基準法第 22 条	建築基準法第 22 条指定区域
13	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	○	公園は、[みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック]を遵守	—
14	文化財保護法	×		—

3. 上位・関連計画

本計画に係る上位関連計画として以下に整理する。

表 3.3 上位・関連計画

		資料名	策定期期
上位計画	国	第 3 期スポーツ基本計画	令和4年3月
		第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」	令和元年 12 月 20 日閣議決定
		スポーツ施設のストック適正化ガイドライン	平成 31 年 4 月一部改訂
	県	新かながわグランドデザイン基本構想	令和 6 年 3 月
		神奈川県スポーツ推進計画	平成 29 年 3 月 (令和 5 年 3 月見直し)
	市	えびな未来創造プラン 2020	令和 2 年 4 月初版 令和 6 年 3 月改定
		海老名市かがやき持続総合戦略	平成 28 年 2 月策定 令和 7 年 4 月改定
		海老名市都市マスタープラン	令和 2 年 4 月 (令和 5 年 7 月一部改定)
		海老名市緑の基本計画	令和 2 年 3 月
		海老名市立地適正化計画(防災指針)	令和 6 年 3 月改定
		海老名市スポーツ推進計画	令和 6 年 5 月
		海老名市公共施設再編(適正化)計画	平成 29 年 3 月策定 令和 6 年 2 月改定
		海老名市個別施設計画 (文化スポーツ施設(スポーツ施設))	令和 4 年 3 月策定 令和 6 年 8 月改定
		海老名市公園施設長寿命化計画	令和6年3月
		海老名市スポーツ施設の今後の方向性	令和 6 年 7 月
関連計画	県	さがみグリーンライン自転車道の計画 (県道 409 号(相模川自転車道))	平成 28 年 4 月から 一部供用開始
	市	海老名市地域防災計画	令和 5 年 2 月
		海老名市国民保護計画	平成 30 年 11 月
		海老名市景観基本計画	平成 20 年 5 月
本改定前の計画 ※参考		海老名運動公園再整備基本計画	平成 30 年 3 月

3-1 第3期スポーツ基本計画(R4.3.25 スポーツ庁)

■趣旨:「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の規定に基づき、文部科学大臣が定めるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針

■計画期間:令和4年度～令和8年度(5年間)

■「新たな3つの視点」

- ① スポーツを「つくる／はぐくむ」
- ② 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる
- ③ スポーツに「誰もがアクセス」できる

■計画期間の5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ①多様な主体におけるスポーツの機会創出 | ⑦スポーツによる地方創生、まちづくり |
| ②スポーツ界におけるDXの推進 | ⑧スポーツを通じた共生社会の実現 |
| ③国際競技力の向上 | ⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化 |
| ④スポーツの国際交流・協力 | ⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材 |
| ⑤スポーツによる健康増進 | ⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保 |
| ⑥スポーツの成長産業化 | ⑫スポーツ・インテグリティの確保 |

3-2 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020 改訂版)(R2.12 内閣府)

■趣旨:令和元年末に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、2020年7月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」を策定

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性を打ち出す

■基本目標

- ①稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- ②地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

■横断的目標

- ・新しい時代の流れを力にする
- ・多様な人材の活躍を推進する

3-3 スポーツ施設のストック適正化ガイドライン(H31.4 一部改訂スポーツ庁)

- 背景・目的:地方公共団体におけるスポーツ施設のストック適正化計画の策定に当たっての背景及び目的を記載
- 計画の位置づけ:地方公共団体におけるスポーツ施設のストック適正化計画の位置づけを記載
- 計画期間:スポーツ施設のストック適正化計画の計画期間を記載
- スポーツ施設のストック適正化に関する基本的な考え方
 - ・ スポーツ施設は以下のような特徴があり、ストック適正化の検討に当たってはこれらの特徴を踏まえたうえ検討する必要がある。
 - ① 様々な施設種別がある
 - ② 目的に応じて最適な施設の規模や仕様が異なる
 - ③ 利用料金の見直しも含めて検討することができる
 - ④ 防災施設として位置づけられている
 - ⑤ 周辺地方公共団体や民間との連携が想定しやすい
 - ⑥ 学校内に多くのストックが存在している
 - ⑦ 所管が複雑である
 - ⑧ PPP/PFI により民間ノウハウの活用が見込まれる
 - ⑨ 大規模スポーツ施設を地域の資産として大会後に有効活用するべきである

3-4 新かながわグランドデザイン基本構想(R6.3 神奈川県)

- 目標年次:2040(令和 22)年
- 基本理念:「いのち輝くマグネットかながわ」を実現する
- 将来像:(1)誰もが安心してくらせる やさしい神奈川
(2)誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川
(3)変化に対応し 持続的に発展する神奈川
- 政策別分野の基本方向
 - (4)環境エネルギー→自然環境の保全・再生と活用
 - (5)共生・県民生活→誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境づくり
 - (6)危機管理・くらしの安全→犯罪や事故のない安全な地域社会づくり
- 目指すべき方向性(県央地域圏)
 - ・ 豊かな自然を保全し、これを活用した地域の魅力づくりと活性化を進めるとともに、広域的な交通結節機能を踏まえた生活環境や産業基盤の整備を図り、自然と都市、産業、文化が調和し、うるおいと活力にあふれた地域づくりをめざします。

3-5 神奈川県スポーツ推進計画(R5.3 見直し版 神奈川県)

- スポーツの意義と効果:(1)身体的・精神的な効果(2)教育的な効果(3)社会的・経済的な効果
- 計画の位置づけ:神奈川県スポーツ推進条例に定める「推進計画」に位置付け、これからの県としてのスポーツ推進の目指す姿や、2025(令和7)年度を目標年度とした取組みを示したものであり、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する個別計画
- 計画の目標年度:令和7年度
- 計画における「スポーツ」のとらえ方
「スポーツそのものが有する価値」だけでなく、「スポーツが社会的な課題の解決に寄与する価値」にも視点を置き、スポーツ推進の施策展開を進める

基本目標 (②を新たに設定)

- ①誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現
- ②スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会と、共生社会の実現 (新たに設定)

主な取組

- スポーツの持つ力で新たな活力を生み出し、スポーツツーリズムなど、スポーツを通じた地域活性化に取り組みます
- 誰もがスポーツを楽しめる「かながわパラスポーツ」などを通じて、共生社会を実現します
- 生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康的で豊かな生活ができるよう、スポーツ活動を拡げます
- アスリートの活躍で県民が夢や希望、感動を分かち合えるよう、神奈川育ちのアスリートを育成します

数値目標の見直し

成人のスポーツ 実施率 (週1回)	子どものスポーツ 実施率 (週3回)	障がい者のスポーツ 実施率 (週1回)
引き上げ 65% ▶ 70%	継続 55% ▶ 55%	新たに設定 40%

図 3.5 基本目標・主な取組・数値目標の見直し

3-6 えびな未来創造プラン 2020(R6.3 改定 海老名市)

- 趣旨:10 年後のめざす姿である「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」の実現に向けて、まちづくりの方針を定める市の羅針盤となるもので、計画的に行政を運営するための最上位計画
- 計画期間:令和 2 年度～令和 11 年度(10 年間)
- 基本理念:「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」
- 将来展望:「基本理念」のめざす姿を実現する上で、今後における本市の「将来の人口」「財政展望」「将来都市構造」それぞれの展望を示す
- 計画体系:市民生活、健康・福祉、経済・環境、まちづくり、教育、消防・防災、行財政運営、シティプロモーションといった、行政分野別の目標を体系的に示す
- 具体的な事業:「行政分野別目標」で定めた政策を展開するため、具体的な内容や目標数値等は、個別計画や毎年度の予算事業計画で管理
- 関連する主な個別計画等:「海老名運動公園再整備計画」

○計画の構成

(1) 基本理念

本市がめざすべき 10 年後の普遍的な姿を定めており、市のまちづくりの最高理念となるものです。

(2) 将来展望

「基本理念」のめざす姿を実現する上で、今後における本市の「将来の人口」「財政展望」「将来都市構造」それぞれの展望を示すものです。

(3) 計画体系

「基本理念」のめざすべき姿を実現するため、今必要となる分野を検討し、市民生活、健康・福祉、経済・環境、まちづくり、教育、消防・防災、行財政運営、シティプロモーションといった、行政分野別の目標を体系的に示したものです。10 年間の計画として、関連する個別計画や毎年度の予算事業を進める上で参照すべき、政策上の「めざす姿」、「今後の方針」を設定するものです。

(4) 具体的な事業

「行政分野別目標」で定めた政策を展開するため、具体的な内容や目標数値等は、個別計画や毎年度の予算事業計画で管理します。予算事業は「行政分野別政策」の実現手段であるとともに、毎年度見直して、本市を取り巻く課題や不透明な時代における社会経済情勢の変化に柔軟に対応するものです。



図 3.6 計画の構成

基本理念	行政分野	政 策
みんなが笑顔 住みやすいまち えびな	1 市民生活 充実して暮らせるまち	1- 1 地域社会と市民参加の活性化 1- 2 人々が尊重しあう社会の実現 1- 3 スポーツ・レクリエーションの振興 1- 4 芸術・文化の振興 1- 5 地域安全・交通安全の推進
	2 健康・福祉 健やかに暮らせるまち	2- 1 健康づくりの充実 2- 2 高齢福祉の充実 2- 3 地域福祉の充実 2- 4 障がい福祉の充実 2- 5 子育て支援の充実 2- 6 社会保障制度の充実
	3 経済・環境 にぎわいがあり自然に優しいまち	3- 1 商工業の振興 3- 2 農業の振興 3- 3 環境保全及びまちの美化推進
	4 まちづくり 便利で快適に暮らせるまち	4- 1 社会基盤の保全・整備 4- 2 住みよいまちづくりの推進 4- 3 住宅政策・緑化政策の推進 4- 4 まちの拠点整備
	5 教育 豊かな学びを育むまち	5- 1 ひびきあう教育の実現
	6 消防・防災 安全で安心して暮らせるまち	6- 1 消防力の充実 6- 2 危機管理対策の推進
	7 行財政運営 かがやきを創造するまち	7- 1 経営的な視点に立った行政運営 7- 2 持続可能な財政運営
	8 シティプロモーション 新たな発見ができるまち	8- 1 シティプロモーションの推進

図 3.7 計画の体系

3-7 海老名市かがやき持続総合戦略(R7.4 改定 海老名市)

■概要:総合計画の施策と整合を図りながら、人口減少対策に焦点化して戦略を構築した計画

■計画期間:令和 7 年度～令和 11 年度(5 年間)

■基本目標

1. 若者の結婚・出産・子育ての希望を叶える
2. まちのかがやきを持続する拠点性を高める
3. 元気な産業活動を支えるまちの基盤づくり
4. まちの魅力向上とシティプロモーションの推進

■横断的な目標

1. 多様な人材の活躍を推進する
2. デジタルの力を活用する
3. SDGs 推進でよりよい未来をつくる

3-8 海老名市都市マスタープラン(R5.7 一部改訂 海老名市)

■目標年度:2038(令和 20)年度

■基本理念:「まちの活力と暮らしの質を高める都市づくり」

■基本目標:1. 魅力的な拠点によるにぎわいや活力のある都市

2. 安全で安心感のある都市

3. 誰もが暮らしやすい都市

4. 豊かな表情を持つ良好な都市景観のある都市

○将来都市構造(抜粋)

【水と緑のレクリエーション拠点】

・交通利便性の高さと豊かな自然環境を活かし、市民をはじめ来訪する人々のレクリエーションの場となる拠点を形成します。

◇海老名運動公園 ◇県立相模三川公園 ◇河原口高水敷 ◇北部公園 ◇中野公園

3-9 海老名市緑の基本計画(R2.3 海老名市)

■目標年次:2020(令和 2)年度～2039(令和 21)年度

■基本理念:「みどりに恵まれた快適環境都市えびな」

—地球の環境を良くし、快適な都市空間をつくる海老名の魅力づくり—

■基本方針

- ・地域市民のための都市公園
- ・官民連携による民間活力を活用した都市公園・緑地の活性化
- ・都市公園施設などの適切な管理・保全
- ・都市公園・緑地の魅力を引き出す柔軟な利用
- ・市民協働などによる緑の普及・啓発活動の推進

3-10 海老名市立地適正化計画(防災指針)(R6.3 改定 海老名市)

■目標年次:2019(平成 31)年度～2038(令和 20)年度

■防災・減災まちづくりの基本方針:「生命(いのち)と暮らしを守るまちをつくる」

■取組方針

【視点1】防災・減災対策の充実

取組方針ア 危険回避のしくみづくり

取組方針イ 防災・減災に向けた基盤づくり

取組方針ウ 都市機能継続のしくみづくり

【視点2】地域防災力の強化

取組方針ア 意識啓発のしくみづくり

取組方針イ 防災体制の充実

取組方針ウ 防災設備等の維持・管理

○水害に関する災害リスクの高い地域に位置付け

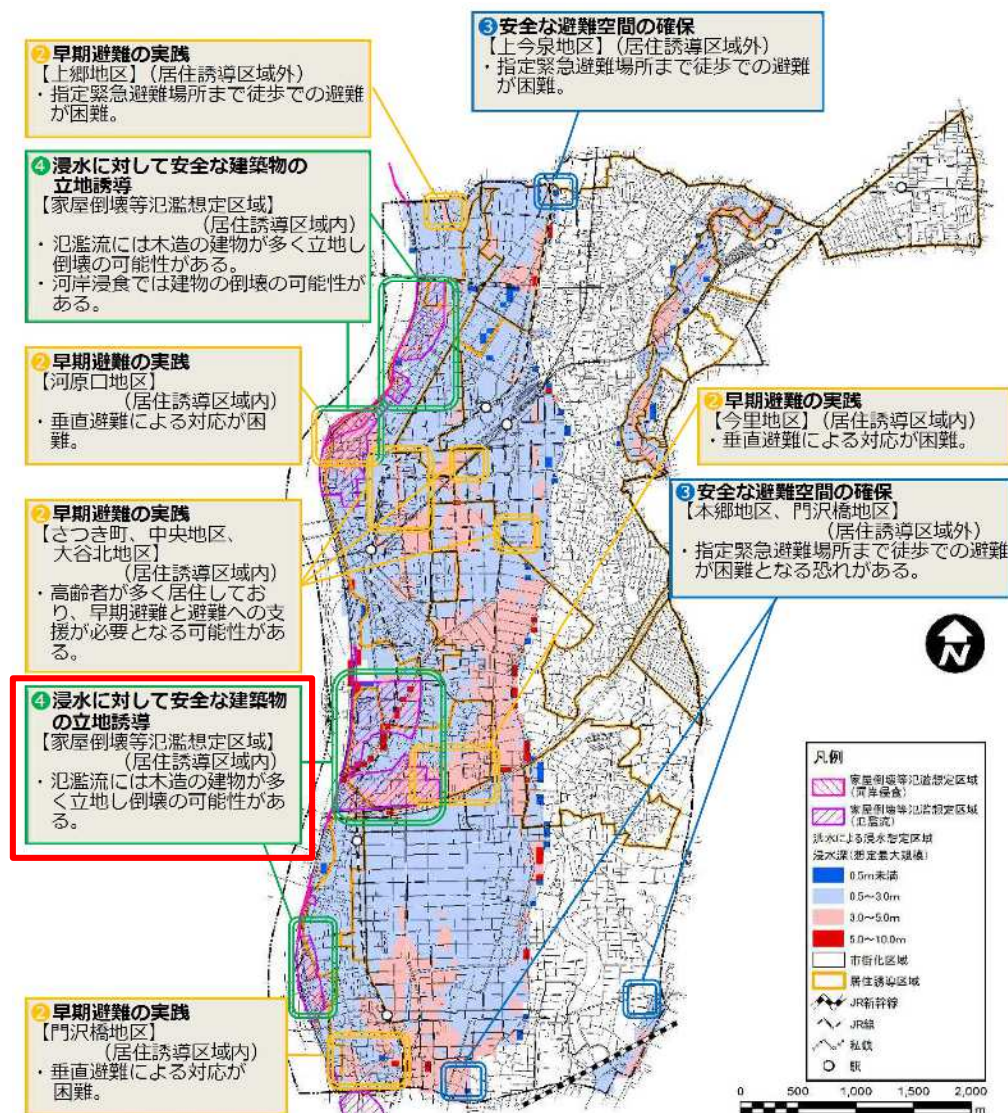


図 3.8 課題図(水害)

3-11 海老名市スポーツ推進計画(R6.5 海老名市)

■計画の期間:2024(令和 6)年度～2029(令和 11)年度

■計画の位置づけ:国のスポーツ基本法、スポーツ基本計画、県の「神奈川県スポーツ推進計画」に基づき策定。また、市の総合計画「えびな未来創造プラン 2020」の個別計画

■基本理念:一市民一スポーツ・レクリエーションの実現

■基本目標

- 1 スポーツに親しむ機会づくり
- 2 スポーツ活動を支える環境づくり
- 3 スポーツ活動を拓げる環境づくり

表 3.4 計画の体系

《基本目標》	《施策》	《主な取り組み》
1 スポーツに親しむ機会づくり	1-1 スポーツ活動機会の充実	・ 駅伝競走大会の開催 ・ えびな玉入れ選手権の開催 ・ スポレクフェスタの開催 ・ えびな健康マラソン大会の開催
	1-2 子どものスポーツ活動の推進	・ スポーツ体験会の開催 ・ 市内小学生への屋内プール無料券配布 ・ 運動能力測定会の開催 ・ 部活動等の充実
	1-3 高齢者のスポーツ活動の推進	・ 高齢者向けスポーツの推進 ・ 高齢者のスポーツ施設利用促進
	1-4 障がい者のスポーツ活動の推進	・ パラスポーツイベントの開催 ・ 障がい者スポーツ大会への参加支援
2 スポーツ活動を支える環境づくり	2-1 スポーツ施設の充実	・ スポーツ施設の整備充実 ・ 相模川高水敷の整備 ・ 相模川スポーツ施設のネットワーク化 ・ スポーツ施設予約システムの充実
	2-2 スポーツ活動団体への支援	・ スポーツ協会の組織強化支援 ・ スポーツ協会参画団体への支援 ・ スポーツ協会事業への支援 ・ 総合型地域スポーツクラブへの支援
	2-3 ボランティア等への支援	・ スポーツ推進委員との連携 ・ スポーツボランティアの人材確保及び活用
3 スポーツ活動を拓げる環境づくり	3-1 アスリートの育成支援	・ 文化スポーツ賞表彰 ・ スポーツ選手強化報奨金の交付 ・ 指導者等の育成支援
	3-2 高度スポーツ誘致	・ 高度スポーツ誘致 ・ 地元プロチームへの支援
	3-3 ニュースポーツの推進	・ ニュースポーツ推進の研究
	3-4 スポーツ関連の情報発信	・ スポーツ関連の情報発信（LINEの活用など）

表 3.5 施策の主な取り組み内容(抜粋)

2 スポーツ活動を支える環境づくり

2-1 スポーツ施設の充実

事業名	内 容
スポーツ施設の整備充実 [important] 	安全で快適なスポーツ施設の利用に向けて、施設の適切な管理・運営を図ります。 また、運動公園や北部公園の各施設は老朽化が著しいことから、再配置を含め、安心安全でより利用しやすい施設となるよう検討を進め、改修等の再整備を図ります。
相模川高水敷の整備  [New]	相模川高水敷に市民のための「スポーツ・コミュニティ広場」を整備します。
相模川スポーツ施設のネットワーク化	神奈川県と連携し、県立三川公園・河原口高水敷・海老名運動公園・中野公園等をサイクリングロードなどで一体的に整備することで、相模川沿いのスポーツ・レクリエーションゾーンとして市民のスポーツ・レクリエーション活動の環境づくりを進めます。
スポーツ施設予約システムの充実	現在、神奈川県電子自治体共同運営サービスとして運用されている、公共施設利用予約システムを活用していますが、更新時に向けさらに利便性が向上するシステムを研究します。

3-12 海老名市公共施設再編(適正化)計画(R6.2 改定 海老名市)

■対象期間:概ね 40 年間

1 期:2017 年(平成 29 年)から 2032 年(令和 14 年)ごろまで

2 期:2033 年(令和 15 年)から 2042 年(令和 24 年)ごろまで

3 期:2043 年(令和 25 年)から 2062 年(令和 44 年)ごろまで

■インフラ施設の再編(適正化)に向けた基本方針

(1) インフラ施設におけるサービスのあり方の方針

インフラ施設が、それぞれの機能を将来にわたり発揮できるよう、限られた財源の中で、的確な整備や維持管理に取り組みます。

(2) インフラ施設の整備・維持管理の方針

○方針1:新規施設の整備は、整備コストに見合った十分な便益や効果が期待できる場合にを行います。

○方針2:点検等を継続的に実施し、長期的な視点から、予防保全や長寿命化などの対応方策の検討を行い、維持管理を実施します。

3-13 海老名市個別施設計画(文化スポーツ施設(スポーツ施設))(R6.2 海老名市)

■対象施設:文化スポーツ施設のうちスポーツ施設(公園内スポーツ施設 7 施設、庭球場 2 施設)の合計 9 施設

■対象期間:2017(平成 29)年~2062(令和 44)年

○施設に係る基本的な方針等

■再配置の方針

対象施設名	評価視点及び評価		再編の方針
	建築物性能	行政サービスの義務レベル	
海老名運動公園(総合体育館)	B	B	見直し
海老名運動公園(屋内プール)	B	B	見直し
海老名運動公園(野球場)	B	B	見直し
海老名運動公園(陸上競技場)	A	B	存続
海老名運動公園・庭球場 (クラブハウス)	B	B	見直し

■ポートフォリオ分析による再編の方針

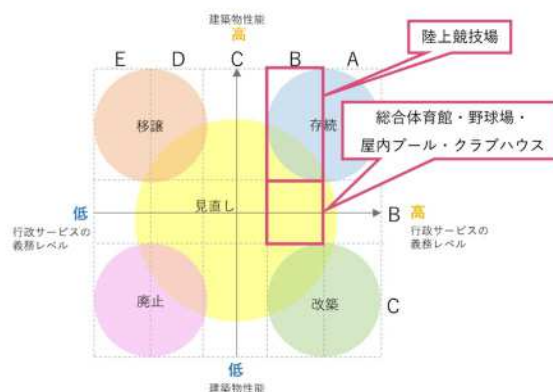


図 3.9 ポートフォリオ分析による再編の方針

表 3.6 対策内容と実施時期

目標耐用年数等に基づいて設定した目安の工事時期及び概算金額を以下に示す。

※事業化の際は時点の実情に応じた再検討が必要になる。

■概算金額年表（10年）

単位：百万円

施設名	建物名	【第1期】2023(R5)～2032(R14)									
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
北部公園	体育館	外・空				18	356				
海老名運動公園	体育館				26	530			75	2,478	
	屋内プール	外・空	18	643							
	野球場			27	547						
	陸上競技場										
	庭球場(クラブハウス)	外・空				1	8				
中野公園	管理棟								1	10	
下今泉庭球場	クラブハウス	外・空						4			
今里庭球場	クラブハウス	外・空						1	7		
通常維持費(小規模修繕費等)		17									
		単純 集計		4,767			消費 税込		5,244		

凡例

種 類	構 成
外部改修 空調改修 大規模改修 新築・建替え 廃止 設備改修 複数部位を同時に実施する場合 (例：外部・空調を同時実施) リース 解体	1年目 2年目 設計 工事・監理 初年度設計、次年度工事を基本構成とする 1年目 工事 ※1 設計を含まず、工事のみ の場合 1年目 2年目 3年目 設計 仮設建物 工事・監理 ※2 仮設の建物が必要な工事 の場合 1年目 2年目 3年目 設計 (新築・解体) 解体工事 工事・監理 ※3 既存敷地に建替えスペース が確保できない場合 1年目 2年目 3年目 設計 (新築・解体) 工事・監理 解体工事 ※4 既存敷地に建替えスペース が確保できる場合

※金額表示の無い着色マスは、改修等の実施が望ましい本来の周期を示す。

※金額表示のある着色マスは、市有施設全体の工事時期が過度に重複しないよう平準化した
場合の工事時期を示す。

3-14 海老名市公園施設長寿命化計画(R6.3 海老名市)

■計画期間:2024(令和 6)年度～2033(令和 15)年度

■計画対象公園:62 公園

■計画対象公園施設:8360 施設

○健全度を把握するための点検調査結果の概要(調査対象 763 施設)

1. 都市公園整備状況

(令和 5 年 4 月 1 日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
62 公園	56.44 ha	4.04 m ²

※県立相模三川公園を含む

2. 計画期間

令和 6 年度～令和 15 年度(西暦 2024～2033/10 かん)

3. 計画対象公園

3-1 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩衝緑	都市緑	その他	合計
51	5			1		1		2		2		62

3-2 選定理由

公園整備後、30 年以上経過しているものが多数あり、より効果的な維持管理を行うためにも長寿命化計画を行う必要性は高い。

4. 計画対象公園施設

4-1 対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	災害対策	その他	合計
1,421	787	814	579	13	43	112	4,566	0	25	8,360

4-2 これまでの維持管理状況

対象公園は、平成 26 年に長寿命化計画を策定し、その計画に基づき維持管理を行っている。この間、遊具施設については、「都市公園における遊具の安全に関する指針(国土交通省)」及び「遊具の安全に関する基準(社団法人日本公園施設業組合(JPFA-S:2014))」に基づいた定期点検を 1 回/年で実施し、定期点検あるいは日常点検によって著しい劣化や危険性が確認された場合、状況に応じて使用禁止等の措置を取るとともに、緊急度の高いものから補修や更新を行ってきている。遊具以外は、シルバー人材センターの作業員が清掃作業や劣化の確認を行い、遊具は専門業者が劣化点検を行っている。

4-3 選定理由

対象とした公園施設は、公園整備後、30 年以上経過しているものが多数であり、これまでも長寿命化計画に基づき計画的な維持管理を行ってきた。

計画策定から 10 年が経過することから、当初計画と乖離が大きくなり見直しが必要となったため、それらの公園に加え、新たに整備された公園についても同様に計画的な維持管理を行うため、5 公園を追加し対象とした。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

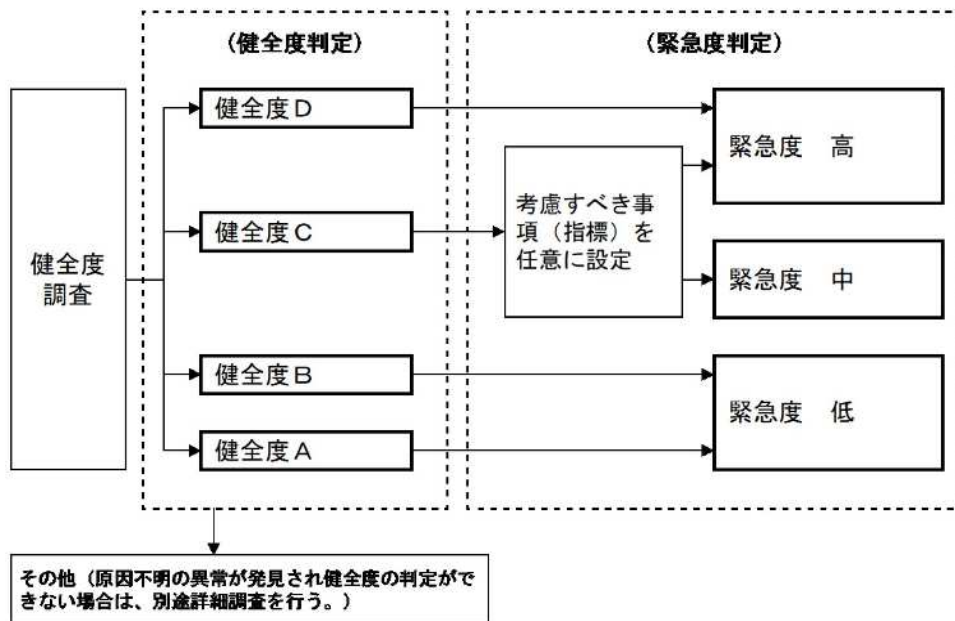
健全度調査は「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】（H30 国土交通省）」に基づいて 2023 年度に実施した。調査対象 763 施設のうち、A 判定 308 施設（40.4%）、B 判定 360 施設（47.2%）、C 判定 93 施設（12.2%）、D 判定 2 施設（0.3%）である。

■健全度調査結果

区分	合計	健全度			
		A	B	C	D
一般施設 A	427	234	173	20	
一般施設 C	59	25	32	2	
遊具 A	174	30	100	43	1
遊具 B	49	9	28	11	1
遊具 C	22	1	15	6	
複合遊具	27	9	7	11	
建築物	5		5		
合計	763	308	360	93	2

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は「緊急度判定」に基づく。「緊急度判定」は健全度 A 判定、B 判定の施設については「低」、健全度 D 判定の施設については「高」、健全度 C 判定の施設については基本的に「中」とし、安全性の観点から早急に更新や補修を実施した方が安全と判断される施設として、使用見込期間を超過している施設や遊戯施設のうちハザード 3 と判断された施設については指標を「高」に、それ以外は「低」と設定し、健全度判定が C の施設で指標が「高」の施設は緊急度判定を「高」に、「低」の施設は「中」とした。



■緊急度判定結果

区分	合計	緊急度		
		低	中	高
一般施設 A	427	407	13	7
一般施設 C	59	57	2	
遊具 A	174	141		33
遊具 B	49	41		8
遊具 C	22	17		5
複合遊具	27	19		8
建築物	5	5		
合計	763	687	15	61

7. 対策内容と実施時期

7-1 日常的な維持管理に関する基本的方針

シルバー人材センターの作業員による巡視点検を行い、公園施設の破損、異常の早期発見に努める。年1回を目安とする定期点検（日常点検）では、長寿命化計画の結果を用い、健全度判定が悪い施設を重点的に確認する等の長寿命化計画を用いる体制、仕組みづくりを行う。

7-2 公園施設の長寿命化のための基本方針

〈 一般施設、建築物・建築設備、各種設備 〉

定期点検や法令点検の対象施設については、点検で把握した劣化・損傷状況に応じて消耗材の交換、補修、更新等の措置を行う。それ以外の公園施設については、概ね5年ごとに健全度調査を実施して施設の劣化状況を確認する。

点検や調査によって把握した劣化状況が長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離している場合は、必要に応じて計画の見直しを行う。

特に予防保全型の管理を行う施設については、健全度がC判定あるいはD判定となる前の段階で適切な長寿命化対策を実施して延命化を図るものとする。

〈 遊具 〉

日常点検に加えて年1回実施する定期点検によって施設の劣化状況を把握する。点検で把握した劣化・損傷状況によって消耗材の交換、補修、更新等を行う。また、利用者の安全性を考慮して必要に応じて利用禁止等の措置を速やかに実施する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

別添の「公園施設長寿命化計画調書」による。

＊様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」

9. 対策費用

① 概算費用合計 【②+③】	(10年間)	692,611 千円
② 予防保全型施設の概算費用合計	(10年間)	692,611 千円
③ 事後保全型施設の概算費用合計	(10年間)	- 千円
④ 単年度あたりの概算費用 【①/10】		69,261 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

対象公園における10年間のライフサイクルコスト縮減額は、5,880千円（単年度当たり588千円）である。

11. 計画の見直し予定

11-1 計画の見直し予定年度

2028年度（5年後）

11-2 見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査結果が計画で定めた内容と著しく乖離する場合は、公園施設の利用状況、ニーズ、経済状況などを勘案しつつ、適宜、長寿命化計画の見直しを行うものとする。

○公園施設長寿命化計画調書(総括表)(海老名運動公園部分抜粋)

公園名	種別	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	主な公園施設			長寿命化対象公園施設数
				設置年度	経過年数	処分制限期間など	
海老名運動公園	運動公園	1982		1982	41	10～50	661

年次計画(費用:千円)										単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額(千円)
2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	
0	0	4,278	107,768	2,544	2,821	6,752	501	23,561	10,524	229

出典：「海老名市 公園施設長寿命化計画（令和6年3月）海老名市まちづくり部都市施設公園課」より抜粋

3-15 海老名市スポーツ施設の今後の方向性(R6.7 海老名市)

○今後のスポーツ施設の方向性(抜粋)

(1) 運動公園

- ① 総合体育館：未改修部分を早期に実施
内装や共用部分の空調の改修を行う。
- ② 屋内プール：早期に芝生広場に移転新設
改修時には子どもや高齢者が使用しやすい機能を検討する。
- ③ 総合案内棟：プール移設に伴い新設
プールに併設して運動公園総合案内棟を建設する。なお、トイレやシャワールーム等も完備する。
- ④ ふれあい交流ゾーン：プール跡地を乳幼児や高齢者等、多世代の交流ゾーンに変更
高齢者のための介護・健康遊具の設置や、乳幼児のための砂場や遊具等を新設する。それ以外は、芝生広場とし、ランチ等ができる憩いの場として、木陰やテーブル・ベンチ等を設置する。
- ⑤ 陸上競技場：未改修部分を実施
トラックや夜間照明灯の改修、トラック内側の人工芝生化を検討。
- ⑥ 野球場：早期に大規模改修を実施
運動公園再整備計画基本計画では、反転するとともに公認規格で1万人の観客席設置とあるが、人口減少社会を考慮し、現状を維持した中で大規模改修を実施する。ただし内野の観客席は拡大を検討。
- ⑦ テニスコート：改修を実施
人工芝張替えを必要な時期に実施する。
クラブハウス及び外トイレは、総合案内棟に集約することとし廃止する。
- ⑧ 冒険広場：キッズゾーンとして大型遊具の更新（補助金を活用）
- ⑨ 多目的広場：広場を改良
各種ゴルフやサッカー等、多用途でスポーツに楽しむ空間づくりをする。
- ⑩ 野外炉：廃止し、ポニー広場へ
野外炉は近隣に民間施設が出来たことから廃止し、ポニー広場を移設し、ポニーの活動拠点を集約する。
- ⑪ 疎林広場：アーバンスポーツゾーンへ
広い場所を必要とせず、個人が気軽に始められる都市型スポーツゾーンとし、3 on 3 やスケートボードパークを新設する。
- ⑫ その他
園内のトイレや照明灯、ベンチ等についても適宜更新する。また、公園の外周にフェンスを設置し、夜間閉鎖できるようにする。

10 海老名運動公園 再配置図(案)

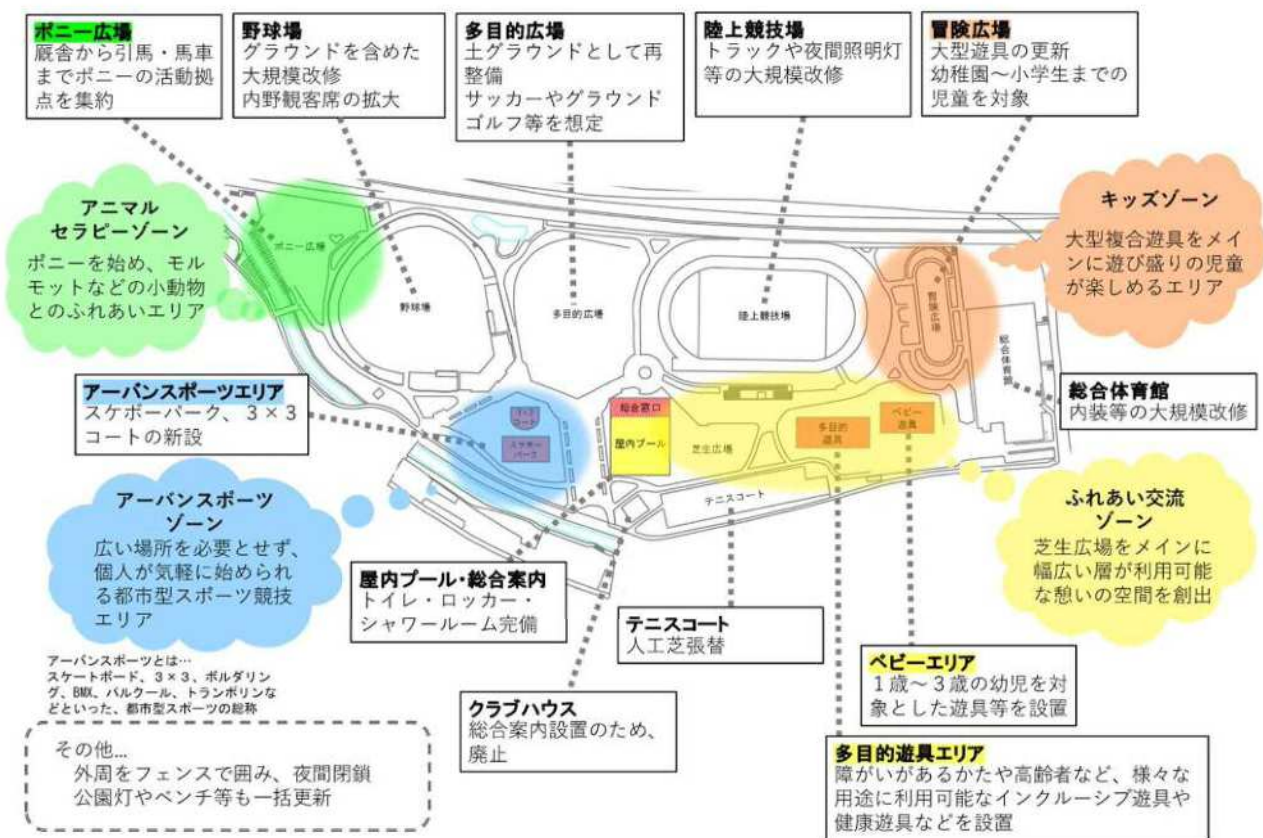


図 3.10 海老名運動公園 再配置図(案)

3-16 さがみグリーンライン自転車道の計画(神奈川県)

■事業概要

県道 409 号(相模川自転車道)は、国道 129 号の厚木市関口から国道 134 号の平塚市千石河岸に至る全長約 21km の自転車道(自転車歩行者専用道路)

○事業個所:海老名市河原口から寒川町一之宮(先行整備区間)

○事業延長:約 10.0km(先行整備区間)

3-17 海老名市地域防災計画(R5.2 海老名市)

■海老名市地域防災計画の考え方

「海老名市地域防災計画」は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、海老名市防災会議が、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、災害予防、事前対策、災害応急対策、復旧・復興に関する事項その他必要な事項について、市、防災関係機関、市民、事業所が果たすべき責務、役割等を内閣府中央防災会議が作成した「防災基本計画」に基づき、海老名市の防災分野を総合的に定めた災害対策の根幹をなす計画である。

○都市の安全性の向上(抜粋)

第 2 節 防災空間の確保

都市の過密化が進む市においては、公園、緑地、道路、河川等が、火災延焼の遮断効果とともに避難場所等として、また、救難活動の場としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に、広域避難場所はもとより、身近な避難場所や応急仮設住宅建設候補地、延焼遮断帯となる都市公園及び緑地の確保を積極的に推進するとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図り、防災拠点となる都市公園については、防災機能を向上させるため、県、防災関係機関等と連携を図った整備を進める。

1 都市公園の整備

(1) 市は、防災拠点となる都市公園については、県との役割分担を踏まえて施設整備(入口部等への太陽光発電の照明設備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、備蓄倉庫、地震災害時の諸活動の拠点となるパークセンター等)を進めるとともに、バリアフリー化の取組を進める。 [市]

(2) 市は、県が防災関係機関及び市民と連携・調整して取り組む県立相模三川公園の来園者の避難誘導や避難者の受入対策等の検討、県のマニュアルづくり及び防災訓練の実施について連携・調整を図る。 [県・市]

第 5 節 避難対策

1 避難場所及び避難所予定施設等の確保及び整備

(1) 市は、自主防災組織(自主防災隊)が、選定した一時避難場所の認定を行うとともに、市民の身近にある農地空間を一時避難場所として活用できるよう「海老名市防災協力農地制度」の推進を図る。 [危]

(2) 自主防災組織(自主防災隊)は、市民の身近にある公園、神社、空き地等、地震災害時の一時避難場所に適した場所の選定に努める。 [民]

3-18 海老名市国民保護計画(H30.11 海老名市)

■市の責務

・市は、国があらかじめ定める基本指針に基づき、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

■市国民保護計画の作成

・市長は、その責務に鑑み、国民保護法第 35 条の規定により、県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成する。

○海老名市国民保護計画における海老名運動公園の位置づけ。

(10) 遺体の搜索及び処理

ア 遺体の搜索

市は、所轄警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定されるものを搜索するとともに、搜索によらずに遺体が発見されたときに、遺体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

イ 遺体の処理

(ア) 市は、海老名運動公園体育館に遺体安置所を開設し、搜索により収容された遺体を搬送する。

3-19 海老名市景観基本計画(H20.5 海老名市)

■景観形成の理念

- 市民がこれまで積み重ねてきた生活文化、歴史、自然を基調とした景観形成
- 海老名の都市づくりの方向性と合致した景観形成
- 海老名の魅力を向上させ市内外の人々にも伝える景観形成
- 海老名に対する市民の愛着と誇りを向上させる景観形成
- 市民・事業者・行政のたゆまぬ努力と協働に支えられた景観形成

■景観形成の基本目標

- 丹沢大山の山並み、農地や里山などの緑を基調とした景観形成を行います。
- 空と緑と調和させた中での、市街地のにぎわい景観を創出します。

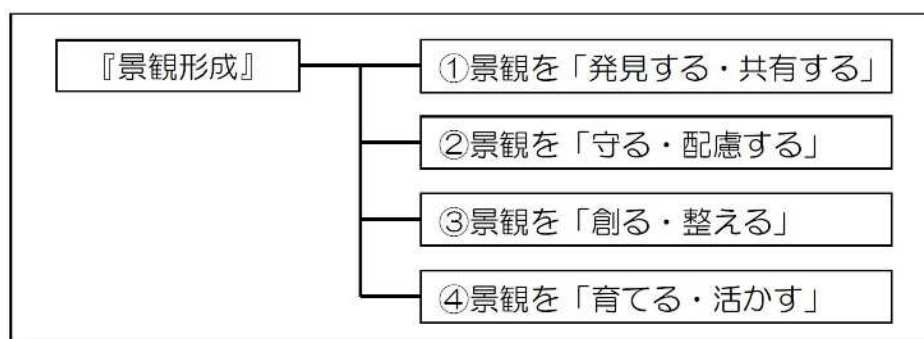


図 3.11 景観形成の基本方針

表 3.7 本市の代表的な景観(抜粋)

③生活文化資源

分類		主要な景観資源
都市基盤	鉄道・駅	小田急小田原線（海老名駅、厚木駅） 相模鉄道本線（海老名駅、かしわ台駅、さがみ野駅） JR相模線（海老名駅、厚木駅、社家駅、門沢橋駅） 東海道新幹線
	道路	東西方向道路（国道246号、県道横浜厚木、県道横浜伊勢原など） 南北方向道路（県道藤沢厚木、県道町田厚木、県道杉久保座間など） 高速自動車道路（東名高速道路・さがみ縦貫道路など）
	公園	相模三川公園、 海老名運動公園 、海老名中央公園、大谷近隣公園、 東柏ヶ谷近隣公園、北部公園など
	公共施設	市役所、学校、コミュニティセンターなど

表 3.8 本市における景観区分(抜粋)

地形分類	景観区分	特徴等
(1)相模川	水面 河川敷の緑地・公園等	・相模川の雄大な流れ ・相模三川公園、 海老名運動公園 、その他緑地

4. 計画地の現況景観

海老名総合運動公園は相模川旧堤防ラインの範囲内にあり、河川敷の緑地・公園景観に位置づけられる。(出典：海老名市景観基本計画（平成 20 年 5 月海老名市）)

計画地の景観は、大きく、以下の 5 つの景観特性に区分できる。

- ①「運動施設景観」：陸上競技場、多目的広場、野球場、テニスコートからなる大規模運動施設群の景観
- ②「建築物景観」：体育館、温水プール、クラブハウス、厩舎等からなる建築物の景観
- ③「園路・広場景観」：動線及びレクリエーション施設としての園路・広場からなる景観
- ④「植栽樹群景観」：公園木として植栽され、成長した樹木群や中低木の修景植栽からなる樹木群の景観
- ⑤「河川・水辺景観」：公園を取り巻く相模川（公園外）や貫抜川の水辺空間

それぞれの現況景観を以下に示す。



【自由広場】



【ポニー厩舎】



【修景池】



【多目的広場】



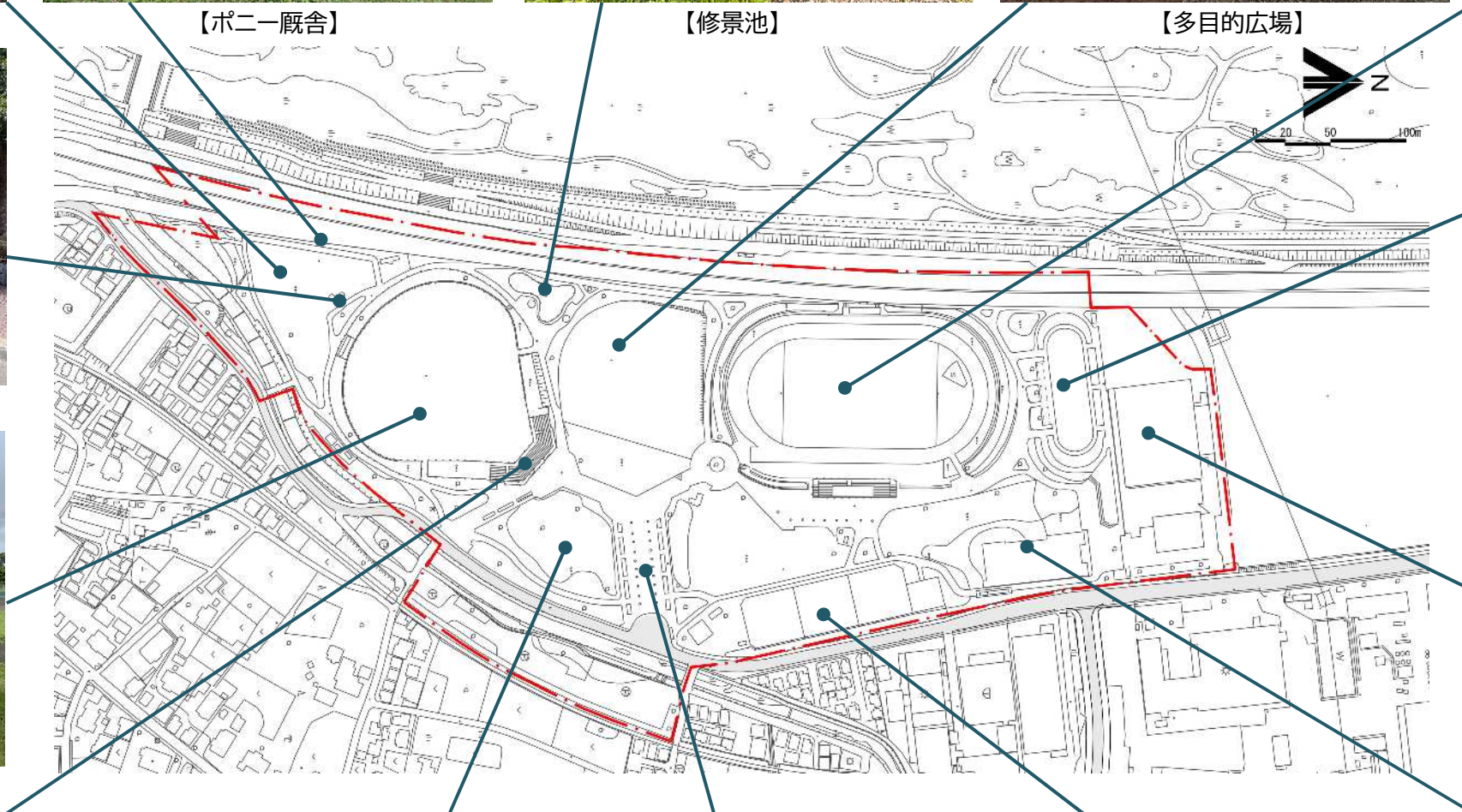
【陸上競技場】



【自由広場トイレ】



【野球場グラウンド】



【冒険広場】



【総合体育館】



【野球場建屋】



【疎林広場(ポニー広場)】



【メインエントランス】



【テニスコート】



【屋内プール】

図 3.13 現況景観

5. 計画地の利用・管理状況

■公園利用者実績

海老名運動公園の令和2年度から令和6年度までの各年度の利用者数を以下に示す。

一般来園者数についてみると、令和2年度と3年度はコロナ化の影響により市民まつりの中
止をうけ約10万人～14万人であったが、令和4年度は市民まつりも再開され約33万人と回
復した。令和6年度は約26.7万人と若干減少した。

表 3.9 公園利用者数の推移

単位(人)

運動公園		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
野球場		11,681	13,813	15,683	14,805	16,191
総合体育館	個人	31,616	34,889	28,109	32,643	32,772
	団体	50,233	61,784	78,263	86,040	84,877
屋内プール		22,611	51,183	49,411	47,063	40,069
陸上競技場	個人	8,745	26,483	23,004	25,999	32,614
	団体	3,373	12,812	13,255	16,640	15,274
庭球場		41,265	53,935	46,854	45,796	44,143
多目的広場		8,450	8,037	8,325	9,126	4,295
芝生広場		1,656	2,289	2,490	3,177	2,905
プール横芝生広場		2,070	1,623	1,324	1,484	1,542
疎林広場		1,451	1,565	1,301	1,214	973
一般来園者		102,737	136,705	335,943	326,312	267,016
合計		285,888	405,118	603,962	610,299	542,671
※市民まつり入場者数(合計 に含まれる人数)		市民まつり 中止	市民まつり 中止	市民まつり 24万人 2日間開催	市民まつり 15.5万人	市民まつり 16万人

出典:海老名市スポーツ施設利用状況年報(指定管理者報告)

6. 市内の類似施設の状況

市内の類似施設を以下に示す。

◆北部公園

開園から 23 年経過しており、総合体育館（トレーニング室、屋内プール含む）、テニスコート、多目的広場、遊具や水で遊べる広場等がある。海老名運動公園の屋内プールと併せて、学校の水泳授業でも利用されている。



出典：海老名市 HP(更新日：令和4年7月5日)

◆中野公園

開園から 10 年と比較的新しく、人工芝グラウンド、多目的広場、環境学習エリア、大型複合遊具、ドッグラン等がある。人工芝グラウンドのフィールドの広さは 59m×92m、総面積は 7,914 m²で、少年サッカーの公式試合にも利用できる。



出典：海老名市 HP(更新日：令和4年7月5日)

◆ウエインズパーク海老名

トヨタ正規販売店がつくったクルマとアウトドアの体験型複合施設。飲食店、キャンプ、BBQ、サウナ、カフェ、ドッグカフェ、ドッグラン、3×3コート、EVカートなどがある。



撮影：令和7年1月21日

第4章 現計画における問題点の抽出及び課題の整理

整備方針設定における前提条件として、計画地を取り巻く現状や計画地において解決すべき課題を整理する。

1. 問題点の抽出

公園利用にあたっての問題点を以下に整理する。

表 4.1 計画地を取り巻く状況と現況の課題

施設名称	改修等の考え方	現況写真
総合体育館	築 30 年超。 平成 24 年度から外壁や体育室の床面張替え等の改修を進めている。 ⇒内装や共用部分の空調等の改修、設備、機器類の更新を計画的に行う必要があると考えられる。	 総合体育館
冒険広場	大型複合遊具の老朽化が著しい。 スロープの降り口の段差や基礎の露出などの問題あり。 ⇒安全管理の視点からも早急に新しい遊具に変更する必要がある。 付帯するパーゴラとベンチについては、遮光対策を施し、熱中症予防に配慮した更新が必要。	 冒険広場
屋内プール	築 30 年超 令和元年度にトイレの改修を実施。 キャノピーの開閉が出来ない、天井部分の劣化が著しい等、構造的な老朽化の問題あり。 ⇒安全で快適な魅力あるプールへの改修が考えられる。	 屋内プール

施設名称	改修等の考え方	現況写真
陸上競技場	平成 13 年度から継続的に改修。 令和元年度にはメインスタンド・芝等の改修を実施。 ⇒トラックの舗装やフィールドの人工芝化、照明の更新、備品類の更新を含め、継続して改修の検討を進める必要がある。	 陸上競技場
芝生広場	樹木の老朽化が指摘されている。芝生は枯れ土が露出するなど、利用及び景観的な管理が必要。 ⇒広い空間を効果的に利用できるように、また魅力のある施設とするために、施設の追加だけでなく、設置の目的や配置も含めて見直す必要があると考えられる。	 芝生広場
テニスコート	平成 27 年度にコートの人工芝を全面張替え済みであるが 10 年単位での張替えが必要。 利用頻度が非常に高い。 ⇒人工芝の更新の頻度を保つ必要あり。 ⇒ポール・ネット・審判台等の設備更新が必要。 ⇒クラブハウスは、経年劣化が進行しており計画的な修繕・補修が必要。	 テニスコート
多目的広場	多目的利用としての整備が十分ではない。 ⇒一層の多目的利用への再整備が必要。 ⇒サッカー場の規格を収めるためには外周を含めた造成が必要。 ⇒多目的広場は調整池機能を有するが、改修にあわせて防災上必要な調整池容量の確保が必要かどうか、確認が必要。	 多目的広場

施設名称	改修等の考え方	現況写真
疎林広場	現在はポニー広場として活用しているが、樹木医による診断の結果、老木化が指摘されているため、安全面での課題あり。 ⇒ポニー広場は人気の施設であるため、廃止ではなく移転を検討。 ⇒芝生広場との一体利用により利用率向上が考えられる。	 疎林広場(ポニー広場)
野球場	築40年。 スタンド席、照明及び散水設備、備品等は全般的に老朽化が著しい。 耐震性が不十分。 ⇒早急な改修が必要。 野球以外の利用がほとんどない。 野球に使用しないときの利用率向上のためには、野球以外の種目やイベント、コンサートなどの多様な利用ができる設備や備品の見直しが必要と考えられる。	 野球場
野外炉	老朽化した設備に課題あり。 行楽シーズンに一定の需要はあるが、通年では利用率が低い。 近傍にポニーの馬房や小動物の小屋、小規模な馬場や倉庫がある。 ⇒野外炉は近隣に民間類似施設があることから廃止を検討。 ⇒ポニーの活動拠点をこの広場一帯に集約することが考えられる。	 野外炉がある広場
防犯対策	夜間の安全対策に課題あり。 ⇒安全管理の視点から、防犯カメラの増設やフェンスの設置など事件・事故を未然に防ぐための防犯対策の強化を検討する必要がある。	 防犯対策

施設名称	改修等の考え方	現況写真
照明灯、ベンチ、案内板・サイン、水飲み場など	園路広場の照明灯やベンチの老朽化。 デザインが平凡であり魅力に欠ける。 ⇒更新が必要であり、魅力を引き出せるように機能やデザインを十分に検討する必要がある。 ⇒案内板やサインは、再整備に伴い更新を検討する必要がある。	 ベンチなどの状況
園路・広場、雨水排水施設、修景池	舗装の老朽化、不陸の発生、特に埋設している雨水排水施設の不具合が著しく排水できていない場所、土砂の流出などの不具合が多く発生している。 ⇒防災や安全に配慮した快適で魅力ある公園にするために園路広場の舗装や雨水排水施設は、改修すべき重要な施設であると考えられる。	 園路・広場

【既存サイン改修プラン(一部)】



図 4.1 既存サイン改修プラン(一部)

出典:市資料

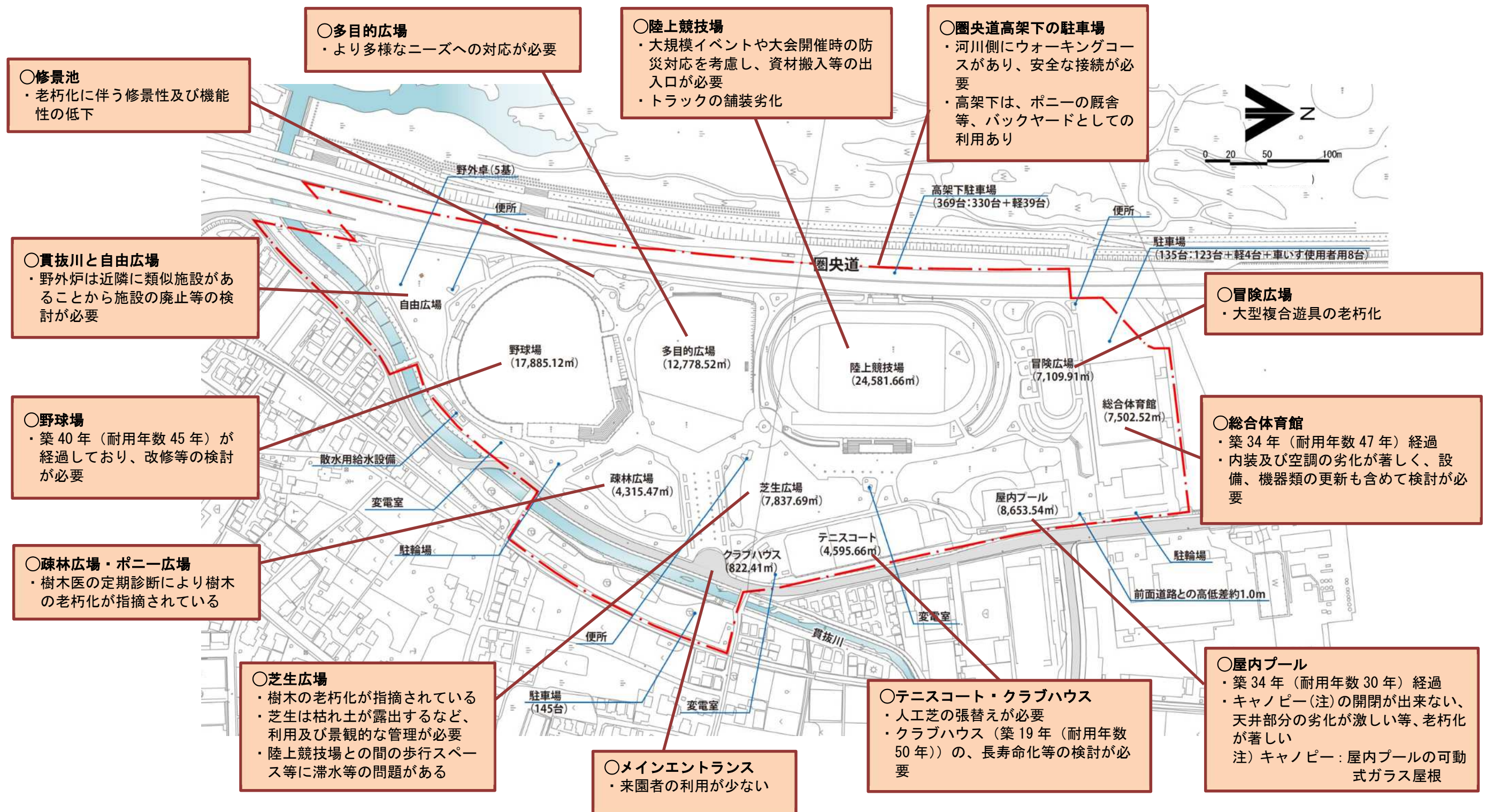


図 4.2 計画地の問題点・課題

2. 課題の整理

現況の問題点を踏まえ、公園整備にあたっての課題を以下に整理する。

2-1 計画地における解決すべき課題

計画地における解決すべき課題を以下に整理する。

○運動公園の老朽化の状況

- ・本公園の施設は、クラブハウスを除き築 30 年以上が経過している。
(海老名市公共施設再編(適正化)計画[R6]) ※耐用年数の整理(令和 6 年 4 月時点) 参照

○総合体育館の稼働率

- ・体育館屋内施設のうち体育室は 72~81%、付帯する会議室は 20% 以下である。
(海老名市公共施設再編(適正化)計画[R6])

○野球場

- ・野球場は、大会議室、バックネット、防球ネット、スタンド、雨漏り等の改修が必要となる。

○陸上競技場入口及び広場

- ・陸上競技場の建屋は、大規模改修を実施済みである。
(海老名市公共施設再編(適正化)計画[R6])
- ・陸上競技場では、大規模イベントや大会開催の場合、周辺の広場がやや狭い状況である。
- ・緊急時の際、避難のための出入口は複数必要となる。

○屋内プール

- ・屋内プールは市民の健康維持にとって重要な施設であることに加え、学校の水泳授業での利用があることから、今後、更新については検討する必要がある。
(海老名市公共施設再編(適正化)計画[R6])

○多目的広場

- ・多目的広場は、サッカー場としての規格が確保できない。このため、実施できる種目が限定的であることを考慮する必要がある。

○テニスコート

- ・テニスコートは、試合等を観戦する観客スペースが無い。

○修景池

- ・修景池は、雨水貯留施設兼用の修景池である。修景池として、安全への配慮が必要である。

○疎林広場(ポニー広場)

- ・疎林広場は、既存樹木の老木化に伴い、ポニー広場の移転を検討する。

○正面入口エントランス広場

- ・来園者の利用が少ないため廃止し、芝生広場と一帯での整備を検討する。

○貫抜川と自由広場

- ・貫抜川の親水広場の有効活用が必要である。
- ・野外炉がある広場は、近隣の民間施設との競合に配慮する。

○駐車場

- ・本公園の駐車場（圏央道高架下の駐車場）は、大規模イベント時の混雑と入出庫渋滞の緩和について検討が必要である。

○資材搬入動線の確保

- ・本公園への緊急車両や資材搬入動線について検討する必要がある。

○市道 53 号線バイパス

- ・市街地や住宅から運動公園への歩行者のアクセスは、安全確保のため、メインエントランスの移設を検討する。

○芝生広場と陸上競技場間の園路

- ・芝生広場と陸上競技場間の園路舗装は、劣化や排水不良が発生しており、対応が必要である。

○サイン

- ・本公園の再整備に合わせて、必要に応じて園内サインの見直しについて検討する。

○新たな魅力づくり

- ・アーバンスポーツ広場（スケートボード等）、ドッグランなどの要望がある。

■耐用年数等の整理（令和 6 年 4 月時点）

現況の主な施設について、耐用年数を整理すると以下のとおりである。

屋内プールは耐用年数を 4 年超過している。

なお、公園施設長寿命化計画における予防保全型管理の場合についてみると、総合体育館、陸上競技場、クラブハウス、テニスコートは耐用年数の 9 割を超過しており、長寿命化への備えが必要である。

表 4.2 耐用年数等の整理(令和 6 年 4 月時点)

施設名	構造・規模	竣工年度・改修年度	築年数	耐用年数	使用見込期間 ※
総合体育館	鉄筋コンクリート造 3 階建て (地下 1 階)	1989 年度、 2012 年度： 大体育室等冷暖房 設備工事 2019 年度： トイレ改修 2022 年度： 外装改修	34 年	47 年 残 13 年	56 年 残 22 年
屋内プール	鉄筋コンクリート造 2 階建て (地下 1 階)	1989 年度 2019 年度：屋内 プールのトイレ改修	34 年	30 年 経過 4 年	48 年 残 14 年
野球場	鉄筋コンクリート造 2 階建て	1983 年度 (スタンド) 2012 年度： 電光掲示板改修	40 年	45 年 (スタンド) 残 5 年	54 年 残 14 年
陸上競技場	鉄筋コンクリート造 2 階建て	1991 年度 2001、2006、 2012 年度：三種 公認継続整備工事 2019 年度： メインスタンド・芝 等改修	32 年	45 年 (スタンド) 残 13 年	54 年 残 22 年
クラブハウス	鉄筋コンクリート造 1 階建て	2004 年	19 年	50 年 残 31 年	60 年 残 41 年
テニスコート	6 面(オムニコート)	2005 年 2015 年度：コート 人工芝全面張替	8 年 (2016 年 3 月基準)	10 年 残 2 年	24 年 残 16 年

※使用見込み期間：公園施設長寿命化計画における予防保全型管理の場合

2-2 関係機関及び指定管理者からみた管理運営上の問題点及び課題

計画にあたって実施した関係機関及び指定管理者ヒアリング等を踏まえ、課題の整理を行うと以下になる。(H30 時点の問題点と課題に対して現在の状況を踏まえて整理)

表 4.3 関係機関等からみた計画地の課題

項目	施設等	担当課等	内容
メインエントランス増設	—	道路管理課	・バイパスの正面に駐車場への案内板を設置することにより、スムーズな誘導が可能となる。
雨水貯留施設	—	下水道課	・強雨時に滞水する箇所(芝生広場周辺、修景池周辺)について対応を検討する必要がある。 ・公園全体を対象とした雨水貯留施設については再確認が必要である。
駐車場利用状況	—	指定管理者	・大会等のイベントが二つ重なるとほぼ満車の状態になる。(合計 649 台)それ以外の土日祝日は 7～9 割の利用状況である。
資材の搬入、観光バスの駐車	—	指定管理者	・総合体育館への資材搬入は、西側駐車場からの搬入。 ・野球場と陸上競技場はそれぞれエントランス広場からの搬入で対応している。 ・観光バスは、エントランス広場に駐車しているが、現行のスペースで対応していて、不足していることはない。
施設運営管理上の問題点	野球場	指定管理者	・スタンドの防水シートが劣化して雨漏りがひどい状態である。 ・部分的な改修は実施しているが、全面的な大規模改修は実施していない。 ・高校生クラスになるとファールボールがバックネットと防球ネットを超えて場外に飛び出る。バックネットと防球ネットの高さが必要である。 ・会議室はあるが、ミーティングルームがない。
	陸上競技場		・芝の養生期間は設けているが、利用申し込みが多く、実施しにくい状況である。 ・サッカーのキーパー付近やセンターサークル等、集中的に利用されている部分の芝の痛みが激しい。
	総合体育館		・空調設備の老朽化の問題がある。 ・防水や内装の老朽化によると思われる雨漏りがある。
	屋内プール		・キャノピーの老朽化のほか、排煙窓の開閉ができない問題がある。
	多目的広場		・裸地であるがスプリンクラーを設置していないため、乾燥が続くと砂埃が発生する。
	野外炉		・現在、野外炉は老朽化や近隣に類似施設があるため、撤去廃止する計画である。

項目	施設等	担当課等	内容
	公園全体		・サインが少ないので、要所々に設置すると利便性を高められる。 ・屋内プール南側と芝生広場及び、修景池部分の地盤が低く、強雨時に滞水する。いずれも集中豪雨時に滞水が発生している(年による)。なお、修景池のポンプは稼働している。 ・園路広場に全体的に不陸が発生していることにより、冒険広場、野球場前の広場、疎林広場等、園内の各所に降雨時は水たまりが発生している。 ・園路舗装面の沈下等により雨水桝等が隆起して歩行者空間の各所に段差が発生している。 ・園路の不陸を解消し、バリアフリーの歩行空間を整備するほか、雨水が滞水しないようにレベルを補正する必要がある。 ・雨水排水管や桝類の改修のほか、運動公園の規模に見合った貯留施設を設けることで、園内の滞水を解決する方法も検討する必要がある。 ・冒険広場に遊具が設置されているだけであるが、野外炉や芝生広場に遊具を設置することにより、子どもを介した利用者の回遊性が出て、利用者の増加や利便性を高めることにつながるのではないか。
公園利用者からの要望や意見	—	指定管理者	・ドッグラン設置の要望がある。 ・スケートボードの音(タイヤ音でなく園路や施設にぶつかるパタンという音)に対し他の施設利用者から苦情がある。

2-3 3案の再整備計画立案における問題点と課題

3案の比較検討案の作成に際しての問題点及び課題を以下に示す。

○立案にあたって、不足する根拠資料

- ・大規模建築物について、改築か大規模改修のどちらにするのかの判断材料として、劣化状況とライフサイクルコストの比較が挙げられる。
- ・劣化状況は海老名市個別施設計画での調査結果を踏まえて検討するが、老朽化が著しい野球場・プールについては、今後の再整備にあたっては別途詳細調査をもとに、改修に耐えうる状況か否かを判断し、そのうえで改修費用を算出する必要がある、調整結果によっては改築することも選択肢とする。また、ライフサイクルコストの比較を別途行うことが望ましい。

○老朽化が著しい施設の早期着工の必要性

- ・大型のスポーツ施設としては最も老朽化が進んでいる野球場を優先して着工することを検討する。（詳細調査の結果によっては、この限りではない。）

○消防水利の検討

- ・屋内プールの場所、規模変更、野球場のスタンド席増設、総合案内所の増設、レストランや売店の増設等についての検討が必要である。施設の再整備にあたっては、基本設計の際に消防水利の増設や更新について消防との協議が必要である。
- ・現状の火災時の対応が不明、消火器の設置のみか、確認が必要である。
- ・基本設計時の消防との協議の結果、増設や更新が必要となる場合は、事業費に見込むことが必要である。
- ・屋外消火栓や防火水槽を設置する場合は、その仕様、規格、数量により設置費用に著しい差が生じることから、概算費用の算出は、別途基本設計段階にて必要である。

⇒基本計画段階では決定できないことから、消防水利の設置にかかる費用は別途算出。

第5章 再整備計画における条件の整理・分析

1. 再整備計画における条件の整理

計画に際しての問題点・課題を踏まえ、検討にあたっての計画条件を以下に整理する。

1-1 計画条件の整理(比較検討案(3案)における整備の方向性について)

○再整備計画の見直しにあたって、改修内容の異なる3案を立案し比較検討を行う。

○以下に、3案立案にあたっての検討の方向性を整理する。

1-1-1 再整備計画を策定するうえでの基本コンセプト

- ・将来的な人口減少や社会情勢による市民ニーズの変化に対応
- ・市民がスポーツを多角的にスポーツを楽しめるよう、「する」だけでなく「見る」スポーツにも配慮
- ・防災機能の確保、快適性の提供などグリーンインフラとしての「緑のある公園」づくり
- ・楽しく、快適にかつ安全に配慮した「インクルーシブな公園」「ウォークアブルな公園」づくり
- ・費用対効果を見込むための、多様なスポーツへの対応
- ・コンサートや市民まつり等のイベント会場への活用を考慮
- ・民間活力の導入（可能性）を検討し、今後の維持管理費の低減とともに、収益性を高められる公園づくり

1-1-2 計画条件(3案共通)

○施設配置

- ・野球場、陸上競技場、総合体育館、多目的広場、テニスコート等の施設配置は現在と同じ場所とする。

○総合体育館(築年数 34 年)

- ・総合体育館の耐用年数は47年であり、修繕を逐次行っている。内装や共用部分の空調の改修のほか、計画している修繕を継続して行うこととし、建替は行わない。

○屋内プール(築年数 34 年)

- ・耐用年数の30年を超えていることや構造躯体の老朽化が著しいことから、改築または大規模改修を行う。

○野球場(築年数 40 年)

- ・ 野球場スタンドの耐用年数は 45 年であるが、建屋の老朽化が著しく、バリアフリーの確保も必要であることから、今後の利便性の向上やライフサイクルコストに配慮して大規模改修か改築かを判断する。

野球観戦だけでなく多様なイベントへの活用にも配慮し、内野の芝生スタンドにスタンド席の増設を検討する。グラウンドは不陸が著しいこと、及び芝の劣化等を踏まえ、不陸整正や芝の張替（人工芝化含む。）を検討する。

外周フェンスは再整備計画の内容に合わせて、交換新設、大規模修繕を選択する。ナイター照明の改修は行わない。

○陸上競技場(築年数 32 年)

- ・ 耐用年数は 45 年であるが、令和元年（2019 年）にスタンドの大規模改修を実施済みであり、使用見込期間は 22 年残である。このため、スタンド、フェンス等は現状のままとするが、必要に応じた修繕として、トラックの舗装張替を実施する。また、イベント時や防災対応時の利便性確保を検討する。（緊急車両が通行可能な舗装とする）

○多目的広場

- ・ より多目的な利用への対応が可能な広場を整備する。人工芝とし、人工芝清掃専用の散水栓を新たに整備する。修景池は、多目的広場の整備内容により、存否を判断するとともに、多目的広場に調整池機能を兼ね備えることも検討する。

○アーバンスポーツ広場

- ・ スケートボード、3x3 バスケットボールコート等のできるアーバンスポーツ広場を整備する。位置は多目的広場西側、屋内プール跡地（プール移設の場合）、現在のメインエントランス付近などへの整備を検討する。

○冒険広場

（配置を変更しない場合）

- ・ 遊具類は既存の施設点検結果を踏まえ、大規模修繕、一部改修・交換、撤去新設を検討する。

（配置を変更する場合と共通）

- ・ 幼児と児童以上の年齢層の利用エリアを分けて、各外周をフェンスで囲み、安全管理と利用の時間管理ができるようにする。

○疎林広場

- ・ ポニー広場は野外炉を撤去した跡地へ移転する。既存の高木林をできるだけ残し、緑豊かな空間とする。インクルーシブな遊具、健康遊具を配置し、高齢者や幼児などが安全に活動できる静的活動の空間とする。舗装は、土砂が流出しないように不陸整正を実施し、芝または人工芝を用いた広場を整備する。インクルーシブ遊具も外周をフェンスで囲み、安全管理と利用の時間管理ができるようにする。

○テニスコート(築年数 18 年)

- ・人工芝の耐用年数が 10 年であるため、全面張替とする。観覧、休憩ができるベンチとシェルターの整備や必要な備品等の交換を行う。

○クラブハウス(築年数 19 年)

- ・耐用年数が 50 年のため原則として大規模改修とするが、今後の利便性の向上に配慮した改築について検討する。

○ポニー広場

- ・野外炉を廃止した場所に移転し、関連施設を馬房の近傍に集約する。

○屋外トイレ(既存の屋外トイレ 2 箇所)

- ・公園全体のトイレの配置計画により、廃止、撤去新設、大規模改修を検討する。

○園路広場

- ・不陸が多く、滞水が著しい状態であること、階段のみでスロープがない場所があることなどから、雨水排水処理の改善と快適な歩行空間の創出に努める。不陸整正や園路の舗装整備に伴い、散水栓等の給水設備を再整備する。また、バリアフリー機能を確保する。

○雨水排水施設

- ・野球場、陸上競技場、その他施設の土工施設の耐用年数が 30 年であり、老朽化が著しいと判断されることから全面改修し、雨水排水処理機能を改善する。

○園路照明

- ・今回の再整備計画には含まないが、今後必要に応じて検討を行う。

○サイン類(園名板、園内案内板、方向指示板、制札版等)

- ・必要に応じて、別途サイン計画について検討する。

○駐車場

- ・現状の配置、規模は変更しない。イベント開催時等の駐車場の不足については、シャトルバス等での対応を検討する。

○駐輪場

- ・エントランス等の公園内施設の位置の変更に伴い、利用実態に配慮した適所に再配置する。

○ドッグラン

- ・貫抜川の親水広場をドッグラン（約 700 m²）として有効活用し、ペット等の動物とのふれあいの場を整備し、いやし機能を充実させる。

1-2 社会資本整備総合交付金の補助要件について

補助項目を想定して計画を進める必要があるため、想定される補助項目について補助要件と対象事業を以下に整理する。

公園施設長寿命化対策支援事業については、海老名市公園施設長寿命化計画において調査を実施している遊具やベンチ、パーゴラ等が補助対象となる。

表 5.1 社会資本整備総合交付金の補助要件について

補助項目	補助要件	対象事業
イ-12 (1)都市公園等 事業 I.都市公園事業 A-1 都市公園	・利用料の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合は、公募設置管理制度の導入に係る検討を了することを要件とする。 ・以下の公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡以上(①都市公園、②特別緑地保全地区または歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地、③都市緑地法に基づく市民緑地契約または管理協定に基づき国の補助を受けて施設整備を行い市民に公開している緑地)	都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備
イ-12-(1)都市公園等事業 V.官民連携に ぎわい創出事業	・特定公園施設の整備に対して、地方公共団体が負担する費用が、当該特定公園施設の整備に要する費用の積算額に対して1割以上削減されること。	飲食店、売店等の公募対象公園施設または滞在快適性等向上公園施設の整備及び園路、広場等の特定公園施設の整備を一体的に実施する事業。
イ-12-(2)/ロ-12-(2)都市公園安全・安心対策事業 II.公園施設長寿命化対策支援事業	・2ha以上の都市公園における施設の改築を対象とする。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。 ・事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上	都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築とする。 重点配分(いずれかに該当): ・健全度調査により健全度Dに判定された公園施設 ・耐用年数(処分制限期間)の9割を超過した公園施設

1-3 比較検討の設定

比較検討案を作成するにあたってのコンセプトと評価の考え方を以下に示す。

1-3-1 第 1 案【にぎわい空間創出】

(1) コンセプト・事業費

○コンセプト

- ・北口にメインエントランスを移動
- ・現在のメインエントランス付近に遊びの機能を集約
- ・空間の効率的利用により、広場スペースを増設し、にぎわい空間を園内全体に拡大
- ・野球場の内野にスタンド席を増設

○事業費

- ・3 案中、中程度

(2) 評価の考え方

評価の考え方を以下に示す。

計画の基本的な考え方は、各施設の老朽化対策及び施設の充実を図るとともに、わかりやすい動線を確保することにより、配置計画の改善とともに施設の改修を進め、魅力のある公園とするものである。(3 案共通)

表 5.2 評価の考え方(第 1 案)

アンダーライン:計画地の直接的な課題の解消

施設名称	評価の考え方
総合体育館	・建物は現状維持、 <u>内装や共用部分の空調の改修を実施</u>
野球場	・野球場は <u>全面的改築</u> または大規模改修によりバリアフリー対応、防災倉庫追加、内野にスタンド席を増設
陸上競技場	・3 種認定を目的とした修繕を実施(トラックの舗装張替え) ・緊急用の出入口 2 箇所を増設(合計 4 箇所) ・スタンド、フェンス等は現状のまま
屋内プール	・屋内プールは現在の位置に建て替え、学校利用も考慮して 25m プールを確保し、レジャープールを追加
多目的広場	・多目的広場は、東側に人工芝の舗装で小ぶりのサッカーコート(68m×50m)を整備し、西側の一部をコンクリート舗装にして <u>アーバンスポーツ広場</u> として整備 ・調整池機能を 2 段式で持たせる。(外周にはフェンスを設置) ・多目的広場の東側公園中央に、イベント対応時や日常的憩いの場としての大規模なピクニック広場を整備

施設名称	評価の考え方
テニスコート	・テニスコートはコート人工芝を全面張替 ・<u>観覧、休憩ができる椅子とシェルターを設置</u> ・フェンスの交換
クラブハウス	・クラブハウスは現状のまま、大規模改修
修景池	・<u>修景池は廃止</u>(調整機能は多目的広場に持たせる)
北側入り口(メインエントランス)	・体育館横の駐車場側に公園入口を移設、プロムナードを現在の冒険広場の位置へ変更し、<u>わかりやすいレイアウトに改修</u> ・屋内プールと接続する空間をプロムナードのほか、大勢の人々が集うことができる芝生広場、カフェまたはレストラン(PFI)、総合案内棟などの魅力ある建物で利用者を出迎え、入口を魅力的に修景し、おしゃれなエントランスを整備(現在の屋内プール前の空間を利用)
南側進入口	・現在のメインエントランスは縮小するが、バス等の臨時駐車場、ロータリー(車廻し、車寄せ)としての利用ができる<u>広さは確保</u>
冒険広場	・冒険広場は現在のメインエントランスと隣接する芝生広場付近に移動し、遊具やパーゴラは全面的リニューアル、緑がある空間と特に木陰を確保するため既存の樹林を残しながら整備 ・支障となる大径木は、できるだけ移植により保全 ・冒険広場の屋外トイレは総合案内所が近傍にできるため、撤去
芝生広場	・冒険広場として整備
疎林広場 (インクルーシブ広場)	・現在の疎林広場に既存の樹林地を残しながらインクルーシブ<u>遊具、健康遊具などを設置</u> ・支障となる大径木は、できるだけ移植により保全
ポニー広場 (※現状:バーベキュー広場)	・ポニー広場予定地の既存トイレは大規模改修
ドッグラン	・<u>ドッグランを公園の最南端の貫抜川沿いに新設</u> ・フェンスで囲んで管理
その他	・野球場と総合体育館側入口(駐車場)を結ぶプロムナードを骨格として整備し、<u>わかりやすい動線を確保</u>

1-3-2 第 2 案【管理機能集約】

(1) コンセプト・事業費

○コンセプト

- ・屋内プールをメインエントランス付近に再配置
- ・現在のメインエントランス付近に管理機能を集約させ、園内の一元管理を実現
- ・現在のメインエントランスと多目的広場の景観軸を確保し、入口からの景観的魅力を向上
- ・野球場の内野にスタンド席を増設

○事業費

- ・3 案中、最も高い

(2) 評価の考え方

評価の考え方を以下に示す。

計画の基本的な考え方は、各施設の老朽化対策及び施設の充実を図るとともに、わかりやすい動線を確保することにより、配置計画の改善とともに施設の改修を進め、魅力のある公園とするものである。(3 案共通)

表 5.3 評価の考え方(第 2 案)

アンダーライン:計画地の直接的な課題の解消

施設名称	評価の考え方
総合体育館	・建物は現状維持、 <u>内装や共用部分の空調の改修を実施</u>
野球場	・野球場は全面的改築または <u>大規模改修によりバリアフリー対応</u> 、 <u>防災倉庫追加</u> 。内野にスタンド席を増設
陸上競技場	・3 種認定を目的とした修繕を実施(トラックの舗装張替え) ・緊急用の <u>出入口 2 箇所を増設</u> (合計 4 箇所) ・スタンド、フェンス等は現状のまま
屋内プール	・屋内プールは公園のセンター側に移設新設し、大規模スポーツ施設をできるだけ公園中央付近に集約 ・屋内プールは、総合管理施設の機能を兼ね、メインエントランス付近の管理中枢機能を持たせて、管理の効率化を向上 ・屋内プール内には、テニスコートのクラブハウスの機能(ロッカールーム、シャワー室等)も持たせた施設を併設 ・屋内プールは、 <u>学校利用も考慮して 25m プールを確保</u> ・プール移設により支障となる大径木は、できるだけ移植により保全

施設名称	評価の考え方
アーバンスポーツ広場	・<u>アーバンスポーツ広場</u>は、屋内プール跡地に整備 ・3×3のバスケットボールコートを併設 ・各々外周にフェンスを設置
多目的広場	・多目的広場は、人工芝により<u>公式規模のサッカーコート(90m×50m)</u>及び広場を整備 ・調整池機能を追加し外周にフェンスを設置 ・屋外トイレは老朽化が著しいため多目的広場付近へ移設
テニスコート	・テニスコートは観覧、休憩ができる椅子とシェルターを設置 ・フェンスを交換
クラブハウス	・現状の<u>クラブハウス</u>は廃止、撤去 ・クラブハウス跡地に総合案内所や美しい建築デザインのカフェまたはレストランを設置。(PFI)
修景池	・<u>修景池</u>は廃止(調整機能は多目的広場に持たせる)
エントランス	・現在のメインエントランスは改修し、<u>大型バスのロータリー(車廻し、車寄せ)</u>としての利用ができる広さを確保。 ・メインエントランスはイベント時の大型バスや大型管理車両の駐車スペースを確保。
冒険広場	・冒険広場の現在の遊具は、点検結果を踏まえて、更新する。 ・冒険広場の既存のパーゴラとベンチは撤去し、近年の猛暑に対応した大型のパーゴラとベンチを新設する。
芝生広場	・屋内プールを移設
疎林広場 (インクルーシブ広場)	・現在の疎林広場に既存の樹木を残しながら<u>インクルーシブ遊具、健康遊具などを設置</u>
ポニー広場 (※現状:バーベキュー広場)	・ポニー広場予定地は大規模改修
ドッグラン	・<u>ドッグラン</u>を公園の最南端の貫抜川沿いに新設する。(フェンスで囲んで管理する)
その他	・野球場と総合体育館側入口(駐車場)を結ぶプロムナードを骨格として整備し、<u>わかりやすい動線を確保</u>

1-3-3 第3案【現状機能の向上】

(1) コンセプト・事業費

○コンセプト

- ・現況の施設配置をそのまま活用
- ・施設の配置変更を行わないことにより、事業費の削減を図り、各施設の機能向上を実現
- ・野球場内野芝生スタンドの不陸整正、張芝の改修

○事業費

- ・3案中、最も低い

(2) 評価の考え

評価の考え方を以下に示す。

計画の基本的な考え方は、各施設の老朽化対策及び施設の充実を図るとともに、わかりやすい動線を確認することにより、配置計画の改善とともに施設の改修を進め、魅力のある公園とするものである。(3案共通)

表 5.4 評価の考え方(第3案)

アンダーライン:計画地の直接的な課題の解消

施設名称	評価の考え方
総合体育館	・建物は現状維持、 <u>内装や共用部分の空調の改修を実施</u>
野球場	・野球場は、<u>大規模改修または改築</u>によりエレベーター増築しバリアフリーに対応 ・防災倉庫は設置しない ・内野スタンドは芝生のまま不陸整正 ・外周フェンスは大規模修繕
陸上競技場	・3種認定を目的とした修繕を実施(トラックの舗装張替え) ・緊急用の<u>出入口2箇所を増設</u>(合計4箇所) ・スタンド、フェンス等は現状のまま
屋内プール	・屋内プールは、現在の位置で大規模改修 ・<u>学校利用に配慮し</u>、25mプールを確保
アーバンスポーツ広場	・<u>アーバンスポーツ広場は、疎林広場のメイン入口側よりに整備</u> ・外周にフェンスを設置

施設名称	評価の考え方
多目的広場	・多目的広場は、人工芝により<u>公式規模のサッカーコート(105m×68m)及び広場を整備</u> ・約半分の面積で調整池機能を確保 ・外周にフェンスを設置 ・多目的広場とエントランス広場との連結箇所に、プロムナードの始終点としてのにぎわい広場を整備 ・屋外トイレは老朽化が著しいため多目的広場付近へ移設
テニスコート	・テニスコート人工芝の張り替え ・<u>備品の充実</u>
クラブハウス	・クラブハウスは、従来の機能のほか、市民サービスの向上を目的として、<u>総合管理施設、カフェ・レストランを併設する施設へ改築</u>
修景池	・修景池にも調整池機能を持たせるように改善し、野球場と多目的広場とのスペースに配慮しつつデザイン性を向上させ改修
メインエントランス	・現在のメインエントランスは位置、規模とも変更しないが、<u>イベント時の大型バスや大型管理車両の駐車スペースを確保</u> ・<u>一般車の車寄せに利用可能</u>
冒険広場	・冒険広場の現在の遊具やパーゴラは、点検結果を踏まえてできるだけ修繕により対応
芝生広場	・現在のテニスコート西側と屋内プール南側の芝生広場は、現状のまま残置 ・プール回りの広場のフェンスは交換
疎林広場 (インクルーシブ広場)	・現在の疎林広場に<u>インクルーシブ遊具、健康遊具、野外卓などを配置</u>
ポニー広場 (※現状：バーベキュー広場)	・<u>ポニー広場予定地は大規模改修</u>
ドッグラン	・<u>ドッグランを公園の最南端の貫抜川沿いに新設</u>
その他	・野球場と総合体育館側入口(駐車場)を結ぶプロムナードを骨格として整備し、<u>わかりやすい動線を確保</u>

2. 導入施設及び施設配置計画(3案の比較検討)

2-1 導入施設の種類・機能・規模

比較検討案における導入施設の種類・機能・規模を以下に示す。

表 5.5 計画案の比較検討

施設の種類 ※面積:再整備前		計画案1(にぎわい空間創出)	計画案2(管理機能集約)	計画案3(現状機能の向上)
施設配置の考え方		○北口にメインエントランスを移動 ○現在のメインエントランス付近に遊びの機能を集約 ○空間の効率的利用により、広場スペースを増設し、にぎわい空間を園内全体に拡大	○屋内プールをメインエントランス付近に再配置 ○現在のメインエントランス付近に管理機能を集約させ、園内の一元管理を実現 ○現在のメインエントランスと多目的広場の景観軸を確保し、入口からの景観的魅力を向上	○現況の施設配置をそのまま活用 ○施設の配置変更を行わないことにより、事業費の削減を図り、各施設の機能向上を実現
総合体育館	7,502.52 m ²	建物は現状維持、内装や共用部分の空調の改修を実施する		
野球場	17,885.12 m ²	○外野・グラウンドは現状のまま ○建屋は改築または大規模改修 ○内野芝生スタンドを座席スタンドに改修 ○バリアフリー対策としてエレベーターを設置 ○防災倉庫の設置	○外野・グラウンドは現状のまま ○建屋は改築または大規模改修 ○内野芝生スタンドを座席スタンドに改修 ○バリアフリー対策としてエレベーターを設置 ○防災倉庫の設置	○外野・グラウンドは現状のまま ○建屋は改築または大規模改修 ○内野芝生スタンドは不陸整正の整備に留め座席スタンドは設置しない ○バリアフリー対策としてエレベーターを設置
陸上競技場	24,581.66 m ²	○3 種認定を目的とした修繕を実施(トラックの舗装張替え) ○緊急用の出入口 2 箇所を増設(合計 4 箇所) ○スタンド、フェンス等は現状のまま		
屋内プール	8,653.54 m ²	○現在の位置で複合施設に改築 例:25m プール、レジャープール、総合管理施設(園内の維持管理のための機能)などの複合施設 ○施設の複合化により、公園スペースの有効利用 ○屋内プールは PFI による建設、運営を検討	○屋内プールは公園中央付近に移設し、入口部のにぎわいを演出 ○総合管理施設(園内の維持管理のための機能)を集約させ、大規模運動施設等の効率的管理を実現 ○テニスコートのクラブハウス機能を併設 ○屋内プールは、学校利用も考慮して 25mプールを確保	○屋内プールは、現在の位置で経費節減しつつ改築または改修
アーバンスポーツ広場	※新設	○高速道路側のスペースを活用して、スケートボードパークを整備 ○バンク、ボックス、ランプを設置し多様なプレイに対応 ○調整池機能としての多目的な利用広場として整備 例:少年サッカーコートとの 2 段階の掘り込み方式とし、浸水頻度に配慮	○屋内プール跡地を活用し、スケートボードパークを整備し、北東側入口のにぎわいを創出 ○3x3バスケットボールコートを併設、アーバンスポーツを集約整備	○現在のメインエントランス付近に、アーバンスポーツ広場を整備し、メインエントランス付近のにぎわいを創出
テニスコート	4,595.66 m ²	○全面(人工芝舗装)張替、備品等の充実 観覧、休憩ができる椅子とシェルター付きスペースを追加拡大、フェンスの交換	○全面(人工芝舗装)張替、備品等の充実 観覧、休憩ができる椅子とシェルター付きスペースを追加拡大、フェンスの交換	○全面(人工芝舗装)張替、備品等の充実
クラブハウス	822.41 m ²	○クラブハウスは現状のまま、大規模改修	○クラブハウス機能は屋内プールに併設 現在のクラブハウスは撤去	○現状のクラブハウスは撤去 クラブハウス跡地スペース等を活用してカフェ・レストラン・総合案内施設及び総合管理施設(園内の維持管理のための機能)、クラブハウスの複合施設を整備(PFI の導入の検討)
総合案内施設 カフェ・レストラン	※新設	○総合案内施設を整備 ○北口の新たな広場に、美しい建築デザインのカフェ・レストランを整備	○クラブハウス跡地スペース等を活用してカフェ・レストラン・総合案内施設の複合施設を整備(PFI の導入の検討)	
多目的広場	12,778.52 m ²	○多目的広場は調整池機能を持たせつつ、人工芝による少年サッカー対応のサッカーコート「68m×50m」を設置 ・サイドライン長辺は南北方向 ○サッカーコートとスケートボードパークは多段式とし、調整池容量を調整(スケートボードパークの浸水頻度を高く設定し、人工芝サッカーコートの管理頻度を抑制)	○多目的広場は調整池機能を持たせつつ、現状の多目的広場に無理のない規模としての公式サッカーコート「90m×50m」を設置 ・サッカーコートは、サイドライン長軸が東西方向 ○余裕のあるサッカーコートの設定により、周辺広場を整備 ○トイレを多目的広場付近に新設	○多目的広場は調整池機能を持たせつつ、WC サッカーコート「105m×68m」を設置 ・サッカーコートは、サイドライン長軸が東西方向 ○トイレを多目的広場付近に新設
修景池	909.97 m ²	○修景池の調整池機能は、多目的広場に持たせることから、駐車場側からのわかりやすい入口広場に改修	○修景池の調整池機能は、多目的広場に持たせることから、駐車場側からのわかりやすい入口広場に改修	○修景池(調整池)は、野球場、多目的広場とのスペースに配慮しつつデザイン性を向上

施設の種類 ※面積:再整備前		計画案1(にぎわい空間創出)	計画案2(管理機能集約)	計画案3(現状機能の向上)
エントランス	— ※面積はその他に含む	○メインエントランスを北口に移設 ○総合体育館と屋内プールの間をデザインされた印象的なエントランスとして整備 ・バリアフリー対応のスロープを整備 ・エントランスの広場には総合案内施設やデザインされた建築によるカフェ・レストランによりおしゃれ空間を演出 ○西側駐車場からの入口を明確化し、わかりやすい一体性のある大型のエントランス広場として整備 ○現状エントランスはバス停ロータリーとして利用するとともに、遊具等の広場として活用	○現状のメインエントランスを改修 ○メインエントランスと多目的広場の景観軸を確保し、印象的なエントランスとして改修 ○周辺施設との一体性を演出するため、疎林広場と新たな屋内プール側の広場は、連続性のある舗装デザインを取り入れ ○現在の北口の駐車場からは園内へのアプローチ用通路を整備	○現在のメインエントランスは活用 ○北東側にエントランスを設置(スロープ)
冒険広場	7,109.91 m ²	○現在のメインエントランス付近に移設し、子どもから高齢者などの多様な方々に活用できる遊びの広場として集約 ○広場舗装はゴムチップ舗装またはクレイ舗装 ○既存の屋外トイレは、多目的広場付近に移設	○既存の位置において整備充実 ・点検結果を踏まえ、できるだけ修繕による改修を実施 ○冒険広場脇には、近年の猛暑に対応する大型のパーゴラを設置(例:ミスト噴水付き等) ○広場舗装はゴムチップ舗装またはクレイ舗装 ○既存の屋外トイレは改築	○既存の位置において整備充実 ・点検結果を踏まえ、できるだけ修繕による改修を実施 ○既存のパーゴラ&ベンチは改修 ○広場舗装はゴムチップ舗装またはクレイ舗装 ○既存の屋外トイレは改築
芝生広場	7,837.69 m ²	○冒険広場などの大きな遊びの広場として集約整備	○屋内プールを移設し、入口部のにぎわいを演出	○アーバンスポーツ広場を整備
インクルーシブ広場(現状:疎林広場)	4,315.47 m ²	○既存の樹林を残して樹間に様々な子どもたちに対応したインクルーシブ遊具や幅広い年齢層に対応した健康遊具を整備 ○広場舗装はゴムチップ舗装またはクレイ舗装 ○ポニー広場は、高架下の厩舎付近(旧バーベキュー広場)に移設		
ポニー広場 (※現状:バーベキュー広場)	1,982.11 m ²	○ポニー広場を移設 ・高架下付近は日陰ができることから、ポニーの飼育に適する。 ・ポニー広場として、野外炉跡等の不陸整正を実施 ○既存の屋外トイレは改修		
駐車場	12,648.23 m ² 649 台	○改修しない ・現況駐車場は 607 台(普通車 586 台、軽自動車 13 台、身障者用 8 台)		
駐輪場	436.15 m ² 約 370 台	○新設及び改修 ・合計 190 台(北側入り口付近約 170 台、ポニー広場側入り口付近約 20 台、中央園路左右付近約 150 台、圏央道側入り口付近約 30 台)を整備		
その他(園路・広場)	63,161.04 m ²	○貫抜川右岸側(高水敷)にドッグラン(約 700 m ²)を整備 ○ウォーキング・ランニングコース(今後計測:前計画≒1.28km/現状約 1.2km より伸長)を設定(ゴムチップ舗装のコース、園路広場を活用したコースの 2 コースを設定) ○さがみグリーンライン自転車道との接続路を設定 ○園路広場の不陸整正、舗装改修 ○雨水排水施設の改修 ○供給処理施設(給水・汚水・電気)の埋設物改修 ※イベント時駐車スペース(大型バス 7 台)は現状のプロムナードを活用 ※大型バスが付けられる車廻しを今後検討		
合計	175,220 m ²	○今後運動施設率について検討 ・前計画:運動施設率 36.5%(64,04.91 m ²)OK		
概算事業費		○野球場改築の場合:約 112.6 億円 ○野球場大規模改修の場合:約 75.1 億円 ※詳細内訳は別紙)比較検討案3案の 概算工事費一覧参照 ・プールの移設はないが、入口部の変更や調整池の多段階化などの土木工事により比較的高額となると予想	○野球場改築の場合:約 112.9 億円 ○野球場大規模改修の場合:約 75.3 億円 ※詳細内訳は別紙)比較検討案3案の 概算工事費一覧参照 ・プールの移設やメイン入り口部の大改修により比較的高額となると予想	○野球場改築の場合:約 109.1 億円 ○野球場大規模改修の場合:約 47.9 億円 ※詳細内訳は別紙)比較検討案3案の 概算工事費一覧参照 ・大規模なレイアウト変更がないため、整備費は比較的抑えられると予想

2-2 施設配置計画(案)

上記に基づき、施設配置計画案を作成すると以下のとおりである。

■海老名運動公園 第1案 【にぎわい空間創出】



[illegible]

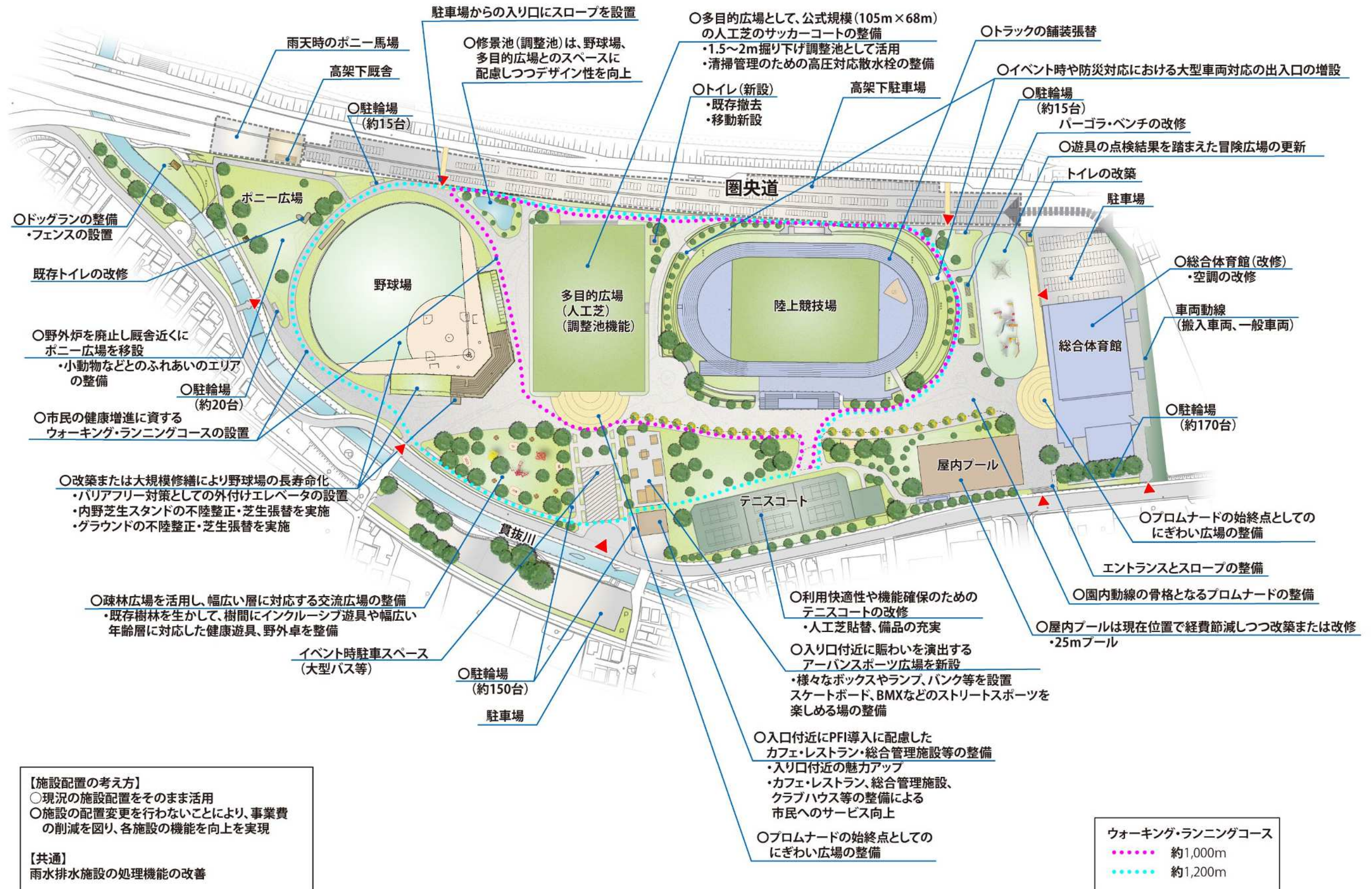
【施設配置の考え方】

- 屋内プールをメインエントランス付近に再配置
- 現在のメインエントランス付近に管理機能を集約させ、園内の一元管理を実現
- 現在のメインエントランスと多目的広場の景観軸を確保し、入口からの景観的魅力を向上

【共通】
雨水排水施設の処理機能の改善

ウォーキング・ランニングコース
 ●●●●● 約900m
 ●●●●● 約1,100m

■海老名運動公園 第3案 【現状機能の向上】



2-3 概算工事費算出

比較検討案3案の概算工事費を以下に示す。

表 5.6 比較検討案3案の概算工事費一覧(億円)

項目	条件	案1		案2		案3	
総合体育館	共用部分の空調の改修	5.3		5.3		5.3	
野球場		改築	改修	改築	改修	改築	改修
	建屋改築(撤去含む)	28.1	-	28.1	-	28.1	-
	建屋大規模改修	-	3.6	-	3.6	-	3.6
	バックネット(支柱交換、ネット張替)	0.86		0.86		0.86	
	内野スタンド増設	4.8		4.8		-	
	内野スタンド不陸整正	-		-		0.11	
	グラウンド改修(内野、外野)、外周柵改修	10.5		10.5		10.5	
陸上競技場	トラック舗装の改修、出入口増設	2.5		2.5		2.5	
屋内プール	改築1(規模拡大、エレベーター設備確保)	32.0		32.0		-	
	改築2(規模同等、エレベーター設備なし)	-		-		31.6	
	大規模改修	-		-		7.96	
アーバンスポーツ広場	コンクリート舗装、備品、フェンス等	1.92		1.76		1.7	
	擁壁、フェンス設置	0.15		-		-	
テニスコート	人工芝貼替	0.75		0.75		0.75	
テニスコート	スタンド増設(外周フェンス改修)	1.08		1.08		-	
クラブハウス	大規模改修または撤去	0.4		0.12		0.12	
総合案内施設 カフェ・レストラン	新築	2.56		2.56		2.56	

項目	条件	案1		案2		案3	
多目的広場	人工芝サッカーコート、調整池清掃用散水栓	4.43		5.39		7.9	
	屋外トイレ改築	0.54		0.54		0.54	
エントランス	舗装等	0.38		0.24		0.24	
冒険広場	遊具、パーゴラ、ベンチ、舗装、トイレ(撤去費を含む)	4.07		4.07		4.07	
インクルーシブ遊具広場(現状:疎林広場)	遊具、舗装等	3.25		3.25		3.25	
芝生広場	既存芝生広場改修	1.08		1.08		1.08	
ポニー広場 (※現状:野外炉)	野外炉撤去、広場不陸整正、トイレ改修等	0.55		0.55		0.55	
ドッグラン	フェンス、不陸整正等	0.33		0.33		0.33	
その他(園路・広場等)	不陸整正、舗装改修、雨水排水施設、供給処理施設、修景池改修、外周フェンス改修・修繕、駐輪場、ウォーキング・ランニングコース等	7.33		7.33		7.33	
合計		112.6	75.1	112.9	75.3	109.1	47.9

※諸経費率は造園土木工事の場合直接工事費の100%、建築工事は直接工事費の20%を計上。

※大型建築物の大規模改修費は営繕課提供の事例から算出した単価(諸経費込)を使用。

※造園土木工事の諸経費率は、発注金額により大きく変動するのでこの点に留意すること。

※当概算工事費は現在時点の想定であり、今後の建設物価に変動があることにも留意すること。

※この概算工事費に含まないものは以下とする。

- ・園路灯、ナイター照明
- ・園名板、案内板、サイン
- ・消防水利
- ・駐車場の既存施設の改修、修繕
- ・調査費・点検費・測量費・設計費・消費税
- ・運営・維持管理費

3. 計画案の設定

3-1 比較計画案の評価

費用対効果を重視し、概算工事費に基づき、比較計画案の評価を行った結果を以下に示す。

表 5.7 比較検討案3案の 概算工事費一覧

◎優れる(最も低額) ○平均的 △劣る(最も高額) 「-」は評価の対象外(直接的な対応はなし)

項目	条件	案1		案2		案3	
		野球場 改築	野球場 改修	野球場 改築	野球場 改修	野球場 改築	野球場 改修
総合体育館	共用部分の空調の改修	○	○	○	○	○	○
野球場	建屋改築(撤去含む)	○	-	○	-	○	-
	建屋大規模改修	-	◎	-	◎	-	◎
	バックネット(支柱交換、 ネット張替)	○	○	○	○	○	○
	内野スタンド増設	○	○	○	○	-	-
	内野スタンド不陸整正	-	-	-	-	◎	◎
	グラウンド改修(内野、外 野)、外周柵改修	○	-	○	-	○	-
陸上競技場	トラック舗装の改修、出 入口増設	○	○	○	○	○	○
屋内プール	改築1(規模拡大、エレベ ーター設備確保)	○	○	○	○	-	-
	改築2(規模同等、エレベ ーター設備なし)	-	-	-	-	○	-
	大規模改修	-	-	-	-	-	◎
アーバンスポーツ広 場	コンクリート舗装、備品、 フェンス等	○	○	○	○	○	○
	擁壁、フェンス設置	△	△				
テニスコート	人工芝貼替	○	○	○	○	○	○
	スタンド増設(外周フェン ス改修)	○	○	○	○	-	-
クラブハウス	大規模改修または撤去	○	○	◎	◎	◎	◎

項目	条件	案1		案2		案3	
		野球場 改築	野球場 改修	野球場 改築	野球場 改修	野球場 改築	野球場 改修
総合案内施設 カフェ・レストラン	新築	○	○	○	○	○	○
多目的広場	人工芝サッカーコート、調整池清掃用散水栓	◎	◎	○	○	△	△
	屋外トイレ改築	○	○	○	○	○	○
エントランス	舗装等	○	○	◎	◎	◎	◎
冒険広場	遊具、パーゴラ、ベンチ、舗装、トイレ(撤去費を含む)	○	○	○	○	○	○
インクルーシブ遊具 広場(現状:疎林広場)	遊具、舗装等	○	◎	○	◎	○	◎
芝生広場	既存芝生広場改修	○	○	○	○	○	○
ポニー広場 (※現状:野外炉)	野外炉撤去、広場不陸整正、トイレ改修等	○	○	○	○	○	○
ドッグラン	フェンス、不陸整正等	○	○	○	○	○	○
その他(園路・広場)	不陸整正、舗装改修、雨水排水施設、供給処理施設、修景池改修、外周フェンス改修・修繕、駐輪場、ウォーキング・ランニングコース等	○	○	○	○	○	○
合計		△ 112.6 億円	○ 75.1 億円	△ 112.9 億円	○ 75.3 億円	△ 109.1 億円	◎ 47.9 億円
【評価結果】 ○概算工事費に基づき、案 3(野球場改修)が最も優れる(費用対効果が最も優れる) ※同施設で概算工事費が最も低いため							

3-2 計画案の設定

先に示す比較検討案の評価に基づき、計画案を設定すると以下のとおりである。

計画の基本的な考え方は、各施設の老朽化対策及び施設の充実を図るとともに、わかりやすい動線を確保することにより、施設の改修を進め、魅力のある公園とするものである。

表 5.8 計画案の設定

アンダーライン:計画地の直接的な課題の解消

施設の種類 ※面積:再整備前		計画案(最終案)
施設配置の考え方		○厚木駅方面からの来園者に配慮し、北口をメインエントランスとして改修 ○公園のプロムナードを拡張整備することで、にぎわいのある空間を演出
総合体育館	7,502.52 m ²	○空調の改修 ○内装の改修 ○老朽化の見られる箇所の改修
野球場	17,885.12 m ²	○建屋は大規模改修 ○内野芝生スタンドの不陸整正 ○バックネットの支柱交換・張替え
陸上競技場	24,581.66 m ²	○トラックの舗装改修 ○出入口増設(2箇所)
屋内プール	8,653.54 m ²	○大規模改修 ○総合管理施設(園内の維持管理のための機能) ○総合案内施設、休憩スペース併設
テニスコート	4,595.66 m ²	○人工芝張替
クラブハウス	822.41 m ²	○大規模改修
アーバンスポーツ広場	※新設	○現在の多目的広場西側を活用し、スケートボードパーク・3x3(バスケットボール)コート等を整備 ○アスファルト舗装とし、多目的な利用広場として整備 ○広場周りをフェンスで囲み、利用時間を管理
多目的広場	12,778.52 m ²	○現在の多目的広場東側は人工芝に改修(少年サッカー1面) ○広場周りを高いフェンスで囲み、利用の時間管理を実施 ○屋外トイレ移設改築
冒険広場	7,109.91 m ²	○大型複合遊具など主に6歳～小学生までを対象とした遊具を設置 ○大型パーゴラ設置(例:ミスト噴水付き等) ○子ども達の遊べる噴水等の整備を検討 ○屋外トイレ改築

施設の種類 ※面積:再整備前		計画案(最終案)
インクルーシブ広場 (旧プール横 芝生広場)	※新設	○クレイ舗装とし、幼児用遊具やインクルーシブ遊具など、0歳～5歳向け遊具を設置 ○遊具周りを低いフェンスで囲み、利用の時間管理を実施
芝生広場	7,837.69 m ²	○陸上競技場前から疎林広場まで一帯を広い芝生広場として整備
疎林広場	4,315.47 m ²	
ポニー広場 (※現状: :野外路)	1,982.11 m ²	○ポニー広場を移設 ・高架下付近は日陰ができることから、ポニーの飼育に適する ・ポニー広場として、野外炉跡等の不陸整正を実施 ○既存の屋外トイレは改修
駐車場	12,648.23 m ² 607 台	○現状維持
駐輪場	436.15 m ² 約 370 台	○改修・新設(合計 190 台:北側入り口付近約 170 台、ポニー広場側入り口付近約 20 台)
エントランス	－ ※面積はその他に含む	○公園のメイン入口として市道 53 号線バイパス前に歩行者用入口を新設 ※スロープを整備しバリアフリー対応
修景池	909.97 m ²	○改修整備
その他 (園路・広場)	63,161.04 m ²	○イベント時のバス、大型運搬車両の駐車スペース(広場) ○中央園路は規模を縮小、車両進入不可、徒歩での来園者用入口
合計	175,220 m ²	175,220 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)
概算事業費		○約 57.02 億円

第6章 整備方針の再設定

1. 計画の基本的な考え方

再整備のコンセプトを以下に示す。

【コンセプト】



①誰もが楽しく安全に、健康増進に取り組める
運動公園づくり

②身近な自然に触れ合える
快適で緑豊かな公園づくり

③あらゆるスポーツへの対応や
イベント会場など多目的に活用できる公園づくり

※インクルーシブ(Inclusive):「包括した」「すべてを含んだ」

2. 整備方針の再設定

整備方針の再設定を以下に示す。

国においては、今後のスポーツに対する取組として、第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日スポーツ庁）における「新たな3つの視点」において、「① スポーツを「つくる／はぐくむ」「② 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる」「③ スポーツに「誰もがアクセス」できる」を掲げている。

また、神奈川県においては、神奈川県スポーツ推進計画（令和5年3月見直し版 神奈川県）において、「スポーツ」のとらえ方を「スポーツそのものが有する価値」だけでなく、「スポーツが社会的な課題の解決に寄与する価値」にも視点を置き、スポーツ推進の施策展開を進めることとしている。

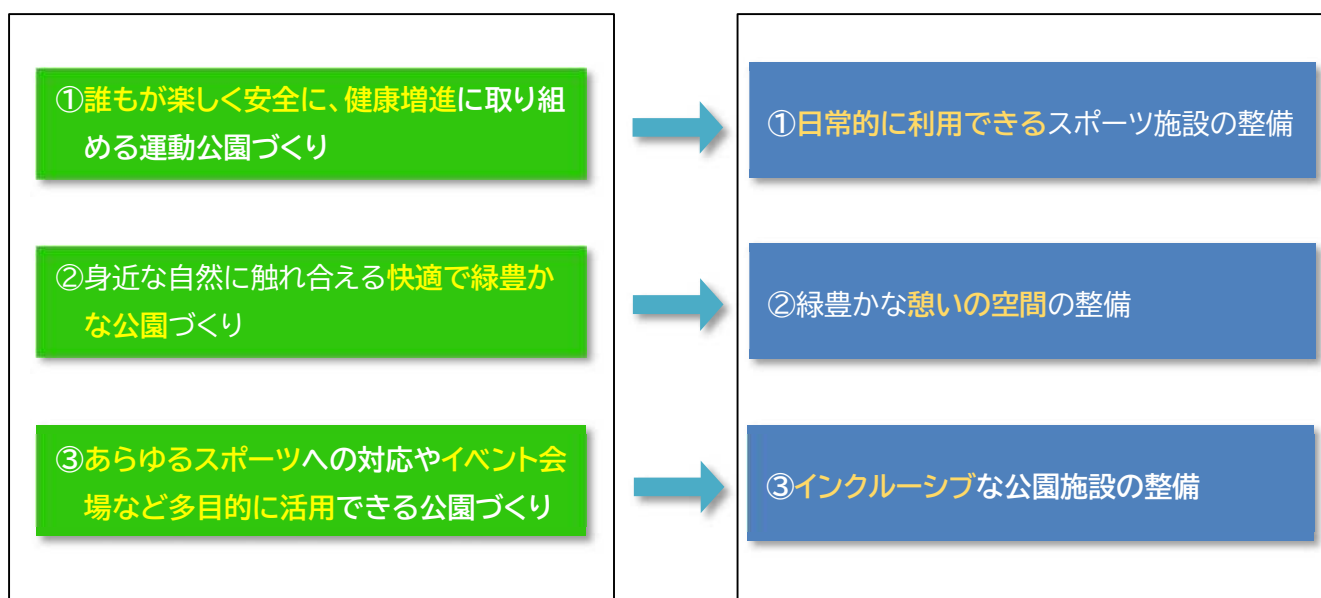
さらに本市では、えびな未来創造プラン 2020（新たな総合計画）における「スポーツ・レクリエーションの振興」において以下としている。

○「いつでも、どこでも、だれでも」が生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、生涯スポーツ施策の充実を図るとともに、競技スポーツの振興を図ります。

○各種スポーツ・レクリエーション事業については、常に見直しと市民ニーズを把握し、更なる充実を図ります。

以上を踏まえ、本計画においては以下を整備方針として再設定する。

1. 誰もが楽しく安全に、健康増進に取り組める運動公園づくりとして、日常的に利用できるスポーツ施設の整備を行う。
2. 身近な自然に触れ合える快適で緑豊かな公園づくりとして、緑豊かな憩いの空間の整備を行う。
3. あらゆるスポーツへの対応やイベント会場など多目的に活用できる公園づくりとして、インクルーシブな公園施設の整備を行う。



なお、再整備にあたっては、以下の３点を基本的な考え方とする。

【整備内容・概算工事費】

コンセプトに基づいた整備内容とするが、多くの施設は老朽化が著しいことから、本計画では公園全体を安全に安心して利用いただくための最小限の整備を行った場合の内容と工事費を算出する。また、施設によっては劣化度診断の結果や、物価の変動、各施設の設計内容、収支のシミュレーション、近傍における類似施設の有無等により、整備内容を変更し、工事費が増減する場合あり。なお、工事は長期にわたることが想定されるため、安全面に配慮をしつつ、可能な限り施設利用を継続しながら整備する。

【スケジュール】

利用者の安全と安心を第一に考え、老朽化が著しい施設から優先的に整備する。ただし、国の交付金等を積極的に活用したいことから、交付金の採択状況、予算の平準化、社会経済情勢の変化等により、計画に捉われず柔軟に対応する。

【整備・運営手法】

本計画の策定や今後の再整備における民間事業者へのサウンディング調査を実施した結果、複数の事業者から意見書の提出があったことから、本公園はポテンシャルの高い施設であることが認識できた。こうした状況からも、整備やその後の運営手法に民間事業者のノウハウや経験等を反映することについて、積極的に検討する。

第7章 再整備計画(改定)

1. 動線計画

動線計画の検討を行う。

- ・動線は、広場状園路（W=34m、W=20m）、主園路（W=6m）によって構成させる。
- ・また、それぞれの園路を活用してウォーキング・ランニングコース、バリアフリールートを設定する。

■プロムナード（広場状園路）について

- ・施設の改修に伴い、公園の骨格を形成する主動線としてプロムナードを創出する。
- ・プロムナードは、広場状の広幅員の園路であり、わかりやすい公園形成に資する。
- ・プロムナードから派生した動線により、各施設を結び、利用及び管理の容易な形態とする。
- ・プロムナードは、イベント時等の自由な活用を可能とする。（例：出店の設置箇所としての活用等）

なお、動線構成及び動線計画図を以下に示す。

表 7.1 動線の構成

名称	幅員(W=m)	内容
プロムナード (広場状園路) ※イベント時等の自由な 活用を可能	W=20m	・イベント時出店スペース W=5m + 広場状園路 W=15m(広場的な扱い)
プロムナード(多目的広場 東側の広場状園路)	W=34m (W=20m含む)	・広場的な扱い + イベント時駐車スペース(大型)
主園路	W=6m	・来園者とトラック 1 台がすれ違える ・緊急車両の通行
ウォーキング・ランニング コース	W=3m	・ウォーキング・ランニングコース分 W=2m (2 人歩き) + 1 人歩き W=1m
	W=6m	・ウォーキング・ランニングコース分 W=2m (2 人歩き) + 1 人歩き W=1m + 管理用トラック W=3m
バリアフリールート	主園路活用	—
車両動線	主園路活用	—

表 7.2 (参考)園路の幅員

取 扱 い	幅 員	参 考
広場的な扱い。	15m以上	車 道 ①1車線3m以上、2車線5.5m以上の幅員 ②曲線半径は30km/hで30m、一般に40km/hで最小半径は50m ③縦断勾配11%以下(小型道路 設計速度30Km/h)、横断勾配はアスコンまたはコンクリート舗装1.5～2%、その他は3～5%以下 「道路構造令」を参考に作成
来園者とトラック2台がすれ違いできる。	10～12m	
来園者とトラック1台がすれ違いできる。	5～6m	
管理用トラックが入る。	3m	
2人歩き	1.5～2m	自転車道 ①1車線1m ②曲線半径は10m以上 ③縦断勾配5%以下 「自転車道等の設計基準解説(社)日本道路協会」を参考に作成
1人歩き	0.8～1m	
車いす使用者対応	0.8m以上～ 1.80m以上	
並木ベルト	2m以上	
小灌木ベルト	0.9m以上	歩 道 ①車いす使用者が通過する際に障害となる段差を設けない、やむをえない場合は傾斜路を併設する。 ②園路の縦断勾配は5%以下とする。ただし、やむをえない場合一部を傾斜路(縦断勾配8%以下)を含むものとする。 ③横断勾配は原則1%以下とする。
街路並木の植込み	長さ2m 幅0.6m以上 標準1.5m	

注) 車いす使用者に対応する園路幅員は以下の通りである。

1. 車いす使用者同士がすれ違える幅員は1.80m
2. 車いす使用者が回転できる幅員は1.5m
3. 車いす使用者と人とがすれ違える幅員は1.20m
4. 車いす使用者が通過し易い幅員は0.9m (最小幅員0.8m)

出典：(社)日本公園緑地協会 / 造園施工管理技術編 改訂25版 / 平成17年5月を参考に作成

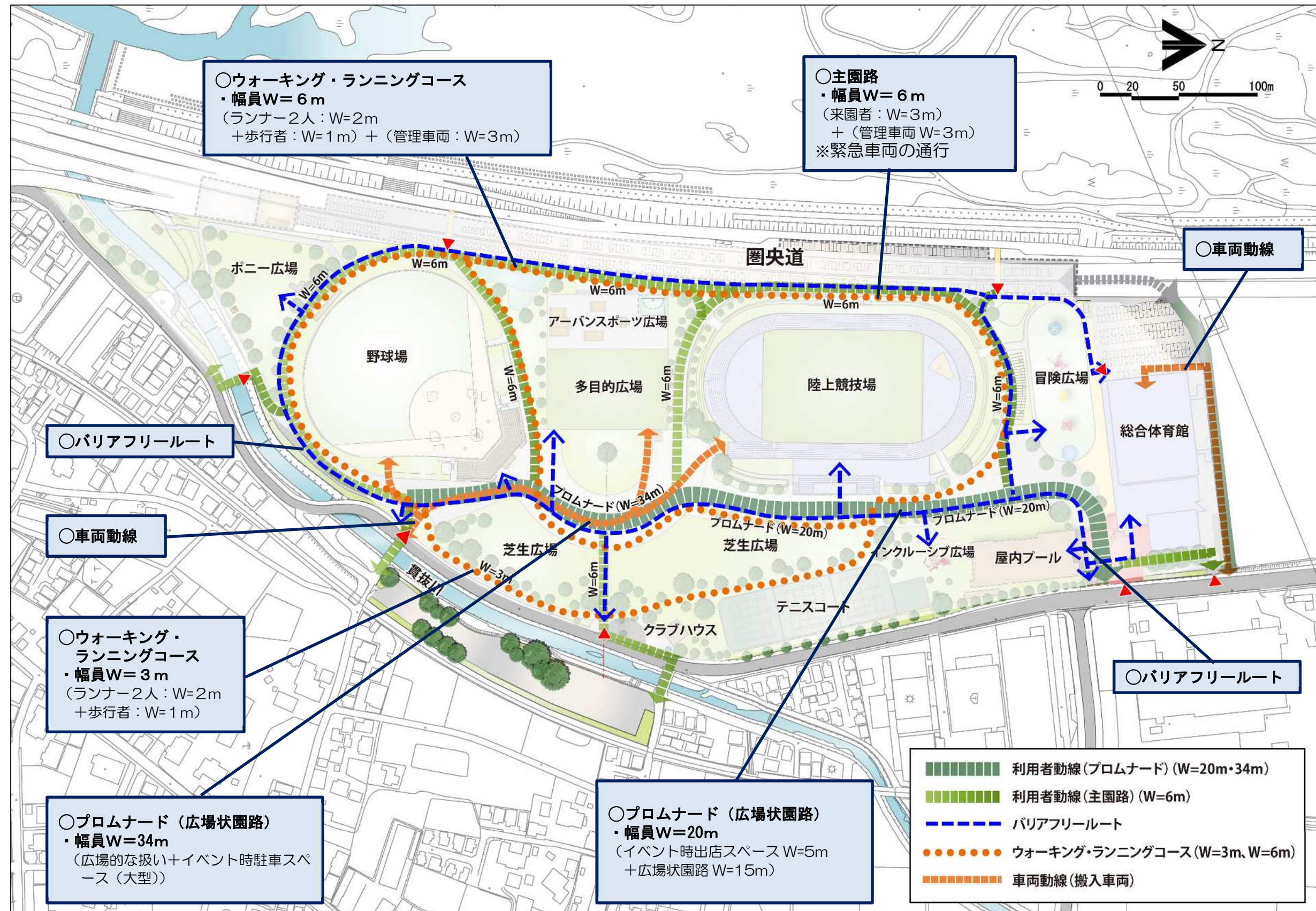


図 7.1 動線計画図

2. 施設配置計画

2-1-1 導入施設の種類・機能・規模の設定

導入施設の種類・機能・規模の概要を以下に示す。

表 7.3 再整備計画の概要

施設	施設面積	整備概要
総合体育館	6,064 m ² (建築)	○空調改修 ○内装改修 ○老朽化の見られる箇所の改修 ※設備・機器類の更新については、体育館整備時に改めて検討を行う
野球場	848 m ² (建築) 720 m ² (内野芝生スタンド)	○建屋は大規模改修 ○内野芝生スタンドの不陸整正 ○バックネットの支柱交換・張替え ※施設の劣化や機能の点検・診断等の結果次第によって、改築とすることがある
陸上競技場	4,200 m ² (トラック舗装)	○トラックの舗装改修 ○出入口増設(2 箇所)
屋内プール	2,025 m ² (建築)	○大規模改修 ○総合管理施設(園内の維持管理のための機能) ○総合案内施設、休憩スペース併設 ※施設の劣化や機能の点検・診断等の結果次第によって、整備内容を変更する可能性がある
テニスコート	4,120 m ²	○人工芝張替
クラブハウス	100 m ² (建築)	○大規模改修
アーバンスポーツ広場	2,500 m ²	○現在の多目的広場西側を活用し、スケートボードパーク・3x3(バスケットボール)コート等を整備 ○コンクリート舗装とし、多目的な利用広場として整備 ○施設周りをフェンスで囲み、利用時間を管理 ※開発行為等に関する神奈川県との調整により調整池機能が必要になる場合は、相応の対応が必要
多目的広場	4,000 m ²	○現在の多目的広場東側は人工芝に改修(少年サッカー1面) ○施設周りをフェンスで囲み、利用の時間管理を実施 ※開発行為等に関する神奈川県との調整により調整池機能が必要になる場合は、相応の対応が必要

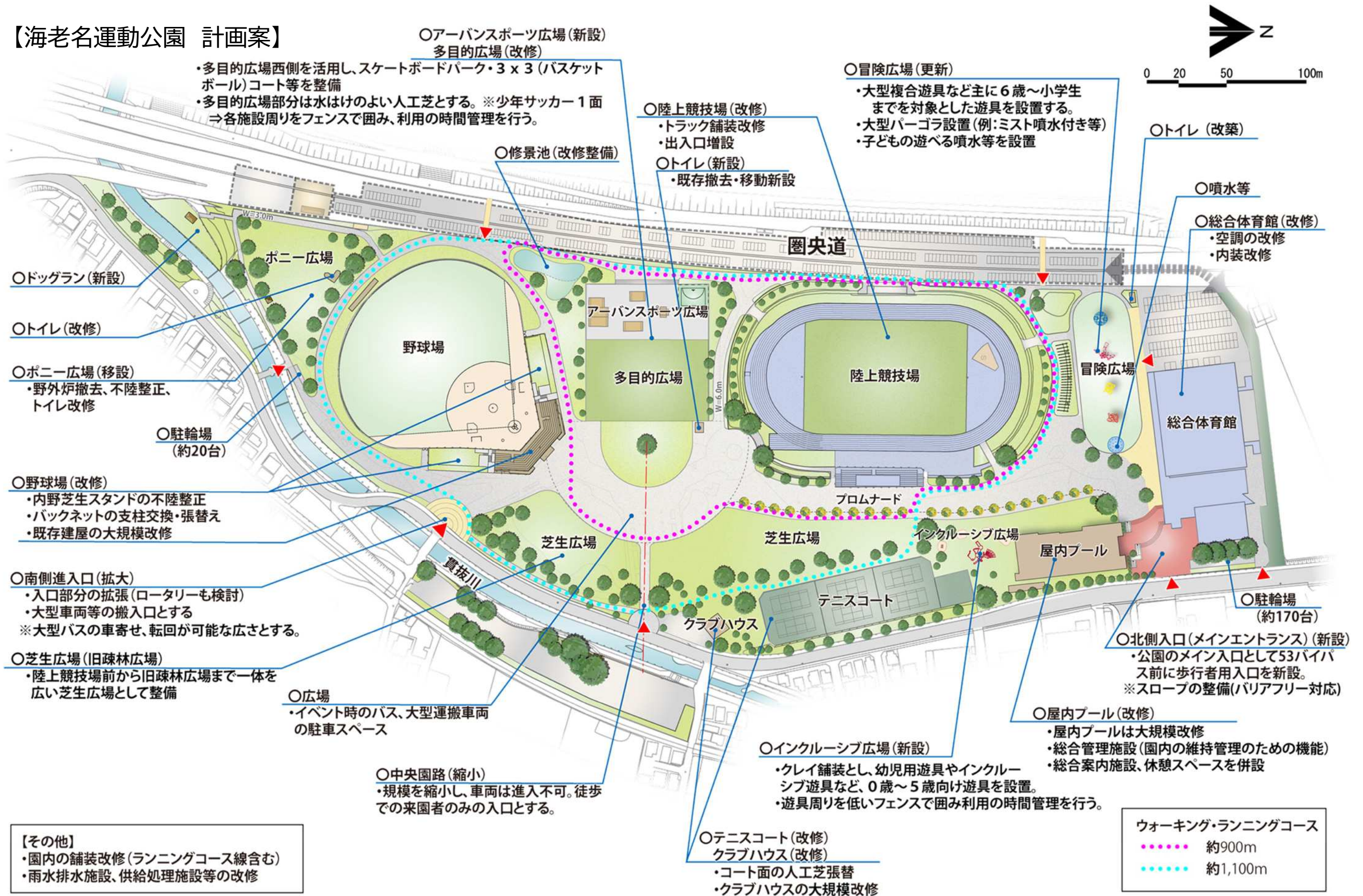
施設	施設面積	整備概要
冒険広場	3,350 m ²	○大型複合遊具など主に6歳～小学生までを対象とした遊具を設置 ○大型パーゴラ設置(例:ミスト噴水付き等) ○子どもの遊べる噴水等を設置
インクルーシブ広場 (屋内プール横芝生広場)	2,500 m ²	○クレイ舗装とし、幼児用遊具やインクルーシブ遊具など、0歳～5歳向け遊具を設置 ○遊具周りを低いフェンスで囲み、利用の時間管理を実施
芝生広場	6,800 m ²	○陸上競技場前から疎林広場までの一帯を開放的な芝生広場として整備
芝生広場 (旧疎林広場)	4,350 m ²	
ポニー広場 (自由広場)	2,000 m ²	○屋外炉撤去、不陸整正 ○トイレ改修
屋外トイレ (多目的広場)	30 m ²	○既存トイレ撤去・移動新設
屋外トイレ (冒険広場)	30 m ²	○改築
屋外トイレ (ポニー広場)	30 m ²	○改修
ドッグラン	700 m ²	○貫抜川右岸側(高水敷)をドッグランとして活用
駐車場	12,648 m ²	○現状(607台:普通車 586台+軽 13台+身障者用 8台)
駐輪場	223 m ²	○改修・新設(合計 190台:北側入り口付近約 170台、ポニー広場側入り口付近約 20台)
北側入口 (メインエントランス)	1,500 m ² (舗装) 20 m ² (スロープ)	○公園のメイン入口として 53 バイパス前に歩行者用入口を新設 ※スロープを整備しバリアフリー対応
南側進入口	400 m ²	○入口部分の拡張(ロータリーも検討) ○大型車両等の搬入口とする ※大型バスの車寄せ、転回が可能な規模
修景池	—	○改修整備
その他 (園路・広場) ※再整備対象	23,000 m ² : プロムナード、中央園路、その他施設周りの園路・広場(アスファルト舗装) 4,500 m ² : 多目的広場まわり新設広場部分等(芝生地・植栽)	○イベント時のバス、大型運搬車両の駐車スペース(広場) ○中央園路は規模を縮小、車両進入不可、徒歩での来園者用入口

施設	施設面積	整備概要
その他 (既存の緑地・芝生地・舗装等)	88,562 m ²	※都市公園台帳面積－再整備対象面積
合計面積	175,220 m ²	175,220 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)

2-1-2 施設配置計画の設定

計画案を以下に示す。

【海老名運動公園 計画案】



2-1-3 都市公園法との整合検討

公園を設計する際には、都市公園法により以下の制限があるため留意する必要がある。

設定した施設配置計画について試算した結果、次表に示すとおり、制限内に納まることを確認した。

【建ぺい率制限（法第4条第1項、施行令第6条）】

表 7.4 建ぺい率制限(法第4条第1項、施行令第6条)

施設名称	建築物名称	延床面積 (㎡)	建築面積(㎡) ①+②= 12%	①通常 の公園 施設 2%(法 第4条 第1項)	②休養施 設、運動 施設、教 養施設、 備蓄倉 庫、他応 急対策施 設 10%(法 第4条第 1項施 工令第6 条)	備考
総合体育館	総合体育館	8,193.00	6,064		6,064	出典:竣工図 H30 基本計画書
野球場	内野スタンド	2,142.08	847.57		847.57	出典:維持管理運営 業務より
	スコアボード	53.12	26.56		26.56	※
	給水ポンプ室					
陸上競技場	スタンド	1,439.32	803.38		803.38	出典:維持管理運営 業務より
屋内プール	屋内プール	2,521.32	2,024.53		2,024.53	出典:維持管理運営 業務より
テニスコート	更衣室	100.00	114.49		114.49	出典:維持管理運営 業務より
	倉庫		14.58		14.58	5.4×2.7 =14.58
トイレ	屋外トイレ (多目的広場)		30.00	30.00		
	屋外トイレ (冒険広場)		30.00	30.00		
	屋外トイレ (ポニー広場)		30.00	30.00		
ポニー厩舎	高架下		29.12		29.12	出典:維持管理運営 業務より
	管理事務所高架下		12.92		12.92	出典:維持管理運営 業務より
合計			10,027.78	90.00	9,937.78	総合体育館は延床 面積
建ぺい率	敷地全体面積	175,220.00	5.72 %	0.05%	5.67%	OK

・備考欄※:野球場スコアボードは広告板(工作物)扱いとするケースもある。(建築基準法施行令第138条工作物の指定)

○建築可能面積

本事業における建築可能面積は以下のとおり。

Park-PFI方式を採用しない場合	・便益施設： 現状は0.01%(17.69㎡) 都市公園法では 2%以下(約 3,500 ㎡)で建築可能なので、 <u>約3,482㎡新設可能。</u> ・休養施設・運動施設・教養施設・公募対象公園施設： 現状は5.67%(9,937.78㎡) 都市公園法では10%以下(17,522㎡)で建築可能なので、 <u>約7,582㎡新設可能。</u>
Park-PFI方式を採用する場合	・公募対象公園施設は建ぺい率 12%の範囲内(約 21,026 ㎡)で建築可能。 ・公募対象公園施設が便益施設のみの場合：<u>約21,000㎡新設可能</u> ・公募対象公園施設が休養・運動・教養施設の場合：<u>約11,000㎡新設可能</u> ※休養・運動・教養施設等と合せて 12%の範囲内で建築する必要あり。

【運動施設の設置の制限(施行令8条)】

運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の 50%を超えてはならない。

表 7.5 運動施設の面積率の確認

施設名称	面積(m ²)	運動施設率(%)
総合体育館	7,500	
野球場	21,500	
陸上競技場	22,000	
屋内プール	4,700	
テニスコート	6,150	
クラブハウス	1,450	
アーバンスポーツ広場	2,500	
合計	65,800	37.5
敷地全体面積	175,220	

【多目的広場を運動施設として加算した場合】

多目的広場	4,700	
合計	70,500	40.2
敷地全体面積	175,220	

※運動施設面積は図上 CAD 計測による。

【公園施設の設置基準の特例について】

建築物の設置基準については、以下を遵守する必要がある。

○「海老名市都市公園条例」

：「(公園施設の設置基準)第1条の4」

：「(特定公園施設の基準)第1条の5」

○「海老名市都市公園条例施行規則」

：「(公園施設の設置基準の特例)第4条」

：「(特定公園施設の基準)第5条」

それぞれを以下に示す。

○海老名市都市公園条例

(公園施設の設置基準)

第1条の4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他規則で定める特別な場合は、規則で定める範囲内でこれを超えることができる。(平成24年条例35・追加)

(特定公園施設の基準)

第1条の5 都市公園に特定公園施設の新設、増設又は改築を行う場合においては、高齢者、障害者等の移動等円滑化を図るため、規則で定める基準に適合するように行うものとする。(平成24年条例35・追加)

○海老名市都市公園条例施行規則

(公園施設の設置基準の特例)

第4条 条例第1条の4ただし書の規則で定める特別な場合は別表第2左欄に掲げる建築物を設ける場合とし、同条ただし書の規則で定める範囲はそれぞれ同表右欄に掲げる範囲とする。(平成24年規則44・追加)

(特定公園施設の基準)

第5条 条例第1条の5の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

2 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、別表第3の基準によらないことができる。

政令改正③「運動施設率の参酌基準化」



令8条第1項

- 運動施設率（都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合）は、100分の50を超えてはならないとしてきた
- 一方、当該基準により、既設の運動施設のバリアフリー化を行う際にその敷地面積が増加する場合や国際基準に対応するための改修により敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例も生じている

地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、 運動施設率を参酌基準化

●都市公園法施行令

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。



第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えてはならない。

注意！

○施行から1年以内に条例で、50/100を参酌して運動施設率を定めることが必要！

43

図 7.2 運動施設率の参酌基準化

出典：都市公園法改正のポイント（都市局 公園緑地・景観課）

3. 造成計画の考え方

- ・最終決定案は大規模改修のみで施設の配置移動や改築もないことから、大規模な造成工は発生させず、基本的な計画仕上げレベルについては、大きな変更をしない方針とする。
- ・ただし、北口入口広場の新設、雨水排水機能の改善を目的とする園路及び広場の著しい不陸（凹凸面）の解消、また階段などの段差解消によるバリアフリー化を必要としている。さらにプロムナード及び芝生広場一帯の地盤面が周辺より低く排水不良があるため、地盤高を上げる必要がある。これらの調整及び改善のための造成工が発生する。
- ・今後の関係機関協議により調整池機能を確保する必要がある場合、アーバンスポーツ広場と多目的広場に調整池機能を併設させるが、この場合は切土工が発生する。
- ・造成高の設定にあたっては、切土と盛土のバランスをとる設計検討を行い、搬出または搬入土ができるだけ発生しないようにする。

4. 雨水排水計画の考え方

■ 雨水排水処理の基本的考え方

- ・貫抜川は、供用開始の公共下水道（雨水）幹線（貫抜二号幹線）であり、海老名運動公園全域は公共下水道（雨水）の処理開始区域となっている。なお、海老名運動公園の陸上競技場を含む相模川方向の約半分が、相模川直接流出区域に含まれているが、現状において、海老名運動公園の雨水排水は、すべて貫抜川に放流させたのち、相模川へ流入している。
- ・公園西側は低地部分であるため、放流先の貫抜川とのレベルの取り合いの関係から、修景池に集水後、ポンプアップによる強制排水としている。
- ・現況と同じ集水区分及び放流先を前提条件として、雨水排水施設の再整備を行う。

現在の下水道整備状況図（雨水）を以下に示す。

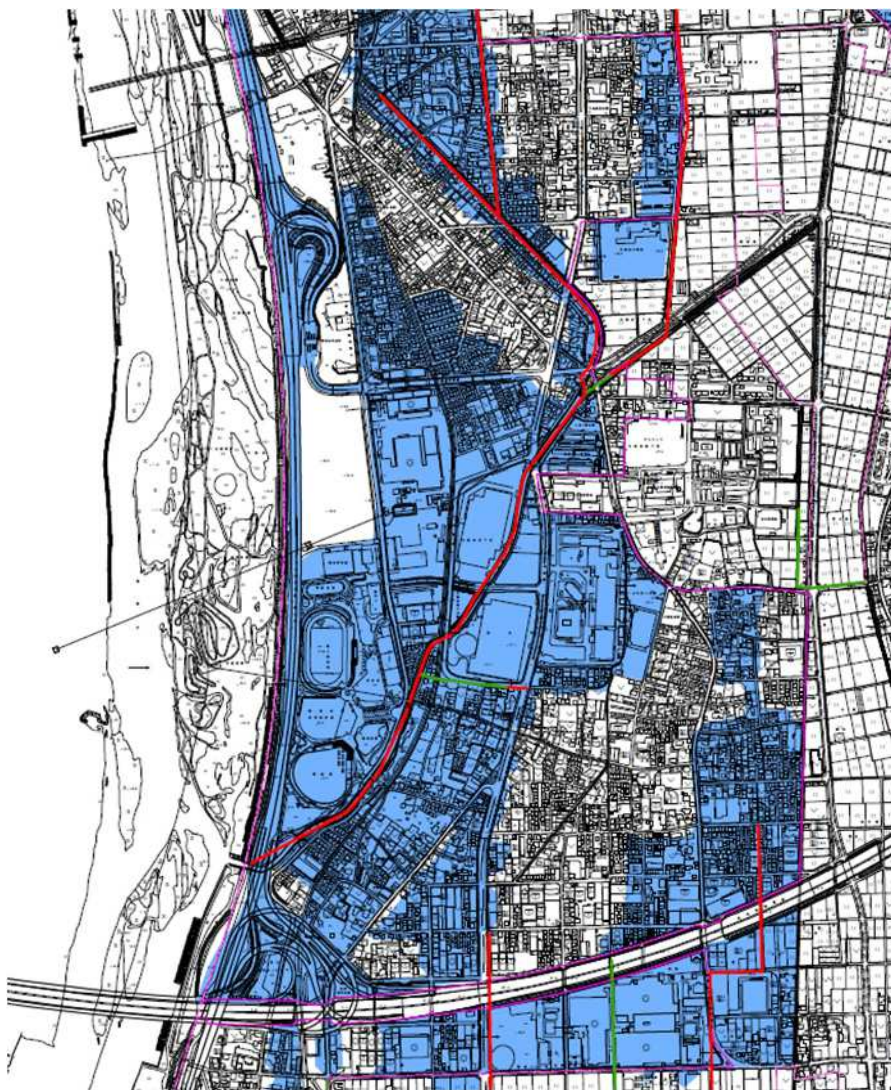


図 7.3 下水道整備状況図(雨水)

出典：令和 2 年度神奈川県都市計画基礎調査(R3)

■再整備における配慮事項

- ・既存の雨水排水管及び雨水樹等については、老朽化の改善、園路広場の不陸整正に伴う改修工事を行う。
- ・近年の集中豪雨等の強雨時には、冒険広場、屋内プール西側から芝生広場にかけての範囲と野球場と多目的広場の間の範囲に滞水が発生している。本件は強雨だけでなく、雨水排水施設の老朽化、沈下等が原因の可能性も十分ある。雨水排水計画にあたっては、流入流出管底高の実測と既存管渠の流出能力の検証、改修設計の検討等、これらの滞水を解消する対策の検討が必要である。

■雨水排水調整について

現在の公園区域内から流出する雨水排水は、調整することなく貫抜川に放流させている。下図に示す集水域 2-(1) と (2) の範囲の雨水は、レベルの関係から修景池に集水後、ポンプアップによる強制排水としているが、この修景池には一時的に貯留させる機能はあるが、雨水排水調整容量の規模はない。

今後設計及び関係機関との協議を進めていく中で「海老名市雨水調整施設設置基準」に基づく調整機能の確保が必要となった場合は、アーバンスポーツ広場と多目的広場の範囲を掘り下げて調整池機能を持たせることができるように計画する必要がある。

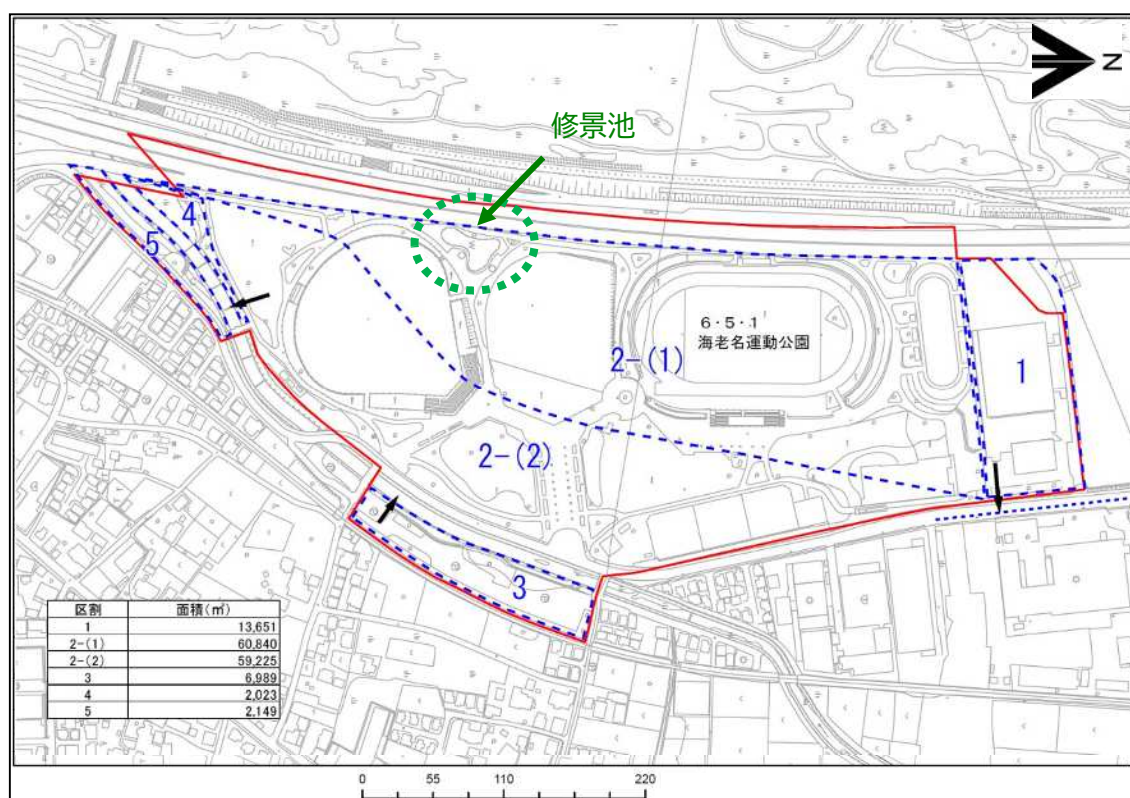


図 7.4 排水区割図(公共下水道(雨水)の処理開始区域及び相模川直接流出区域)

5. 施設計画

5-1 各施設の整備方針、規模、仕様等

先に示す方針、計画条件及び施設配置計画に基づき、導入する機能等及び施設の概要を以下に示す。

検討にあたっては、上位関連計画、計画地の現状と課題等を踏まえたものとする。

対象面積は以下のとおりである。

施設・機能	現 状	計画条件
合計面積	175,220 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	—

5-1-1 総合体育館

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
総合体育館	7,502.52 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	○建物は現状維持、空調、内装の改修

(2) 整備方針

【方針】

○築 30 年を超えていることから内装や共用部分の空調等の機能低下が見られ、従来の機能発揮に支障が発生している。

○空調及び内装の改修に加え、老朽化の見られる箇所の改修により快適なスポーツ活動拠点として整備を実施する。

【現況写真】



・内装の劣化がみられる箇所例（雨漏り・天井ボード脱落）

5-1-2 野球場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
野球場	17,885.12 m ² (海老名運動公園都市公園台帳) ○屋内設備:ダッグアウト、通路、ホール、物入れ、廊下 (鉄筋コンクリート造) ○内野スタンド: 2,142.08 m ² (建築面積 827.32 m ²) ○スコアボード、給水ポンプ室	○建屋の大規模改修 ○バックネットの支柱交換・張替え ○内野芝生スタンドの不陸整正

(2) 整備方針

【方針】

○築 40 年を超え、スタンド席、照明及び散水設備、備品等は全般的に老朽化が著しく、早急な改修が必要である。

○建物部分の大規模改修、バックネットの支柱交換・張替えを実施し、快適で使いやすい空間に改善するとともに、内野スタンド席の増設、防球ネットの交換・拡張・人工芝の導入等を検討する。また、スポーツ観戦のほかにライブコンサートやイベントなど野球以外の利用も楽しめる空間として整備する。

※施設の劣化や機能の点検・診断等の結果次第によって、改築する場合がある。

【現況写真】



・建屋内部やバックネット支柱の劣化状況

5-1-3 陸上競技場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
陸上競技場	24,581.66 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	○現状機能の維持+避難口全 4 箇所の確保(2 箇所追加)

(2) 整備方針

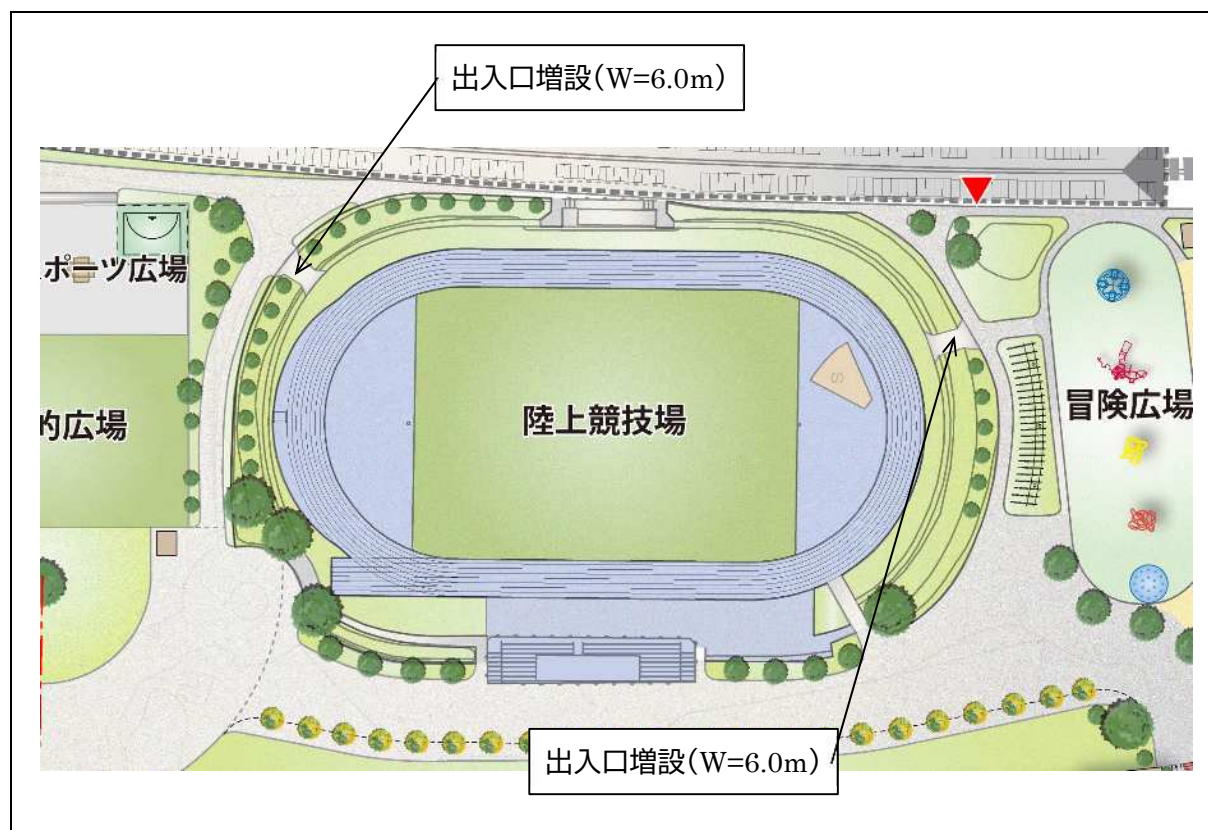
【方針】

○トラックの舗装張替えが必要である。

また、イベント等の実施に際しては、安全な大型資機材の搬入に配慮が必要である。

○トラックの舗装張替えを実施し、競技者にとって安全で快適な環境の整備を実施する。

○大型の資材の搬入や緊急用の出入口 2 箇所 (W=6m 大型車両すれ違い可) を増設 (合計 4 箇所) し、大規模イベントの効率的な運用や開催時における来場者の安全に配慮した整備を実施する。



5-1-4 屋内プール

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
屋内プール	8,653.54 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	○大規模改修 ○総合管理施設、総合案内施設、休憩スペースを整備

(2) 整備方針

【方針】

- 築 30 年を超え、キャノピーの開閉の支障、天井部分の劣化等、著しい老朽化の問題が存在する。
- 屋内プールの大規模改修により、総合管理施設、総合案内施設、休憩スペースを整備し、公園の利用促進に資する整備を推進する。
- ※施設の劣化や機能の点検・診断等の結果次第によって、改築する場合がある。

【現況写真】



・屋内プール(プール本体・開閉屋根)

5-1-5 テニスコート

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
テニスコート	4,595.66 m ² (2,481.13 m ² 、 2,114.53 m ²) (海老名運動公園都市公園台帳より)	○コート面人工芝の張替

(2) 整備方針

【方針】

- 平成 27 年度にコートの人工芝を全面張替え済みであるが、利用の長寿命化のためには 10 年単位での張替えが推奨され、特に利用頻度が高いため、計画的な修繕・補修が必要である。
- テニスコートは、人工芝舗装の張替を行い、安全で快適な空間として整備する。

【現況写真】



・テニスコート(人工芝舗装)

5-1-6 クラブハウス

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
クラブハウス	822.41 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	○大規模改修

(2) 整備方針

【方針】

- クラブハウスの大規模改修を図り、利用の促進と利益性向上を推進する。

5-1-7 多目的広場

(1) 現状と計画条件

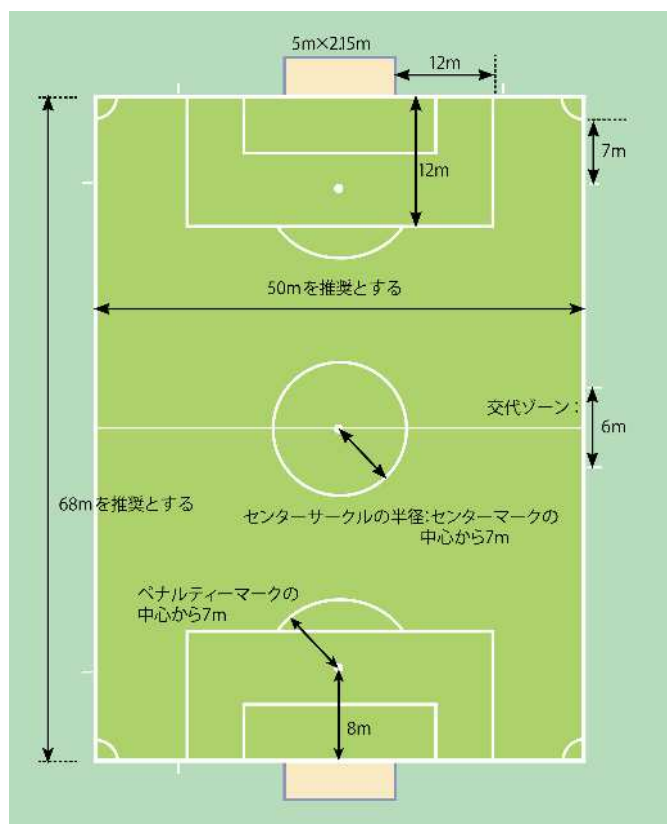
施設・機能	現 状	計画条件
多目的広場	12,778.52 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より) ※調整池機能を有する	○少年サッカーコートの確保 ○各種イベントなどの活用が可能な球技場への再整備

(2) 整備方針

【方針】

- サッカーやグラウンドゴルフ等の多目的な利用への対応が必要である。
- 多目的広場東側を活用し、少年サッカー対応のサッカーコート「68m×50m」の設置（人工芝）や少年野球などの練習用グラウンド、各種イベントなどの活用が可能な球技場への再整備を実施する。
- ※開発行為等に関する神奈川県との調整により調整池機能が必要になる場合は、相応の対応が必要

【少年サッカーコート規格】



出典：8人制サッカー競技規則 公益財団法人日本サッカー協会

5-1-8 アーバンスポーツ広場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
アーバンスポーツ広場	12,778.52 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より) ※調整池機能を有する	○スケートボードパーク・3x3(バスケットボール)コート等のアーバンスポーツ広場を整備

(2) 整備方針

【方針】

○サッカーやグラウンドゴルフ等の多目的な利用への対応が必要

○多目的広場西側を活用し、スケートボードパーク・3x3(バスケットボール)コート等のアーバンスポーツ広場(コンクリート舗装)の整備を行う。

※開発行為等に関する神奈川県との調整により調整池機能が必要になる場合は、相応の対応が必要

【整備事例:スケートボードパーク】

(都立駒沢オリンピック公園)



(会津総合運動公園)



5-1-9 冒険広場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
冒険広場	7,109.91 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	○大型遊具更新 ○近年の猛暑に対する対策

(2) 整備方針

【方針】

○大型複合遊具の老朽化が著しく、安全管理の視点から更新が必要である。

休養施設としての利用に配慮し、遮光対策を施し、熱中症予防に配慮が必要である。

○大型複合遊具など主に6歳～小学生までを対象とした遊具を設置、安全な遊び空間を整備する。

冒険広場を見渡せる場所には、子ども達の見守りや、近年の猛暑への対応として大型のパーゴラの設置（ミスト噴水付き）や、子ども達の遊べる噴水等の整備を検討する。

【大型遊具(例)】



5-1-10 インクルーシブ広場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
インクルーシブ広場	— (屋内プール横芝生広場)	○ウォーキングやジョギングなどの手軽な健康運動や子どもの健全な育成、市民の休養・休息の場となる施設として整備

(2) 整備方針

【方針】

○誰もが楽しめ、健康増進に資する運動公園としての見直しが必要である。

クレイ舗装とし、幼児用遊具やインクルーシブ遊具など、0歳～5歳向け遊具を設置する。
遊具周りを低いフェンスで囲み、利用の時間管理を実施する。

【インクルーシブ遊具(例)】



5-1-11 芝生広場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
芝生広場	7,837.69 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	○陸上競技場前から疎林広場まで一帯を開放的で広い芝生広場として連続した空間を確保する。

(2) 整備方針

【方針】

○エントランスの変更による大きくわかりやすい園路（プロムナード）の整備に伴い、陸上競技場前から疎林広場まで一帯を開放的で広い芝生広場による連続したにぎわいの創出空間として整備する。

5-1-12 疎林広場(芝生広場として再整備)

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
疎林広場	4,315.47 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	○陸上競技場前から疎林広場まで一帯を開放的で広い芝生広場として連続した空間を確保する。

(2) 整備方針

【方針】

○ポニー広場は人気の施設であるため、来場する子どもたちの利用に配慮し、近年の暑さ対策が必要である。

○ポニー広場は、日陰ができる高架下の厩舎付近（旧バーベキュー広場）に移設し、陸上競技場前から疎林広場まで一帯を開放的で広い芝生広場として連続した空間とし、にぎわいの創出空間として整備を行う。

5-1-13 ポニー広場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
疎林広場	4,315.47 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	○近年の暑さ対策としての日影ができる環境への移転を行う。

(2) 整備方針

【方針】

○ポニー広場は人気の施設であるため、来場する子どもたちの利用に配慮し、近年の暑さ対策として、厩舎に近く、日陰ができる高架下の厩舎付近（自由広場付近）に移設する。

5-1-14 ドッグラン

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
疎林広場	約 700 m ² (CAD 計測)	○貫抜川右岸側(高水敷)を活用

(2) 整備方針

【方針】

○貫抜川右岸側（高水敷）の低利用地をドッグラン（約 700 m²）として有効活用し、ペット等の動物とのふれあいの場を整備し、いやし機能を充実する。

5-1-15 駐車場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
駐車場	12,500 m ² ※海老名運動公園都市公園台帳:12,648.23 m ² (6,079.47 m ² 、 4,577.98 m ² 、 1,990.78 m ²)	○現状を維持 ・現状(607 台:普通車 586 台+軽 13 台+身障者用 8 台)

(2) 整備方針

【方針】

○現状を維持する。

5-1-16 駐輪場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
駐輪場	436.15 m ² (20.08 m ² 、416.07 m ²)(現在なし:455.50 m ²)(海老名運動公園都市公園台帳より)	○エントランス等の公園内施設の位置の変更に伴い、駐輪場を効率的な位置に再配置

(2) 整備方針

【方針】

○駐輪場は、エントランス等の公園内施設の位置の変更に伴い、利用実態に配慮した適所に再配置する。

○北側入り口付近に約 170 台、ポニー広場側入り口付近に約 20 台を整備する。

5-1-17 修景池

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
修景池	—	○安全性及び修景に配慮し、水質改善を目指す。

(2) 整備方針

【方針】

○安全性及び修景に配慮するとともに、水質改善への取組を実施する。

5-1-18 その他の整備

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
その他 (園路・広場)	63,161.04 m ²	○屋外トイレの老朽化による改修やバリアフリー対策 ○歩きやすい園路空間として再整備

(2) 整備方針

【方針】

○屋外トイレの老朽化による改修やバリアフリー対策としての改善を実施する。

○園路広場は、雨天時に水たまりや水はけの悪い箇所等が見られるため、不陸整正、舗装改修により、歩きやすい園路空間として再整備する。

5-2 規模検討

5-2-1 利用人数の検討

(1) 年間利用者数

年間利用者数 = 234,275 人

※令和元年度から令和5年度までの平均値 234,275 人を採用

海老名運動公園の令和元年度から令和5年度までの利用人数は以下のとおりである。

表 7.6 海老名運動公園利用人数の推移

年度	一般来園者数(人)
令和元年度	269,680
令和2年度	102,737
令和3年度	136,705
令和4年度	335,943
令和5年度	326,312
平均	234,275

出典:スポーツ施設利用状況年報

(2) 最大同時利用者数

最大同時利用者数 = 937 人

【算定式】

○最大日利用者数 = 年間利用者数 × 最大日集中率

○最大同時利用者数 = 最大日利用者数 × 回転率

【算定】

上記において算定した年間利用者数 (234,275 人) に基づき、最大同時利用者数を算定すると以下のようになる。

①最大日利用者数 = 年間利用者数 × 最大日集中率

= 234,275 人 × 1/100 (※1) = 2,342.75 人 ≒ 2,343 人

②最大同時利用者数 = 最大日利用者数 × 回転率

= 2,343 人 × 1/2.5 (※2) = 937.2 人 ≒ 937 人

※1：日集中度（「自然公園等施設整備技術指針（環境省）」）

- ・運動施設であることから、季節に係わらない4季型（1/100）と設定。

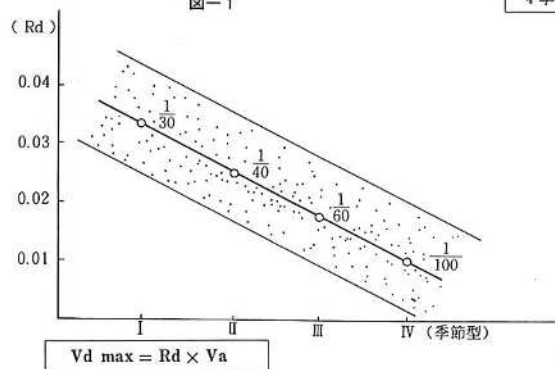
⑨ 最大日利用者数（Vd max）

$$\text{最大日率 (Rd)} = \frac{\text{最大日利用実数 (Vd max)}}{\text{年間利用実数 (Va)}}$$

観光地の季節型と関係があることが経験上知られている。

季節型	最大日率(Rd)
1季	1/30
2季	1/40
3季	1/60
4季	1/100

図-1



※2：回転率（「自然公園等施設整備技術指針（環境省）」）

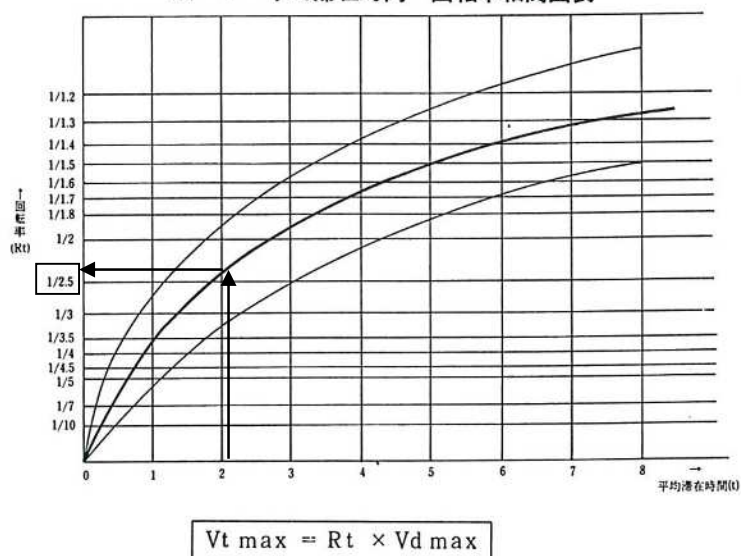
- ・公園クラスの平均在園時間（「令和3年度都市公園利用実態調査」（国土交通省）運動公園クラス：2.15時間（H6年～R3年の平均）であり、以下より回転率は $\approx 1/2.5$ を採用。

最大時利用者数（Vt max）

$$\text{回転率 (Rt)} = \frac{\text{最大時 利用実数 (Vt max)}}{\text{最大日 利用実数 (Vd max)}}$$

観光地における利用者あるいは自動車の平均滞在時間と相関関係がある。

図-2 平均滞在時間—回転率相関図表



■平均滞在時間—回転率相関図表

出典：「自然公園等施設整備技術指針（環境省）」

単位：時間

		41年	46年	51年	57年	63年	6年	13年	19年	26年	3年
街区公園	休日	0.66	0.67	0.71	0.69	0.56	0.62	0.74	1.01	1.30	0.97
	平日					0.52	0.49	0.78	0.53	1.09	0.91
近隣公園	休日	0.96	0.89	0.63	0.83	1.08	0.98	0.89	0.72	1.44	1.05
	平日					0.67	0.73	0.85	0.59	1.09	0.85
地区公園	休日		0.62	1.03	2.28	1.00	1.18	1.01	1.03	1.41	1.80
	平日					0.99	0.64	1.12	0.75	1.26	1.04
運動公園	休日	0.74	1.82	1.89	2.11	2.23	2.32	2.11	2.07	1.92	2.32
	平日					1.62	1.06	1.80	1.15	1.22	0.90
総合公園	休日	1.29	1.26	1.47	1.37	1.33	1.34	1.35	1.41	2.04	1.28
	平日					1.12	1.34	1.13	0.89	1.43	1.00
広域公園	休日			1.95	1.83	2.15	1.97	2.25	1.89	2.99	2.01
	平日					1.40	1.78	1.45	1.67	2.39	2.23
国営公園	休日					2.67	3.54	3.13	2.64	2.73	2.25
	平日					2.56	2.92	2.45	1.96	1.51	1.52
全体	休日							1.95	1.82	2.26	1.83
	平日							1.40	1.13	1.46	1.21

■在園時間

出典：「令和3年度都市公園利用実態調査」(国土交通省)

【算定のまとめ】

○まとめ

計画地の算定結果を以下に示す。

【採用結果】

表 7.7 想定利用者数(まとめ)

項目	総定数
年間利用者数	234,275 人
最大日利用者数	2,343 人
最大同時利用者数	937 人

5-2-2 駐輪場規模の算定

先に検討した年間利用者数及び、最大同時利用者数に基づき、駐輪場台数の算定を行う。

(1) 駐輪場規模

○駐輪場収容力(台)=163 台

○駐輪場面積(m²)=186 m²

【算定式】

○駐輪場収容力(台)=最大同時利用者数(人)×交通手段別分担率
×1 人/台

○駐輪場面積(m²)=駐輪場収容力×駐輪面積(m²/台)

・交通手段分担率(※1):自転車(17.3%)

・駐輪場面積(※2):駐輪スペース(1.14 m²)

【算定】

○駐輪場収容力 (台) = 最大同時利用者数 (人) × 交通手段別分担率
×1 人/台
= 937 人 × 17.3% × 1 人/台
= 162.1 台 ≒ 163 台

○駐輪場面積 (m²) = 駐輪場収容力 × 駐輪面積 (m²/台)
= 163 台 × 1.14 m²
= 185.82 m² ≒ 186 m²

※1: 交通手段 (「令和 3 年度都市公園利用実態調査 (国土交通省)」)

・運動公園クラスの利用を想定

・運動公園クラス: 自転車 (S51 年～R3 年の平均=17.3%を採用)

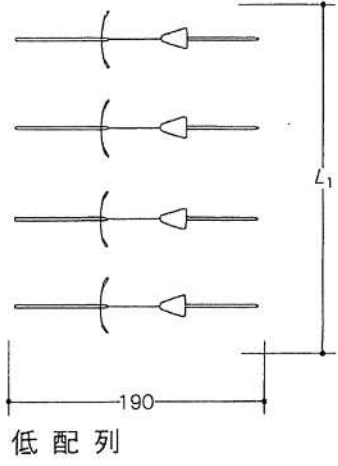
単位: %

		徒歩	自転車	バス、電車等の公共交通	貸切バス	自動車	バイク	その他
運動公園	51年	28.3	18.8	21.1	3.1	28.9		2.1
	57年	19.7	21.4	14.6	1.5	40.1		2.7
	63年	22.3	18.7	28.4	1.8	26.7		2.2
	6年	21.3	20.3	13.9	1.6	41.2		1.8
	13年	22.4	21.7	7.8	0.6	46.1		1.2
	19年	23.3	14.5	8.2	1.2	50.3		2.2
	26年	26.9	11.2	8.0	0.4	50.5	1.9	0.7
	3年	20.6	11.4	5.0	0.3	59.4	1.1	0.2

■交通手段

出典:「令和 3 年度都市公園利用実態調査」(国土交通省)

※2：駐輪場の大きさ（W0.6m×L1.9m=1.14 m²）

 低配列	駐輪パターン	駐輪区域長さ (cm)
	低配列	$L_1 = 60 \times n$ $L_2 = 30 \times n$
	傾斜配列	$L_3 = 60 \times n$ $L_4 = 15 \times n$ $L_5 = 30 \times n$
	高低配列	$L_6 = 30 \times n$ $L_7 = 15 \times n$
	斜配列	$L_8 = 35 \times (n-1) + 95$ $L_9 = 42 \times (n-1) + 135$ $L_{10} = 52 \times (n-1) + 165$
n：自転車台数 駐輪パターンと駐輪区域長さ		

■駐輪場の大きさ

出典：建築設計資料集成(丸善出版)

【算定のまとめ】

○まとめ

駐輪場の算定結果を以下に示す。

【採用結果】

表 7.8 想定駐輪数(まとめ)

項目	総定台数・面積
駐輪場収容力	163 台
駐輪場面積	186 m ²

【駐輪場の規模設定】

先の検討によると、駐輪場は 163 台必要である。

エントランス（北側入り口）に 170 台を配置する。また、ポニー広場が北側入り口から離れた位置にあることから、子ども連れ家族の利用を考慮して 20 台分を配置する。

表 7.9 駐輪場の計画数

駐輪場	台数
エントランス(北側入口)	170 台
ポニー広場側入り口付近	20 台

6. 供給処理計画について

6-1 供給処理計画の考え方

6-1-1 給水計画

- ・アーバンスポーツ広場に水飲みと散水栓を設置する。
- ・新規設置、改修、配置換え等の施設についても、新規に給水施設を設置する。また、新規植栽地、芝生広場、多目的広場等に散水設備を設置する。
- ・海老名運動公園造園（その1）工事が昭和57（1982）年3月31日竣工から40年以上が経過しているため、施設改修を行う範囲について、既存管を更新する。

6-1-2 污水排水計画

- ・公園内で発生する污水は、すべて公共下水道に放流させる。
- ・新規整備の污水排水施設は、既存の施設に接続する。

6-1-3 電気設備計画

- ・幹線からの引込は、現在と同じ野球場系統と総合体育館系統の2系統（高圧引き込み）を利用する。

7. 植栽計画について

7-1 植栽計画の考え方

- ・既存植栽は、竣工から 40 年以上が経過し、当初の想定よりも密生している。このため、視界を妨げるなど、公園利用者の動線の支障になっている。
- ・密生している場合は、除伐、間伐等を行い、利用者動線に支障となる場合は、除伐する。
- ・ただし、植栽時から 40 年以上経過し、大径木になっている樹木は、都市においては稀少かつ重要であり、緑陰を提供する機能もすぐれている。このため、除伐にあたっては、支障について確認した上で対応する必要がある。
- ・疎林広場の高木等は、芝生広場とするため必要に応じて除伐するが、良木は移植について検討する。
- ・プロムナードの拡幅をする提案をしていることから、緑陰の確保とプロムナードとしての修景性を向上させるために、高木による列植を行うこととする。

第8章 事業工程計画と概算工事費

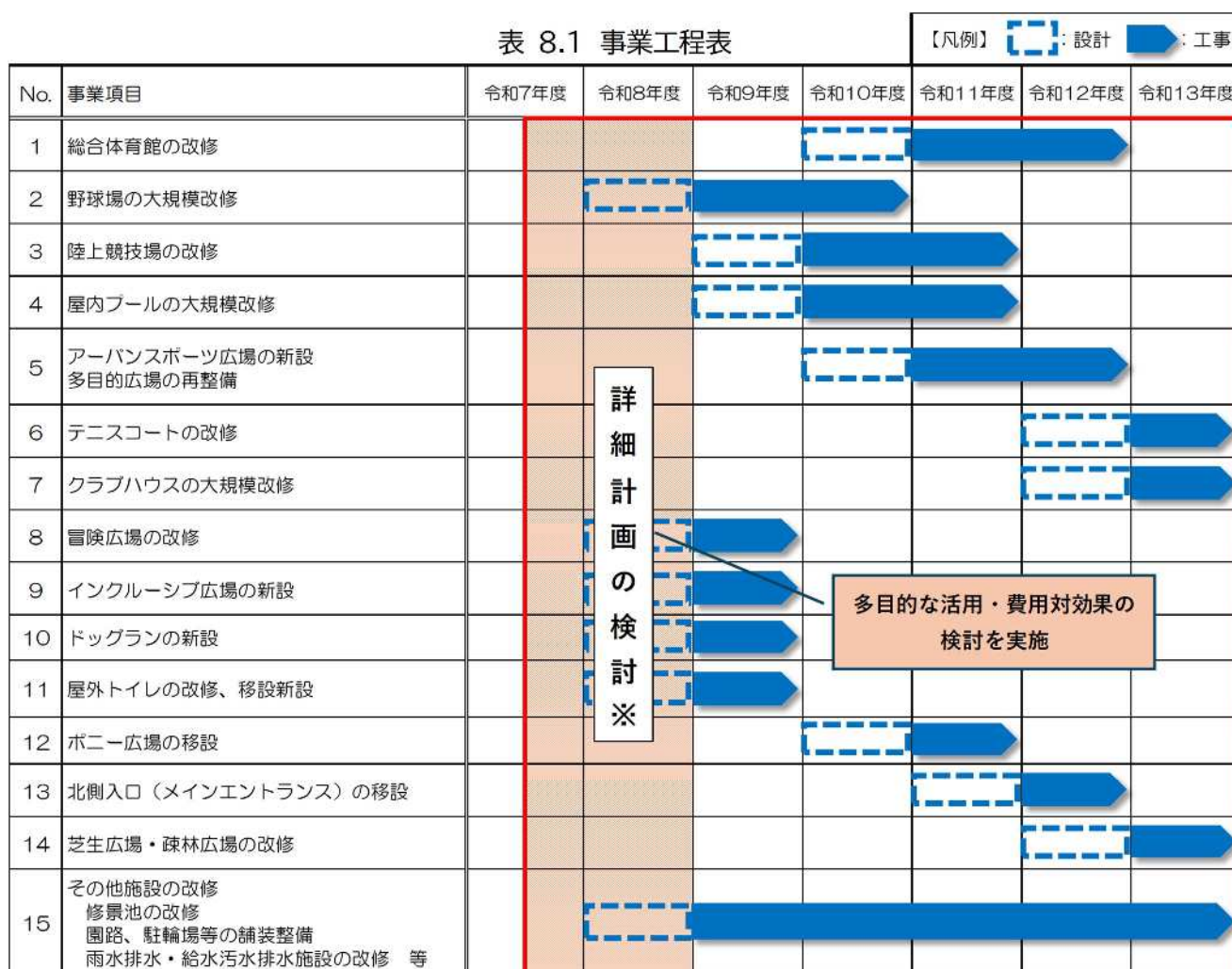
本計画に対する事業工程計画と概算工事費を検討する。

1. 事業工程計画

本計画では、既存の施設や敷地を最大限活用した再整備を軸としているものの、設計、工事は長期にわたることが想定される。このため、工事中であっても安全に考慮し、可能な限り施設利用を継続しながら整備する。

なお、令和7・8年度に公園内各施設の詳細計画を検討した上で、令和9年度から計画的に着工していくものとするが、様々な状況の変化等により柔軟に対応する。また、国の交付金等を活用しながら、施設によっては令和8年度に着工するなど前倒しも検討する。

事業工程表を以下に示す。



※スポーツ施設の整備において専門的な知見を有する民間事業者等とともに整備内容や工程に関する検討、再整備に伴う支出の縮減と収入の増加に関する検討などを実施。

2. 概算工事費

施設別概算工事費を以下に示す。なお、本計画の実現に向けては地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金である社会資本整備総合交付金（国土交通省）等を積極的に活用し、財政的負担の軽減に配慮する。

また、公園全体の安全性に配慮し、最小限の整備を行うものとして算出したことから、様々な要因により整備内容を変更し、工事費が増減する場合がある。

表 8.2 施設別概算工事費

（単位：億円）

No.	工事区分	工事金額
1	総合体育館の改修 ・空調改修 ・内装改修	18.81
2	野球場の大規模改修 ・建屋大規模改修 ・バックネット改修 ・内野スタンド不陸整正	4.28
3	陸上競技場の改修 ・トラックの舗装張替え ・出入口を2箇所増設	2.49
4	屋内プールの大規模改修	7.96
5	アーバンスポーツ広場の新設	1.84
	多目的広場の再整備 ・人工芝グラウンド整備	3.54
6	テニスコートの改修 ・コート面人工芝の張替	0.75
7	クラブハウスの大規模改修	0.40
8	冒険広場の改修 ・大型遊具、パーゴラ等更新 ・噴水、舗装等整備	3.91
9	インクルーシブ広場の新設 ・インクルーシブな遊具の新設 ・舗装整備	1.57
10	北側入口（メインエントランス）の移設	0.38
11	芝生広場・疎林広場の改修	1.77
12	ボニー広場の移設	0.43
13	ドッグランの新設	0.33
14	屋外トイレの改修・移設新設	1.20
15	その他施設の改修 ・修景池の再整備 ・園路、駐輪場等の舗装再整備 ・雨水排水、給水汚水排水施設の改修 等	7.36
合計		57.02

【留意事項】

- 造園土木工事の諸経費率は、発注金額により大きく変動する。
- 当概算工事費は、現時点での想定であり、社会経済情勢や市民ニーズの変化、整備方針の変更等により変動する場合がある。

【算出条件】

- 諸経費を含む大概算。消費税を含まない。
- 概算工事費に含まないものは以下とする。
 - ・園路灯、ナイター照明
 - ・消防水利
 - ・調査費、点検費、測量費、設計費
 - ・園名板、案内板、サイン
 - ・駐車場の既存施設の改修、修繕
 - ・運営・維持管理費

第9章 今後の課題

(1) 造成、雨水排水・供給処理施設整備にあたっての課題

本公園は開園から 30 年以上経過していることから、地盤高の変化、施設の老朽化、積み重なる変更工事等により、現況の公園施設には、既存の設計図書や調査資料では把握できない変化が生じている。

今後の設計や工事にあたっては、次に示す事項を事前に行うとともに、関係部署と協議を実施し、設計条件を明らかにする必要がある。

- ・ 既存の雨水排水、汚水排水、給水、消火設備、電気設備、通信設備等について、詳細系統、種類、仕様、能力、老朽度等の確認。
- ・ 現況地形、雨水樹・人孔の地盤高、管種、流入管径・管底高、流出管径と管底高についての測量（実測）。
- ・ 雨水排水計画に配慮した造成計画（造成高、切土・盛土工）の検討。
- ・ 園路灯や野球場等のナイター設備における照明灯については、将来にわたってのランニングコストの削減や省エネルギー対策の視点から、イニシャルコストは高額であるが、LED ランプを導入する方向で検討する必要がある。

(2) 施設整備にあたっての課題

本計画では、各種の施設計画についても概略的な計画を行っている。

今後の設計や工事にあたっては、次に示す事項を事前に行うとともに、関係部署と協議を実施し、設計条件を明らかにする必要がある。

- ・ 掘削土工や園路の舗装工の設計においては、土質試験や CBR 試験等の実施が必要となる。
- ・ 海老名運動公園の周辺道路の整備等により、都市計画公園としての区域が実際の区域と一致していない状況にある。都市計画公園の変更手続きや、区域境界の実測（境界測量）が必要になる可能性がある。
- ・ 公園施設の規模設定に際しては、区域境界の変更等を踏まえた検討が必要で、特に建築物と運動施設の規模は、この結果を受けて設計に着手する必要がある。
- ・ 5 か年の事業工程は案であり、社会経済情勢や本市の財政状況等により変更する場合がある。また、各施設の整備内容についても、実際に設計・施工する時点で再検討する必要があるほか、工事費も増減することが見込まれる。
- ・ 野球場や屋内プールなど、老朽化が著しい施設においては、整備内容を変更する場合がある。

(3) イベント時のソフト運営

本公園の駐車場（圏央道高架下の駐車場）は、大規模イベント時の混雑と入出庫渋滞緩和について検討が必要である。

- ・ イベント時は、事業者によるシャトルバス利用、公共交通機関の利用促進、公園外用地の駐車場としての臨時活用等のソフト対策を検討する必要がある。
- ・ また、複数のイベントが同時に行われても対応できるように、運営管理の機能・能力を充実させる必要もある。

(4) 実現化に向けて

本計画の実現は長期にわたる可能性がある。このため、工事中であっても、安全に考慮し、可能な限り施設利用を継続しながら整備を行う。また、個々の施設はもとより、海老名運動公園を一体として捉え、各施設を有機的に結び付けられるよう、令和8年度は、スポーツ施設の整備において専門的な知見を有する民間事業者等とともに整備内容や工程に関する検討を実施する。その後、各施設の整備段階で市民ニーズを踏まえながら設計業務を行い、工事に着手することで、需要を満たす施設として改修することが可能になるものと考えられる。

なお、本計画の実施に際しては、社会資本整備総合交付金（国土交通省）等を積極的に活用し、財政的負担の軽減に配慮すると共に、整備やその後の施設運営においては民間事業者のノウハウや経験等を反映することについて、前向きに検討する。

参考資料

1. 耐用年数について

■別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表〔第一条〕(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号))(抜粋)

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表〔第一条〕

種類	構造又は用途	細 目	耐用年数
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	50
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	34
		その他のもの	41
		旅館用又はホテル用のもの	
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	31
		その他のもの	39
		店舗用のもの	39
		病院用のもの	39
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	38
		公衆浴場用のもの	31
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	24
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全的に受けるもの	31
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	21
		その他のもの	31
		その他のもの	38
	れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	41
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	38
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	38
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	36
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	34
		公衆浴場用のもの	30
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	22
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全的に受けるもの	28
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	20
		その他のもの	30
	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	38
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	34
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	31
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	31
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	29
		公衆浴場用のもの	27
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	20
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全的に受けるもの	25
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	19
		その他のもの	26
		その他のもの	31

建物	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	30
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	27
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	25
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	25
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	24
		公衆浴場用のもの	19
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	15
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	19
		その他のもの	24
	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	22
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	19
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	19
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17
		公衆浴場用のもの	15
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	12
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	14
		その他のもの	17
	木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	24
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	22
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	20
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	17
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17
		公衆浴場用のもの	12
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	9
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	11
		その他のもの	15
	木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	22
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	20
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	15
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	15
		公衆浴場用のもの	11
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	7
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	10
		その他のもの	14
	簡易建物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	10
		掘立造のもの及び仮設のもの	7

建物 附属 設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十キロワット以下のもの）	13
		その他のもの	15
	昇降機設備	エレベーター	17
		エスカレーター	15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	店用簡易装備		3
	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18
		その他のもの	10
構 築 物	鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品	20
		まくら木	
		木製のもの	8
		コンクリート製のもの	20
		金属製のもの	20
		分岐器	15
		通信線、信号線及び電灯電力線	30
		信号機	30
		送配電線及び電線	40
		電車線及び第三軌条	20
		帰線ボンド	5
		電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	30
		木柱及び木塔（腕木を含む。）	
		架空索道用のもの	15
		その他のもの	25
		前掲以外のもの	
		線路設備	
		軌道設備	
		道 床	60
		その他のもの	16
		土工設備	57
		橋りよう	
		鉄筋コンクリート造のもの	50
		鉄骨造のもの	40
		その他のもの	15
		トンネル	
		鉄筋コンクリート造のもの	60
		れんが造のもの	35
		その他のもの	30
		その他のもの	21
		停車場設備	32
		電路設備	
		鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	45
		踏切保安又は自動列車停止設備	12
		その他のもの	19
		その他のもの	40
	その他の鉄道用又は軌道用のもの	軌条及びその附属品並びにまくら木	15
		道床	60
		土工設備	50
		橋りよう	
		鉄筋コンクリート造のもの	50
		鉄骨造のもの	40
		その他のもの	15
		トンネル	
		鉄筋コンクリート造のもの	60
		れんが造のもの	35
		その他のもの	30
		その他のもの	30

構 築 物	発 電 用 又 は 送 配 電 用 の 物	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	30
		その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	57
		汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	41
		送電用のもの	
		地中電線路	25
		塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	36
		配電用のもの	
		鉄塔及び鉄柱	50
		鉄筋コンクリート柱	42
		木柱	15
		配電線	30
		引込線	20
		添架電話線	30
		地中電線路	25
	電 気 通 信 事 業 用 の 物	通信ケーブル	
		光ファイバー製のもの	10
		その他のもの	13
		地中電線路	27
		その他の線路設備	21
	放 送 用 又 は 無 線 通 信 用 の 物	鉄塔及び鉄柱	
		円筒空中線式のもの	30
		その他のもの	40
		鉄筋コンクリート柱	42
		木塔及び木柱	10
		アンテナ	10
	農 林 業 用 の 物	接地線及び放送用配線	10
		主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	
		果樹棚又はホップ棚	14
		その他のもの	17
		主として金属造のもの	14
		主として木造のもの	5
		土管を主としたもの	10
	広 告 用 の 物	その他のもの	8
		金属造のもの	20
	競 技 場 用、運 動 場 用、遊 園 地 用 又 は 学 校 用 の 物	その他のもの	10
		スタンド	
		主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	45
		主として鉄骨造のもの	30
		主として木造のもの	10
		競輪場用競走路	
		コンクリート敷のもの	15
		その他のもの	10
		ネット設備	15
		野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30
		水泳プール	30
		その他のもの	
		児童用のもの	
		すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	10
		その他のもの	15
	緑 化 施 設 及 び 庭 園	その他のもの	
		主として木造のもの	15
	舗 装 道 路 及 び 舗 装 路 面	工場緑化施設	7
		その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	20
		コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
	鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 又 は 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 の 物（前 掲のものを除く。）	ビチューマルス敷のもの	3
		水道用ダム	80
		トンネル	75
		橋	60
		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	50
		乾ドック	45
		サイロ	35
		下水道、煙突及び焼却炉	35
		高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい	30
		爆発物用防壁及び防油堤	25
		造船台	24
		放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	15
		その他のもの	60

構 築 物	コンクリート造又は コンクリートブロッ ク造のもの（前掲の ものを除く。）	やぐら及び用水池	40
		サイロ	34
		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	30
		下水道、飼育場及びへい	15
		爆発物用防壁	13
		引湯管	10
		鉱業用廃石捨場	5
		その他のもの	40
	れんが造のもの（前 掲のものを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル	50
		煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁	
		塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	7
		その他のもの	25
	石造のもの（前掲の ものを除く。）	その他のもの	40
		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池	50
		乾ドック	45
		下水道、へい及び爆発物用防壁	35
	土造のもの（前掲の ものを除く。）	その他のもの	50
		防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道	40
		上水道及び用水池	30
		下水道	15
	金属造のもの（前掲 のものを除く。）	へい	20
		爆発物用防壁及び防油堤	17
		その他のもの	40
		橋（はね上げ橋を除く。）	45
	金属造のもの（前掲 のものを除く。）	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	25
		サイロ	22
		送配管	
		鋳鉄製のもの	30
		鋼鉄製のもの	15
		ガス貯そう	
		液化ガス用のもの	10
		その他のもの	20
		薬品貯そう	
		塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	8
		有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	10
		アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	15
		水そう及び油そう	
		鋳鉄製のもの	25
		鋼鉄製のもの	15
		浮きドック	20
		飼育場	15
		つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	10
		露天式立体駐車設備	15
		その他のもの	45
	合成樹脂造のもの （前掲のものを除く。）		10
	木造のもの（前掲の ものを除く。）	橋、塔、やぐら及びドック	15
		岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	10
		飼育場	7
		その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの 及び前掲の区分によ らないもの	主として木造のもの	15
		その他のもの	50

（器具及び備品）

12 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8

■公園施設長寿命化計画策定指針(案)(平成 24 年 3 月国土交通省)

■主な公園施設と処分制限期間の採用値(参考)

工 種	施設名称	主要部材	処分制限期間 の採用値	採用値設定の参照項目(施設部目)
道路広場	コンクリート・ブロック舗装	コンクリート、レンガ、タイル、ブロック、平板	15	道路一舗装路面ーコンクリート敷・ブロック敷15年
	アスファルト舗装	アスファルト	10	道路一舗装路面ーアスファルト敷10年
	砕石素		15	道路一舗装路面ーコンクリート敷・ブロック敷を参考
	斜路	コンクリート	15	道路一舗装路面ーコンクリート敷15年を参考
	階段	コンクリート・板木	15	道路一舗装路面ーコンクリート敷15年を参考
	人道橋	コンクリート	60	道路一橋ーRC60年
	人道橋	金属(スチール)	60	道路一橋ーRC60年を参考
	人道橋	木製	15	道路一橋ー木製15年
	石橋	石材	38	休養施設ー休憩所ー石造38年を参考
	つり橋	金属	10	道路一つり橋ー金属10年
停乗施設	バス停	コンクリート	15	道路一橋ー木製15年
	自転車・バーゴラ	コンクリート	47	休養施設ー休憩所ー鉄筋コンクリート造47年を参考
	自転車・バーゴラ	れんが、石、ブロック	38	休養施設ー休憩所ーれんが造、石造又はブロック造を参考
	自転車・バーゴラ	金属(スチール) t>4	34	休養施設ー休憩所ー金属造を参考
	自転車・バーゴラ	金属(スチール) 4>t>3	27	休養施設ー休憩所ー金属造を参考
	自転車・バーゴラ	金属(スチール) t<3	19	休養施設ー休憩所ー金属造を参考
	トレリス	金属(スチール)	15	修景施設ー緑化施設ー金属15年
	トレリス	木製	7	修景施設ー緑化施設ー木製10年
	花壇	コンクリート・レンガ	20	修景施設ー緑化施設ーその他のもの20年
	景石	石材	38	修景施設ーその他のものー石造38年を参考
休憩施設	モニュメント	金属(スチール)	34	修景施設ーその他のものー金属造34年を参考
	噴水	コンクリート・噴水口金属	15	修景施設ー建物付風設備ー給排水設備15年を参考
	西阿	コンクリート・石	47	休養施設ー休憩所ーRC47年
	西阿	れんが、石、ブロック	38	休養施設ー休憩所ーれんが造38年
	西阿	金属(スチール) t>4	34	休養施設ー休憩所ー金属造(骨格材の肉厚4mmを超えるもの)
	西阿	金属(スチール) 4>t>3	27	休養施設ー休憩所ー金属造(骨格材の肉厚3mmを超え4mm以下のもの)
	西阿	金属(スチール) t<3	19	休養施設ー休憩所ー金属造(骨格材の肉厚3mm以下のもの)
	西阿	木製 合成樹脂	22	休養施設ー休憩所ー木造22年
	西阿	木骨モルタル	20	休養施設ー休憩所ー木骨20年
	ベンチ類	金属(スチール)	15	休養施設ーベンチー金属15年
遊戯施設	ベンチ類	木材、コンクリ	7	休養施設ーベンチー木製7年
	ベンチ類	木材、金属	7	休養施設ーベンチー木製7年
	ベンチ類	再生木材、金属・コンクリ	22	休養施設ー休憩所ー合成樹脂22年を参考
	ベンチ類	コンクリート	47	休養施設ー休憩所ーRC47年を参考
	ベンチ類	樹脂、金属	10	休養施設ー建物付風設備ーその他10年を参考
	滑り台		15	遊戯施設ー構築物ー金属製15年
	ブランコ		15	遊戯施設ー構築物ー金属製15年
	ジャンプジム、雲てい		15	遊戯施設ー構築物ー金属製15年
	鉄棒		15	遊戯施設ー構築物ー金属製15年
	シーソー		15	遊戯施設ー構築物ー金属製15年
運動施設	複合遊具	鋼材	15	遊戯施設ー構築物ー金属製15年
	複合遊具	柱、鋼材、パネル、ポリエチレン	15	遊戯施設ー構築物ー金属製15年
	複合遊具、アスレチック	木	7	遊戯施設ー構築物ー木製7年
	スプリング遊具	FRP	10	遊戯施設ー構築物ーその他10年
	砂場	コンクリート	15	道路一舗装路面ーコンクリート敷15年を参考
	登山	RC	40	展望台ー構築物ーコンクリート造40年を参考
	プール 本体	RC	30	運動施設ー構築物ー水泳プール30年
	プール 結排水衛生設備		15	運動施設ー建築物付風設備ー給排水15年
	プール 建物	SRC、RC	47	運動施設ー建物ーその他のものー鉄骨鉄筋コンクリート47年
	プール スライダー	SRC	30	運動施設ー構築物ー主として鉄骨造30年
運動施設	サッカー、バスケゴール	金属	15	運動施設ー構築物ーネット設備15年を参考
	防球ネット	樹脂	15	運動施設ー構築物ーネット設備15年を参考
	バックネット	金属	15	運動施設ー構築物ーネット設備15年を参考
	野球場 グラウンド	混合土・芝	30	運動施設ー構築物ー野球場等土工施設30年
	野球場 バックスクリーン	SRC、RC	45	運動施設ー構築物ースタンドー主として鉄骨鉄筋コンクリート45年
	野球場 スタンド	SRC、RC	45	運動施設ー構築物ースタンドー主として鉄骨鉄筋コンクリート45年
	野球場 スタンド	金属製	30	運動施設ー構築物ースタンドー主として鉄骨造30年
	野球場 スタンド下建物	SRC、RC	47	運動施設ー建物ーその他のものー鉄骨鉄筋コンクリート47年
	陸上競技場 グラウンド	合成樹脂	10	道路一舗装路面ーアスファルト敷10年
	陸上競技場 スタンド	SRC、RC	45	運動施設ー構築物ースタンドー主として鉄骨鉄筋コンクリート45年
運動施設	テニスコート 舗装	宝天然	10	道路一舗装路面ーアスファルト敷10年
	テニスコート ポスト等備品	金属	18	運動施設ー建物付風設備ー金属製18年を参考
	多目的、テニス、陸上	クレーン、アンダーカー	10	道路一舗装路面ーアスファルト敷10年
	運動用具倉庫	SRC、RC	38	運動施設ー建物ー運動器具倉庫ー鉄骨鉄筋コンクリート38年
	運動用具倉庫	ブロック造	34	運動施設ー建物ー運動器具倉庫ーブロック造34年
	運動用具倉庫	金属造 t>4	31	運動施設ー建物ー運動器具倉庫ー金属造(骨格材の肉厚4mmを超えるもの)
	運動用具倉庫	金属造 4>t>3	24	運動施設ー建物ー運動器具倉庫ー金属造(骨格材の肉厚3mmを超え4mm以下のもの)
	運動用具倉庫	金属造 t<3	17	運動施設ー建物ー運動器具倉庫ー金属造(骨格材の肉厚3mm以下のもの)
	運動用具倉庫	木造	15	運動施設ー建物ー運動器具倉庫ー木造15年
	体育館等建築物	SRC、RC	47	運動施設ー建物ーその他のものー鉄骨鉄筋コンクリート47年
体育館等建築物	体育館等建築物	ブロック造	38	運動施設ー建物ーその他のものーブロック造38年
	体育館等建築物	金属造 t>4	34	運動施設ー建物ーその他のものー金属造(骨格材の肉厚4mmを超えるもの)
	体育館等建築物	金属造 4>t>3	27	運動施設ー建物ーその他のものー金属造(骨格材の肉厚3mmを超え4mm以下のもの)
	体育館等建築物	金属造 t<3	19	運動施設ー建物ーその他のものー金属造(骨格材の肉厚3mm以下のもの)
	体育館等建築物	木造	22	運動施設ー建物ーその他のものー木造22年
	トイレ建物	SRC、RC	50	体育施設ー便所ーRC50年
	トイレ建物	コンクリート・ブロック	41	体育施設ー便所ーブロック造41年
	トイレ建物	木造	24	体育施設ー便所ー木造24年
	トイレ設備	給排水、衛生設備	15	体育施設ー建築物付風設備ー給排水15年を参考
	水飲み	コンクリート	15	体育施設ー建築物付風設備ー給排水15年を参考
体育館等建築物	クズ入れ・破砕入れ	金属(スチール)	18	体育施設ー構築物ー金属製18年
	時計塔	金属(スチール)	15	体育施設ー建築物付風設備ー電気設備ーその他のもの15年
	サイン	木製	15	管理施設ー構築物ー木柱15年
	サイン	鋼材	18	管理施設ー建物付風設備ー金属製18年を参考
	サイン	コンクリート	42	管理施設ー構築物ーRC柱42年
	擁壁	コンクリート	50	展望台ー構築物ー鉄筋コンクリート造50年
	擁壁	コンクリート・ブロック	40	展望台ー構築物ー構築物ーブロック造40年
	フェンス	金属(スチール)	18	管理施設ー建物付風設備ー金属製18年を参考
	フェンス	鉄線	30	管理施設ー構築物ー鉄線製30年
	橋	鋼材	18	管理施設ー建物付風設備ー金属製18年を参考
管理施設	橋	橋木	42	管理施設ー構築物ーRC柱42年
	橋	スチレス	38	建築物のLC評価用データ集(改訂第4版)を参考に設定
	橋	アルミ	24	建築物のLC評価用データ集(改訂第4版)を参考に設定
	手すり	金属(スチール)	18	管理施設ー建物付風設備ー金属製18年を参考
	手すり	スチレス	38	建築物のLC評価用データ集(改訂第4版)を参考に設定
	手すり	アルミ	24	建築物のLC評価用データ集(改訂第4版)を参考に設定
	車止め	コンクリート	42	管理施設ー構築物ーRC柱42年
	車止め	鋼材	18	管理施設ー建物付風設備ー金属製18年を参考
	車止め	スチレス	38	建築物のLC評価用データ集(改訂第4版)を参考に設定
	車止め	アルミ	24	建築物のLC評価用データ集(改訂第4版)を参考に設定
管理施設	人孔、柵	コンクリート	20	下水道事業費補助ー管路施設ーマンホール躯体20年を参考
	排水	コンクリート	20	下水道事業費補助ー管路施設ー管渠20年を参考
	雨水・汚水管		20	下水道事業費補助ー管路施設ー管渠20年を参考
	止水栓、排水栓、量水器	金属(スチール)	15	体育施設ー建築物付風設備ー給排水15年を参考
	給水管		15	体育施設ー建築物付風設備ー給排水15年を参考
	照明灯	金属(スチール)	18	管理施設ー建物付風設備ー金属製18年を参考
	引込柱	金属(スチール)	18	管理施設ー建物付風設備ー金属製18年を参考
	分電盤	金属(スチール)	15	管理施設ー建物付風設備ー電気設備ーその他15年
	CV		30	管理施設ー構築物ー配電線30年
	管理事務所等建物	SRC、RC	50	管理施設ー建物ー管理事務所ー鉄骨鉄筋コンクリート50年
管理施設	管理事務所等建物	ブロック造	41	管理施設ー建物ー管理事務所ーブロック造41年
	管理事務所等建物	金属造 t>4	38	管理施設ー建物ー管理事務所ー金属造(骨格材の肉厚4mmを超えるもの)
	管理事務所等建物	金属造 4>t>3	30	管理施設ー建物ー管理事務所ー金属造(骨格材の肉厚3mmを超え4mm以下のもの)
	管理事務所等建物	金属造 t<3	22	管理施設ー建物ー管理事務所ー金属造(骨格材の肉厚3mm以下のもの)
	管理事務所等建物	木造	24	管理施設ー建物ー管理事務所ー木造24年

海老名運動公園再整備計画
基本計画書(改定)

令和 7 年 5 月

海老名市市民協働部文化スポーツ課

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1